

平成 30 年版

(平成 29 年度実績)

環境報告書

豊田市

この報告書は、
豊田市環境基本条例第 17 条に基づき、
平成 29 年度における豊田市の環境の状況、
実施した環境施策の概要についてまとめ、
公表するものです。
なお、組織改編により、所属名が変更している場合は、
平成 30 年度の所属名で記載しています。

本書の内容は、豊田市のホームページにも掲載しています。

目次

第1部 特集

特集1 豊田市環境基本計画	1
特集2 西三河5市連携によるエコアクション	4

第2部 平成29年度の環境の状況と施策

第1章 市民の環境行動力の向上と共働の推進	5
第1節 環境学習・環境教育の推進	5
第2節 環境行動を促す支援や仕組みづくり	13
第3節 市民に役立つ環境情報の収集と提供	17
第4節 市の環境率先行動	21
第2章 豊田市から取り組む地球温暖化の防止	24
第1節 環境にやさしい暮らしや事業活動の推進	24
第2節 交通システムの総合的な改善	37
第3節 事業者の取組の促進	48
第4節 森の保全・整備	52
第3章 豊かな自然環境との共生	55
第1節 環境の状況	55
第2節 自然と調和できる仕組みの構築	61
第3節 多様な生態系の保全	64
第4節 自然のネットワークの形成	71
第5節 健全な水循環系の構築と森づくりの推進	78
第6節 自然とのふれあいを通じて活動できる人づくりの推進	80
第4章 循環型のライフスタイル・産業活動への転換	84
第1節 環境の状況	84
第2節 廃棄物の発生抑制（リデュース）の促進	88
第3節 廃棄物の再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）の促進	90
第4節 廃棄物の適正処理の推進	94
第5章 安全・安心で快適な生活環境の保全	99
第1節 環境の状況	99
第2節 大気汚染の防止	101
第3節 水質汚濁の防止	109

第4節	土壌・地下水汚染の防止	116
第5節	騒音・振動、悪臭の防止	118
第6節	有害化学物質による環境リスクの低減	127
第7節	快適な生活環境の確保	136

資料編

別表1	豊田市環境基本計画後期重点プロジェクト事業の進捗状況一覧	140
別表2	温室効果ガス排出量	144
別表3	グリーン調達率（平成29年度）	145

参考資料

1	環境行政年表（直近5年）	149
2	環境部の業務内容（平成29年度）	151
3	開発に関する法規制等（平成30年3月31日現在）	153
4	環境関連例規	155
5	環境関連資料	157
6	とよたエコアクションプラン（要旨）	158
7	環境マネジメントシステムに定める環境方針	160

【クローズアップ】

◇	環境学習施設エコット開館10周年 市民のエコへの想いをカタチに、「想いの花を咲かせよう」	6
◇	初開催 眠らない清掃工場を見学 渡刈クリーンセンターナイトツアー	8
◇	エコな農山村ボランティア体験の実施	12
◇	とよたエコライフセンターオープン	20
◇	「つながる」でつくる持続可能な社会：SDGs 推進に向けた国際シンポジウム及び関連イベントの開催	36
◇	とよた SAKURA プロジェクトパートナー事業	42
◇	ユニバーサルデザインタクシー普及促進事業	44
◇	生物多様性保全スタンプラリー	61
◇	ラムサール条約湿地「矢並湿地自由観察の日」を開催	64
◇	食品ロス量の実態調査を実施	87
◇	～「もったいない」を「ありがとう」に～ フードドライブを実施	89
◇	都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト	93
◇	災害時の廃棄物処理等に関する協定を締結	98

第 1 部

特 集

特集1 豊田市環境基本計画

1 はじめに

本市では、豊田市環境基本条例（昭和46年制定、平成8年9月全部改正）で目指す「持続的な発展が可能な社会」の実現に向け、環境の保全及び創造に関する施策を、総合的かつ計画的に推進することを目的として、環境基本計画を策定しています。平成7年3月に策定した後、平成14年3月、平成20年12月の改訂を経て、平成29年度に平成30年度から8年間の計画として3回目の改訂をしました。

2 新基本計画の概要

(1) 基本理念

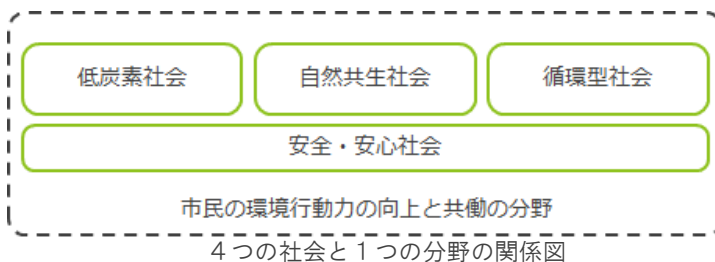
計画の基本理念は、以下のように設定しています。

私たちは、「WE LOVE とよた」を合言葉に、“豊かな自然の恵み”と“先進的な技術”を活かして、将来にわたって環境にやさしく、多様で豊かな豊田市をつくります。

1. 市民一人ひとりが高い意識を持ち、行動します。
2. 市民・事業者・行政が共働して、更に大きな行動につなげます。
3. 意識せずとも、環境にやさしい行動が選択される仕組みづくりを進めます。

(2) 目指す分野・社会像

本市の環境に関する状況・課題を幅広くかつ的確に把握し、長期的な視野に立って環境政策の方向性を提示するため、本計画を「低炭素社会」、「自然共生社会」、「循環型社会」、「安全・安心社会」の4つの社会と、それらの社会を横断的につなぐ「市民の環境行動力の向上と共働の分野」で構成します。4つの社会と1つの分野の関係は、下図のように「安全・安心」が確保されることを前提として、「低炭素」、「自然共生」、「循環型」の各社会を総合的に実現し、市民一人ひとりが高い意識の下、「環境行動力」を発揮し、各主体が「共働」で取り組むことにより、更に大きな取組を生み、これらの社会を実現していきます。



(3) 社会・分野ごとの目指す姿や施策展開

本計画では、社会・分野ごとに具体的なめざす姿を定め、更にそれぞれに施策の柱があります。また、目指す姿をそれぞれの指標と結び付けることにより、施策の展開の結果が計画の実現につながるよう目に見えるようにしています。

(4) 策定経緯

平成28年度から2か年かけて検討し、平成29年9月19日に環境審議会の答申を受け、平成30年3月に改訂しました。

3 前環境基本計画（平成 21 年度～29 年度）の成果

（1）環境指標の状況

前環境基本計画では、計画における目標達成状況の把握、施策の評価等を推進する手段として、めざす社会像ごとに環境指標及び目標値を設定しており、最終実績値は下表のとおりです。

代表する環境指標		基準値 (基準年)	最終実績値	目標値※ (平成 29 年度)	
低炭素社会	【家庭】	電力使用量	724, 594 千 kWh (平成 23 年度)	4. 6%増加 (757, 978 千 kWh) (平成 29 年度)	20%削減 (579, 675 千 kWh)
		次世代自動車割合	9. 5% (平成 23 年度)	24. 9% (平成 28 年度)	25%
	【業務】	電力使用量	796, 294 千 kWh (平成 23 年度)	0. 5%増加 (800, 989 千 kWh) (平成 29 年度)	40%削減 (477, 776 千 kWh)
		次世代自動車割合	2. 0% (平成 23 年度)	1. 8% (平成 28 年度)	5%
	再生可能エネルギー導入率		21% (平成 23 年度)	24% (平成 29 年度)	24%
自然共生社会	【希少種】 メダカの生息が確認されたメッシュ数	23/39 メッシュ (平成 24 年度)	23/39 メッシュ (平成 29 年度)	23/39 メッシュ	
	【普通種】 ツバメの仲間の生息が確認されたメッシュ数	35/39 メッシュ (平成 24 年度)	25/39 メッシュ (平成 29 年度)	35/39 メッシュ	
	1 調査メッシュ当たりにおいて対象生物の生息生育が確認された種数（外来種を除く）の平均	14/26 種 (平成 24 年度)	17/26 種 (平成 29 年度)	14/26 種	
	市民参加生き物調査の参加人数	1, 561 人 (平成 24 年度)	3, 349 人 (平成 29 年度)	3, 000 人	
循環型社会	燃やすごみの量	114, 420 トン (平成 17 年度)	0. 4%増加 (114, 905 トン) (平成 29 年度)	20%削減 (91, 500 トン)	
	資源化率	20. 1% (平成 17 年度)	19. 5% (平成 29 年度)	30%	
	埋めるごみの量	23, 636 トン (平成 17 年度)	62%削減 (8, 932 トン) (平成 29 年度)	65%削減 (8, 200 トン)	
	1 人 1 日当たりのごみの排出量	668g (平成 23 年度)	646g (平成 29 年度)	630g (38g 削減)	

※平成 29 年度当初に設定

(2)重点プロジェクトの施策・事業の取組実績

重点プロジェクトの施策・事業についての進捗達成状況については、「資料編別表1 豊田市環境基本計画後期重点プロジェクト事業の進捗状況一覧」に掲載しています。

(3)その他の施策・事業の取組実績

重点プロジェクトに位置付けていないその他の施策・事業等については、第2部平成29年度の環境の状況と施策としてその取組状況をまとめています。

4 おわりに

「WE LOVE とよた」を合言葉に、一人ひとりの環境行動の促進、共働による相乗効果の創出、環境行動を下支えする仕組みづくりを進めることで、持続可能な社会を目指します。

特集2 西三河5市連携によるエコアクション

1 西三河5市（豊田・岡崎・安城・知立・みよし）首長誓約推進協議会

平成28年度に策定した「西三河都市間連携による持続可能なエネルギーアクションプラン」の推進に向け、西三河5市（豊田・岡崎・安城・知立・みよし）で協議会を設置し、様々な連携事業を開始しました。



2 西三河5市連携クールシェア事業

外出を促すことにより、家庭におけるCO₂排出の主因である電力使用量を削減するとともに、市民が各市のクールシェアスポットを周遊することで、施設の集客を高め、活性化につなげました。



期 間：平成29年7月1日～平成29年9月30日

	参加世帯数	電力削減量	CO ₂ 削減量
合計	393世帯	1766.1 kWh	856.6 kg-CO ₂

3 民間企業との連携事業

若年層（20～40代）の環境意識の喚起や行動機会の提供を目的として、スターバックス コーヒー ジャパン(株)のブランド力、情報発信力を活用し、ライトダウン、クールシェアやウォームシェアなどの取組を共働で実施しました。

取組	5市内での開催回数
Delight in the Night (ライトダウン)	5回
クールシェアプログラム「Let's Cool Share!」	3回
ウォームシェアプログラム 「自動車内装用シートで、マイスリーブをつくろう!」	19回

4 業務系冷暖房・給湯設備の再エネ導入・高効率化事業

西三河5市の中小事業者を対象とし、国の補助を活用した無料の省エネルギー相談事業を実施しました。相談を希望する中小事業者に対し、エネルギー分野の専門家等の派遣（累計44回）、セミナーの開催（全5回、参加者48人）により、省エネへの取組を支援しました。



第 2 部

平成 29 年度の環境の状況と施策

第1章 市民の環境行動力の向上と共働の推進

本市では、市民一人ひとりが環境に対する関心や自覚を高め、環境問題を正しく理解し、自分自身の問題として捉え、自発的に環境に配慮した行動を実践する力（＝環境行動力）を向上させ、市民・事業者・市などが共働して環境行動を着実に実践する都市を目指しています。

第1節 環境学習・環境教育の推進

施策の基本的方向

市民の環境への関心を高めるとともに、環境問題の正しい知識を深めるため、環境学習・環境教育を推進します。

1 総合的な環境学習の推進

(1) 環境学習施設 eco-T（エコット）

「環境学習施設 eco-T（エコット）」は身近な環境問題や日常生活における環境にやさしい行動について学ぶことのできる生活系環境学習の拠点として、平成19年6月1日に渡刈クリーンセンター内に開設されました。施設には、屋上・壁面緑化、太陽光・風力発電設備を整え、省エネルギー・代替エネルギー設備やリサイクル材、「愛・地球博」のリユース材なども活用しています。

エコットは「私たちがつくる私たちの学習施設」をテーマとしており、市民ボランティアであるインタープリターが運営を企画し、環境学習プログラムを実施しています。エコットやインタープリターが企画したエコライフ講座において、平成29年度は51回1,126人が受講しました。

また、エコットは、愛知県地球温暖化防止活動推進センターの豊田支所及び東海4県のポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理に関する情報提供・啓発に関する拠点施設としても位置付けられています。

平成29年度は、市内小学校の公共施設見学を始め様々な分野での講座を開催し、年間で28,510人の来館がありました。また、小中学校39校3,732人に対して出前授業を実施しました。
〔環境政策課〕

【環境学習施設 eco-T（エコット） 施設概要】

開館時間	午前9時～午後5時
休館日	毎週月曜日（休日の場合は翌日）、年末年始
住所	〒470-1202 豊田市渡刈町大明神 39-3 渡刈クリーンセンター内
電話等	TEL:26-8058 FAX:26-8068



エコットの外観

クローズアップ

環境学習施設 eco-T（エコット）開館10周年

市民のエコへの想いをカタチに、「想いの花を咲かせよう」

環境学習施設エコットは、平成29年6月1日に開館10周年を迎え、平成29年6月4日に開催されたエコットフェスタ2017では10周年を記念する催しを開催しました。その記念企画として「想いの花を咲かせよう」と題し、環境学習施設エコットの運営に関わる行政、市民、NPOの3者の代表である、豊田市長、豊田市議会議長、環境学習施設の管理運営を行うNPO法人代表、10年間活動するインタープリターの4者が活動しているエコ活動を披露しました。エコットフェスタ以降は、月ごとにテーマを変え、来館者にメッセージを寄せてもらいました。周年事業を締めくくる2月には全期間に寄せられたメッセージを集めて展示しました。

〔環境学習施設 eco-T（エコット）〕



(2) 自然観察の森

「豊田市自然観察の森」(面積約150ha)は、身近な自然を都市近郊で確保し、市民が気軽に自然に親しみながら自然の仕組みと機能を学ぶことのできる自然系環境学習の拠点として、平成2年4月1日、全国10か所の自然観察の森のうち、8番目に開設しました。

自然観察の森は、中心市街地の東方約4kmの標高70~140mに位置し、鞍ヶ池公園に隣接する自然林の中にあります。森の中には、ネイチャーセンターを中心として、自然観察路や観察舎、休憩所、学習広場、展望台、探鳥用ブラインドなどの施設が整備されており、四季折々の身近な自然を観察することができます。

平成29年度は、自然観察会や自然とのふれあいを目的とした体験型講座、展示企画及び出張講座等を538回開催し、年間で27,649人が参加しました。来館者は45,575人でした。

〔環境政策課〕

【自然観察の森 施設概要】

利用時間	【4月~9月】午前9時~午後5時30分 【10月~3月】午前9時~午後4時30分
休館日	毎週月曜日(休日の場合は開館)、年末年始
住所	〒471-0014 豊田市東山町4-1206-1
電話等	TEL:88-1310 FAX:88-1311



2 家庭、地域、職場等における環境学習の充実

(1) 環境学習機会の充実

本市では、環境省が呼び掛ける「CO₂削減／ライトダウンキャンペーン」の趣旨に賛同して、夏至の日（夏至ライトダウン）と七夕の日（クールアース・デーライトダウン）の午後8時から午後10時までの2時間、市役所を始めとする公共施設で消灯を実施したほか、市内のライトアップ施設にも消灯を広く呼び掛けました。〔環境政策課〕

(2) 環境学習活動への支援

地域や学校での環境学習活動を支援する指導者を養成するため、環境学習指導者育成講座を開催しています。

平成29年度は、エコットや自然観察の森での育成講座などを開催しました。〔環境政策課〕

平成29年度 環境学習指導者育成講座の開催実績

講座名	開催状況等
インタープリター育成講座 (エコット開催)	開催日 6回 (12/5・12/19・1/16・1/30・2/6・2/27) 参加者 8人 (6人が修了、6人がボランティア登録)
インタープリターステップアップ講座 (エコット開催)	開催日 11回 (4/26・4/28・5/11・5/12・8/9・9/18 11/7・12/15・3/5・3/7・3/15) 参加者 209人 (重複あり)
わくわく里山保全講座 (自然観察の森開催)	開催日 3回 (10/8・10/15・10/22) 参加者 5人 (5人が修了)
森の自然案内人養成講座 (自然観察の森開催)	開催日 5回 (5/14・5/21・5/28・6/4・6/11) 参加者 4人 (4人が修了)
調査ボランティア養成講座 (自然観察の森開催)	開催日 3回 (9/30・10/1・10/7) 参加者 2人 (2人が修了)

② 環境学習教材の貸出し・提供

エコットでは、自主的な環境学習を支援するために、生活排水の汚れを簡単に測定できるCO₂Dパックテストなどの教材や書籍、水生生物調査用のグッズなどを各種取り揃え、市内の小中学校、こども園、交流館などに貸出しや提供を行っています。また、平成28年度から、積み木の貸出しも開始しました。

平成29年度は、教材の貸出し18回・提供11回（団体・個人）、積み木の貸出し19回の利用がありました。〔環境政策課〕

3 学校教育における環境教育の充実

(1) 学習内容の充実

① ESD（持続発展教育）の推進

豊田市では、平成26年度に土橋小学校、前林中学校、藤岡南中学校の3校がユネスコスクールに認定されました。ESD（持続発展教育）の推進校として、それぞれが特色ある環境教育を進めています。〔学校教育課〕

② 都市と山間の教育交流事業

市内の都市部と山間部の学校間交流を促進し、社会性を広げ、自分の住む地域に誇りを持つ児童・生徒の育成を目指しています。

平成 29 年度は、20 校の子どもが交流しました。合同で学校行事を開催したり、それぞれの町の特色を発表し合ったりする交流を通して、自分の住む地域の“よさ”を再認識し、ふるさと豊田市に愛着と誇りの持てる子どもの育成を目指しています。〔学校教育課〕

③ 清掃工場、不燃物処分場等の見学・学習（小学 4 年生対象）

社会科や総合的な学習の時間に、渡刈クリーンセンターやグリーン・クリーンふじの丘、とよたエコフルタウン、あすけ水の館の見学を実施しています。〔学校教育課〕

平成 29 年度 見学学習への参加実績

見学場所	見学した学校	見学人数
渡刈クリーンセンター	61 校	3,939 人
グリーン・クリーンふじの丘	17 校	1,450 人
とよたエコフルタウン	9 校	752 人
あすけ水の館	7 校	376 人

クローズアップ 初開催 眠らない清掃工場を見学 渡刈クリーンセンターナイトツアー

環境学習施設エコットは、開館 10 周年記念事業の 1 つとして渡刈クリーンセンターナイトツアーを開催しました。日頃見学は昼に行っていますが、夜間の開催は初めてでした。全 3 回開催し、参加者は渡刈クリーンセンターの見学をしながら、懐中電灯の明かりを頼りに通路に設置された環境に関するクイズを解くなどして、環境への知識を深めました。

〔環境政策課〕



④ 地域の人的資源を活用した総合的な学習の推進

本市では、国際理解や福祉と並んで「環境」をテーマとして総合的な学習の時間に取り組んでいる小中学校が多くあります。矢作川の水質調査を実施している西広瀬小学校や愛鳥活動を継続している滝脇小学校、ラムサール条約湿地である矢並湿地等の保全活動を行っている矢並小学校、校舎を教材に ESD を展開している土橋小学校など、地域の人々の協力を得ながら特色のある活動を展開しています。

また、本市では子どもの身近な問題や環境に関する学習をより効果的に進めるために、「特色ある学校づくり推進事業」などで各学校の特色ある教育活動を支援しています。平成 29 年度ではほとんどの学校において地域講師を招いた活動が実施されています。その中で環境学習に関する人的活用の内容には、次のようなものが見られました。〔学校教育課〕

地域講師を招いた活動内容

野菜・果物作り、地域の食材を活かした調理やおやつ作り、稲作、生き物飼育学習、地域環境美化活動、花作り、伝統的日本食作り、水質汚濁調査、竹炭作り、和紙制作、自然環境保全運動

⑤ 緑のカーテン

平成 20 年度から、夏の暑さ対策、環境教育及び地域住民との共働を目的として、市内小中学校で「緑のカーテン事業」を実施しています。

平成 29 年度は、「緑のカーテンコンテスト」の応募に向けて地域と共に取り組むことにより、地域とのつながりが強化され、また環境への意識を更に高めることができました。

今後も、暑さ対策や地域との共働による緑のカーテンの管理を行うなど、本事業の推進を図ります。〔学校づくり推進課〕

年度別緑のカーテン実施校

実施年度	実施校数
H20	小学校 6 校、中学校 3 校
H21	小学校 6 校、中学校 3 校
H22	小学校 8 校、中学校 2 校
H23	小学校 15 校、中学校 3 校
H24	小学校 24 校、中学校 7 校
H25	小学校 25 校、中学校 6 校
H26	小学校 26 校、中学校 5 校
H27	小学校 24 校、中学校 5 校
H28	小学校 26 校、中学校 7 校
H29	小学校 22 校、中学校 6 校



⑥ 校庭及び中庭の芝生化

平成 20 年度から、夏の暑さ対策及び環境に配慮した学校づくりを目的として、市内小中学校で「学校中庭芝生化整備事業」を実施しています。

主な取組内容として、衣丘小学校では保護者や児童を対象とした芝生の管理講習会を行いました。このように芝生の管理・育成を地域と共に実施することで、子どもだけでなく大人にも学校の芝生に対する愛着を高めました。今後は引き続き、地域との共働による継続的な芝生の管理を推進します。 [学校づくり推進課]

校庭及び中庭芝生の新規設置状況

実施年度	実施校
H20	拳母小、小清水小、高岡中
H22	藤岡南中
H23	衣丘小、稲武小
H24	浄水小、小原中部小



豊田市立小原中部小学校

※新規設置以降、各校で継続した芝生管理を実施中

※稲武小の芝生はH28に稲武支所（水別広場）へ移設

(2) 環境教育への支援

① 水生生物調査

水生生物調査は、川に生息する水生生物の種類や数を調査することで、その河川の水質汚濁状況を知ることができます。活動を通して、川に親しみ、身近な自然環境を守ることの大切さを理解する機会となっています。

本市では、調査に必要な手引やグッズ及び環境学習ボランティア派遣の支援を行っています。平成6年度に小学校2校で開始され、平成29年度は、小学校17校で8河川25地点の調査が実施されました。 [環境政策課]

水生生物調査の様子



平成29年度 水生生物調査結果

学校名	参加児童数	調査日	河川名	調査地点数	水質判定結果※
西広瀬小学校	14	7月10日	飯野川	1	Ⅱ
中金小学校	3	6月27日	力石川	2	① Ⅰ ② Ⅱ
加納小学校	39	7月12日	籠川	1	Ⅱ
大畑小学校	11	7月7日	西広見川	1	Ⅱ
九久平小学校	33	9月8日	滝川	3	① Ⅰ ② Ⅱ ③ Ⅱ
豊松小学校	5	6月9日	仁王川	1	Ⅰ
幸海小学校	16	7月7日	白山川	2	① Ⅱ ② Ⅱ
市木小学校	78	6月23日	市木川	3	① Ⅲ ② Ⅳ ③ Ⅳ

上鷹見小学校	3	7月4日	一ノ瀬川	1	I
追分小学校	9	6月9日	①朝日川 ②巴川	2	① II ② II
稲武小学校	13	6月23日	名倉川	1	II
飯野小学校	51	5月2日	飯野川	1	II
本城小学校	7	7月11日	田代川	1	II
岩倉小学校	42	7月6日	平藪川	1	I
平和小学校	51	6月16日	矢作川	4	① II ② I ③ II ④ II
駒場小学校	54	6月27日	逢妻女川	1	I
大蔵小学校	18	7月29日	阿摺川	1	II
17校	447人		18河川	27地点	I : 7地点 II : 17地点 III : 1地点 IV : 2地点

※ I : きれいな水、II : ややきれいな水、III : きたない水、IV : とても汚い水

② こどもエコクラブ

次世代を担う子どもが環境を大切にする意識を持ち、地域環境、地球環境に関する学習や活動を推進するため、本市では、エコットを事務局として「こどもエコクラブ」を支援しています。

「こどもエコクラブ」は、2人以上の仲間(メンバー)と、活動を支える1人以上の大人(サポーター)で構成されます。平成29年度は、全国で1,852クラブが登録・活動しました。本市では、小学校を中心に4クラブ189人が登録し、自然観察、水生生物調査、ごみの調査などの活動を行いました。また、平成30年2月4日には交流発表会を開催し、クラブ活動を発表しました。
〔環境政策課〕



こどもエコクラブ
キャラクター「エコマル」

こどもエコクラブ交流発表会



③ 小学生向け環境学習補助教材

環境への理解を深め、環境にやさしい行動が自然に身につくよう、小学校4年生向けの環境学習補助教材を作成しています。

「ごみ」「地球温暖化問題」「自然環境」のテーマについて学んだり、調べたりして、環境にやさしい暮らし方を考える機会づくりをしています。
〔環境政策課〕



④ 矢作川の小さな見張り番～西広瀬小学校の水質調査の取組

昭和51年7月3日、西広瀬小学校の児童たちは目の前を流れる矢作川が汚れているのに気づき、水遊びのできるきれいな川にしようと透視度による水質調査を始めました。この水質調査は、一日も休まず続けられ、平成30年3月31日には連続15,247日になりました。

この活動は、流域の住民の共感を呼び、河川愛護運動のきっかけとなるとともに、環境保全活動の一つとして全国に紹介されています。平成11年3月22日には日本水大賞の審査部会特別賞を受賞し、その後も様々な賞を受賞しています。

この活動を市民に紹介し河川愛護についての理解を深めるため、市役所ロビーに水質監視データ掲示板を設置し、西広瀬小学校の活動内容と毎日送られてくる水の透視度を掲示しています。



西広瀬小学校水質調査

〔環境政策課〕

西広瀬小学校の水質調査 受賞歴

年月	表彰名
平成11年3月	日本水大賞 審査部会特別賞
平成15年7月	「川の日」ワークショップ 準グランプリ
平成18年11月	朝日のびのび教育賞

クローズアップ

エコな農山村ボランティア体験の実施

農山村で自然と触れ合いながら、地産地食等の環境に関わる取組に対して理解を深めることを目的に、平成29年度から本格的に事業をスタートしました。実施事業者を公募で募集し、3団体が実施しました。平成29年8月には「エコなブルーベリーのつみ取りボランティア体験」、11月には「エコな小豆収穫ボランティア体験」、平成30年3月には「エコなしいたけ菌打ちボランティア体験」を実施しました。体験者には事業者からとよたエコポイントが発行されました。

〔環境政策課〕



第2節 環境行動を促す支援や仕組みづくり

施策の基本的方向

市民の環境に配慮した自発的な行動を促すための支援や、仕組みをつくりま

1 環境行動を促す支援

環境活動団体への支援

① 魅力と誇りある地域づくり推進事業“わくわく事業”

わくわく事業は、地域資源（人、歴史、文化など）を活用し、地域課題の解決や地域の活性化に取り組む団体を支援する地域活動支援制度です。「わたしたちの地域は、私たちの手でもっと住みよくおもしろく」を合言葉に、地域の皆さんで身近なまちづくり活動に取り組んでいます。地域会議による公開審査に基づき、市長が補助事業、補助額などを決定し、団体に補助金を交付します。

平成29年度は、全体として290件（参加延べ人数10,262人）の事業が助成を受け、うち環境保全などに関する事業は115件（参加延べ人数4,064人）でした。〔地域支援課〕

② 自治区活動（まちと川を美しくする会）への支援

市内の自治区で組織する「まちと川を美しくする会」主催による環境美化活動が、春と秋の年2回市内一斉に行われます。本市では、ごみの回収に必要なごみ袋や土のう袋の提供を行っています。また、自治区が集めたごみを市が業者に委託して、収集運搬しています。

平成29年度は、延べ170,748人（春は85,039人、秋は85,709人）が参加し、延べ502自治区（春は246自治区、秋は256自治区）で環境美化活動が実施され、871tのごみを収集運搬しました。〔地域支援課〕

③ 市民活動促進事業

「市民活動促進補助金」として、「はじめの一步」、「活動ステップアップ部門」及び「新規事業チャレンジ部門」の3部門を設け、活動の発展段階に応じた補助事業を行っています。市内で特定非営利活動促進法に掲げる分野に関する事業を行う団体又は市民活動を始めようとしている団体を対象に、公開審査会において認められた団体に補助しています。

平成29年度は、補助団体総数18団体、補助金額総額1,706千円であり、うち環境活動関係の団体は1団体、補助金総額は100千円でした。〔市民活躍支援課〕

平成29年度 市民活動促進補助金交付団体（うち環境活動関係団体）

団体名	助成額	活動内容
とよたヨキもり会 （はじめの一步 部門）	100千円 （1年目）	荒涼とした人工林を間伐し、安全で豊かな山づくりを目指す。その中で、市民の暮らしの活性化と同調した豊かな自然の循環・保全に努める。

2 環境行動を促す仕組みづくり

(1) とよたエコライフ倶楽部の活動

とよたエコライフ倶楽部は、平成11年3月に発足した「豊田市買物袋持参運動(エコライフ)推進協議会」を前身とする市民団体で、平成16年4月から「とよたエコライフ倶楽部」と改名、組織変更し活動しています。

市民、事業者、行政の連携の下、環境の保全と創造に向け各々が役割を理解し実践することにより、市民一人ひとりに環境に配慮した行動を促すとともに、より多くの市民の参加を得て「持続可能な社会」の構築に寄与することを目的としています。

役員会、運営委員会のほか、「ごみ減量部会」、「エコレンジャー部会」の二つの部会で構成しています。

平成29年度の主な事業内容は次のとおりでした。

〔環境政策課〕

① エコファミリー制度・とよたエコポイント制度の推進

とよたエコポイント制度の普及を図るために、イベント等でエコファミリーの募集活動を行ったり、エコ行動に対してエコポイントを発行したりしました。また、エコポイントの交換を促進するために、商品の出張交換を行いました。

平成29年度は、10のイベントにおいて、新規エコファミリー宣言142世帯、エコポイント発行1,565件、エコポイント商品出張交換が696件ありました。

② 牛乳パックリサイクル品「モーいちど」の普及促進

市内の学校給食で飲まれた牛乳パックを児童生徒が分別しリサイクルされる再生紙100%のティッシュ「モーいちど」の普及促進のために、製品を知ってもらうための取組として自治区向けの斡旋やとよたエコポイントの交換商品として提供をしました。また、公共施設のトイレで使用していることを見える化する取組としてPRステッカーを作成し、貼付しています。

③ 出前講座

とよたエコライフ倶楽部会員が、市民の目線で「地球にやさしい暮らし方」を伝えることを目的として出前講座を行っています。楽しみながらエコライフを実践できるようなメニューを使い、自治区や学校、交流館など様々な場所で実施しています。

平成29年度は、35講座を実施しました。



出前講座の様子

④ とよたエコライフ倶楽部フェスタの開催

平成29年8月27日、メグリア本店において、「とよたエコライフ倶楽部フェスタ」を開催しました。

平成29年度は、とよたエコポイント抽選会、エコレンジャーショー、牛乳パックコマ回し大会等を行い、約700名が来場しました。



フェスタの様子

(2) とよたエコポイントを活用した行動転換の促進

市民のエコライフ推進のために、CO₂削減の取組に重点を置いた新たな制度として、デジタル管理が可能な「とよたエコポイント制度」を平成21年6月1日から開始しています。

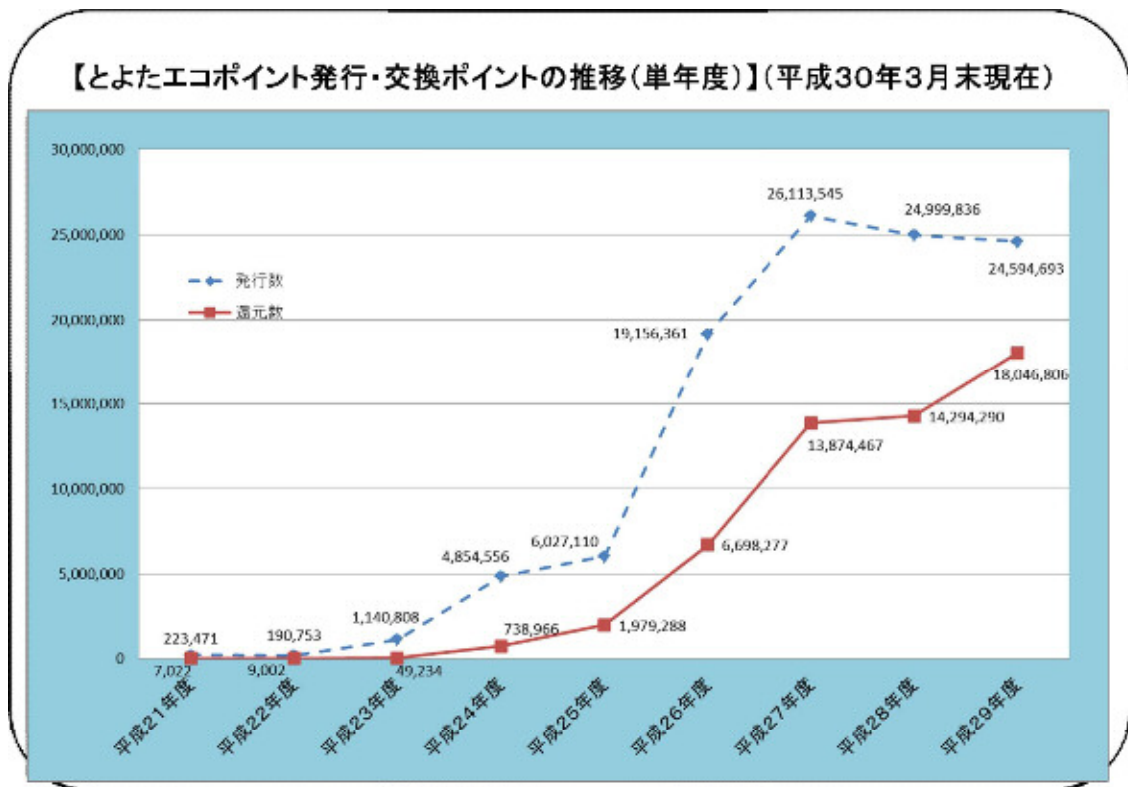
とよたエコポイント制度は、2005年愛・地球博で始まったEXP0エコマネーシステムを活用したポイント制度で、電子マネー等のFeliCa（フェリカ）チップの製造番号を利用したデジタル管理による電子ポイントを発行しています。この制度を活かして、市民の環境配慮行動の促進を図ります。

また、リサイクルステーションへの資源の持込みや環境学習施設での環境学習のほか、健康づくりに関する行動に対してもポイントを発行をするなど、様々な分野でとよたエコポイントを行動転換のきっかけとして活用しています（リサイクルステーションについては、「第4章第3節2(2)リサイクルステーション」に掲載しています）。

〔環境政策課〕

【とよたエコポイント発行・交換メニューの抜粋（平成29年度）】

発行 メ ニ ュ ー	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルステーションへの資源持込み（5pt） ・地域バス（旭、小原）に乗車 ・環境学習施設（エコット、自然観察の森等）を訪問（5pt） ・環境学習に参加（5pt） ・住宅用太陽光発電を設置（最大20,000pt） ・家庭用リチウムイオン蓄電池を設置（最大60,000pt） ・健康づくり事業への参加（きらきらチャレンジ、ウォーキング等） 等
交換 メ ニ ュ ー	<ul style="list-style-type: none"> ・とよた地産地食の贈り物（旬のとよたの農産物）（2,500pt） ・夢農人通販サイトで農産物と交換（商品に応じたポイント） ・とよたまごころ便（特産品のカタログ販売）（商品に応じたポイント） ・牛乳パックリサイクルボックスティッシュ「モーいちど」（65pt） ・豊田市燃やすごみ指定袋（145pt） ・100円お買物券（100pt）（どんぐりの里いなぶ、香恋の館、百年草、旭高原元気村等） ・各商工会（旭、足助、稲武、小原、下山、藤岡）500円商品券（500pt） ・市内スーパー500円又は1,000円商品券（500pt 又は 1,000pt） 等



(3) とよたウォームシェアの取組

「ウォームシェア」とは、一人一台の暖房器具の使用をやめ、暖かい場所をみんなでシェア（共有）することでエネルギー使用量を削減しよう、という取組です。

豊田市では、「とよたウォームシェア」と称して、公共施設やウォームシェアに賛同いただいた協力店の利用促進のほか、農山村などの観光地への誘客を支援する取組を行い、広く市民にPRし参加してもらったことで、7011 kgのCO₂を削減しました。

平成29年度初めてウォームシェアを実施し、ウォームシェアに賛同し利用者に対する特典提供のあった店舗は51店舗でした。

〔環境政策課〕



(4) 低炭素社会推進基金

低炭素社会実現のため、CO₂削減に係る取組の財源として「豊田市低炭素社会推進基金」を平成22年3月に創設しました。平成29年度は4事業者から基金へ寄附をいただきました。いただいた寄附金については、今後、市民の環境配慮行動に資する取組などに活用していきます。

〔未来都市推進課〕

寄附をいただいた事業者（平成29年度）

（株）ヤマナカ、ユニー(株)、イオンリテール(株)東海・長野カンパニー、サンエイ(株)

第3節 市民に役立つ環境情報の収集と提供

施策の基本的方向

市民が環境に配慮した行動をするために必要な情報を収集し、効果的に提供します。

1 市の環境や環境施策の実施状況に関する情報提供

(1) 年次報告書の発行

市内の環境に関して、各種年次報告書を作成し、発行しています。〔環境政策課ほか〕

市が発行する環境関連の年次報告書（平成29年度）

名称	発行年月	内容	担当課
平成29年版 環境報告書	H29.7	平成28年度の市の環境の状況、環境 施策の概要のまとめ	環境政策課
平成29年版 環境調査報告書	H29.10	平成28年度の市の調査、規制の状況、 調査測定、データ、実績報告	環境保全課
平成29年版 豊田市の清掃事業	H29.11	平成28年度の清掃事業の概要	ごみ減量推進課
平成28年度 豊田市下水道事業年報	H29.8	平成28年度の下水道事業の概要	経営管理課

(2) 温室効果ガス排出量の算定

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市では毎年、温室効果ガス排出量の算定を行っています。最新の温室効果ガス総排出量は、428.2万t-CO₂（平成27年度）となりました。

（温室効果ガスの種類別の排出量は「資料編 別表2 温室効果ガス排出量」参照）〔環境政策課〕

(3) 大気環境に関する情報の公開

豊田市のホームページ「大気環境調査データ」や愛知県のホームページ「愛知県大気汚染常時監視結果」を利用し、最新時刻における市内の微小粒子状物質（PM2.5）等の大気汚染調査結果を提供しています。

また、愛知県から豊田区域で光化学スモッグ予報等や西三河区域でPM2.5の注意喚起情報が発令されたときに、市のホームページで緊急情報として情報提供しています。さらに、PM2.5の注意喚起情報が発令されたときに、電子メールでお知らせするメール配信サービスを行っています（メール配信サービスの登録方法については、「第5章第2節1（2）②微小粒子状物質（PM2.5）メール配信サービス」に掲載しています。）。〔環境保全課〕

2 環境行動を支援するための情報の収集と提供

(1) 環境イベントの情報や環境に関する情報の提供

エコット、自然観察の森、とよたエコフルタウンのホームページやWebサイト「とよたエコポイントナビ」を利用して、環境学習イベントやとよたエコポイント制度に関する情報を提供しています。〔環境政策課〕

(2) 環境モデル都市プロモーションの実施

環境モデル都市の取組を幅広く PR するために、「ミライのフツーを目指そう」をキャッチフレーズとしたプロモーションを展開しました。

平成 29 年度には、国連人間居住計画および中国都市改革発展センターにより中国・成都市で開催された「国際都市持続可能発展ハイレベルフォーラム」(7 月)、ならびにマレーシア・クアラルンプールで開催された国際シンポジウム「スマートシティ：デジタル時代におけるスマートソリューションの再定義」(3 月)への招待を受け、環境先進都市としての本市の取組を PR しました。
〔未来都市推進課〕



パネルディスカッションの様子(中国)



プレゼンテーションの様子(マレーシア)

(3) 低炭素社会モデル地区「とよたエコフルタウン」の整備

環境モデル都市の取組を市内外へ情報発信する拠点として、平成 24 年 5 月に低炭素社会モデル地区「とよたエコフルタウン」をオープンしました。施設内では、最新の環境技術を紹介するパビリオンを始め、スマートハウス、地産地消ハウス(レストラン)、ITS 体験、水素ステーションなどの施設を民間企業と連携して順次整備してきました。

平成 26 年 4 月には、中山間地や山間地など地域に合った低炭素な暮らしを提案するスマートハウスエリアや新たな農業の可能性を示す植物工場エリアなどもオープンしました。

平成 30 年 3 月末の来場者数は 236,630 人、107 の国と地域の方々にお越しいただきました。

〔未来都市推進課〕

【とよたエコフルタウン 施設概要】

開館時間	午前 9 時～午後 5 時
休館日	毎週月曜日(祝日は除く。)、12 月 28 日～翌年 1 月 4 日
住所	〒471-0024 豊田市元城町 3 丁目 11 番地
電話等	TEL:77-5669 FAX:77-5322
E-mail	info@toyota-ecofultown.com



とよたエコフルタウン全体図

(4) ごみの分け方、出し方に関する情報提供

ごみの分け方、出し方に関して、毎年広報とよた 3 月 15 日号に折り込んで全世帯に配布しています。また、スマートフォン向けに豊田市資源・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」を配信し、ごみの分け方、出し方に関する情報を提供するとともに、収集日や清掃施設の混雑状況などを随時お知らせしています。

〔ごみ減量推進課〕

ごみの分け方、出し方に関する市発行物

名称	発行年月	内容	担当課
資源・ごみの分け方、出し方 (2018 年度版ごみカレンダー)	H30. 3	資源・ごみの収集日と正しい分け方、出し方を示したもの	ごみ減量推進課
さんあ〜る (資源・ごみ分別アプリ)	H27. 7	資源・ごみの分け方、出し方を示し、収集日や市からのお知らせなどを通知するもの	ごみ減量推進課

(5) 家庭で使わなくなった物に関する情報の提供

家庭で使わなくなった物に関する情報提供を定期的に行い、必要とする人が再使用できる仕組みを継続して実施しています（「第 4 章第 3 節 1 再使用（リユース）の促進」参照）。

〔消費生活センター〕

(6) 交通情報の提供

基幹バスの利便性の向上を図るため、バスロケーションシステムを導入し、バスの位置情報

第 1 章 第 3 節 市民に役立つ環境情報の収集と提供

などを利用者に提供しています。また、豊田市移動支援ポータルサイト「みちなびとよた」から、経路案内や公共交通情報、駐車場満空情報などを提供し、交通における環境負荷の低減を図っています。
〔交通政策課〕

(7) 事業者向けの環境に関する情報の提供

事業者支援 Web サイト「とよた産業ナビ」において、環境に関する事業者向けの助成制度や相談などの支援情報を提供しています。
〔ものづくり産業振興課〕

(8) とよたエコポイントナビによるエコポイント情報発信

市民向け Web サイト「とよたエコポイントナビ」において、発行・交換メニューの更新など
とよたエコポイント制度に関する最新情報を発信しています。
〔環境政策課〕

(9) ECO Life メールとよたによるエコライフ情報発信

市民向けメールマガジン「ECO Life メールとよた」は、平成 28 年度から運用を開始し、とよたエコポイント制度に関する最新情報やエコライフ情報などを発信しています。

〔環境政策課〕

クローズアップ

とよたエコライフセンターオープン

平成 29 年 4 月にとよたエコライフセンター（以下、センター）がオープンしました。センターでは、豊田市版スマートハウス減税や豊田市エコファミリー支援補助金の受付のほか、エコライフやエコポイントに関する相談を受け付けています。平成 29 年度の相談は、大規模ソーラー発電設備に関することや豊田市内の環境学習施設に関することなど多岐にわたり、件数は、4,665 件でした。
〔環境政策課〕



第4節 市の環境率先行動

施策の基本的方向

市自らが環境に配慮することにより、市民の環境に配慮した行動を促進します。

1 環境マネジメントシステムによる継続的改善

平成12年11月に環境マネジメントシステム ISO14001 の認証を取得し、運用を続けてきた市役所本庁舎ですが、継続的な改善が定着し、また、市内の事業者の導入促進を先導する役割を果たしたことから、平成25年8月に適用範囲から除外しました。現在、渡刈クリーンセンター及びグリーン・クリーンふじの丘において運用を継続し、環境保全及び環境改善を進めています。

平成29年度は、6項目の環境目標のうち5項目は達成しましたが、「焼却熱による発電（年間45,000 MWh を発電）」に関しては、運転計画の見直しに伴い、発電日数が減少したため、目標値を下回りました。〔清掃施設課〕

環境目的	環境目標	評価
循環型社会形成に貢献するために、資源化、減量化及び適正な廃棄物処理を行い、環境への負荷をできる限り低減する	ごみの飛散事故及び苦情件数0件を維持	達成
	埋めるごみの適正処理を実施	達成
	金属、資源の適正処理を実施	達成
	搬入物の監視を行い、分別の指導を実施	達成
	熔融スラグの JIS 品質管理基準を遵守	達成
	焼却施設の適切な運転管理を実施し、年間45,000 MWh を発電	非達成

2 日常業務における環境負荷の低減

(1) とよたエコアクションプラン（豊田市環境率先行動計画兼地球温暖化防止実行計画（事務事業編））

とよたエコアクションプランは、市役所自らが事業者・消費者として行う環境保全のための率先行動計画です。本市職員が、日常業務の中で環境に配慮した行動を率先して実行することにより、環境への負荷を積極的に低減し、市民、事業者が行う環境に配慮した自主的な取組を促すことを目的としています。

この計画では、市の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの排出量に関する目標を定めています。計画の目的の達成に向けて省資源、省エネルギーの推進、環境に配慮した製品の使用、廃棄物の減量とリサイクルの推進、車両の適正使用・エコドライブ及びエコカーの導入促進、公共工事、施設の維持・管理における環境配慮に取り組みます（とよたエコアクションプランの詳細の内容は「資料編 参考資料6 とよたエコアクションプラン」参照）。

〔環境政策課〕

(2) 公共工事における環境配慮指針

① 環境配慮指針の目的

市が実施する公共工事において、環境への負荷を低減するとともに、豊かな自然環境の保全、創造及び人にやさしい環境づくりに努めるための基本的な考え方を示したものが「公共工事における環境配慮指針」です。この指針に基づき、直接又は間接的に環境負荷の少ない仕様（材料、構造等）及び工法を採用するとともに、生態系や周辺環境・景観との調和に配慮して実施しています。〔技術管理課〕

② 環境配慮指針取組実績

平成29年度実績については、380件の工事で確認したところ、全体の配慮率は99.6%となり、高い実績を達成することができました。主な配慮事項は次のとおりです。

〔技術管理課〕

公共工事における主な配慮事項

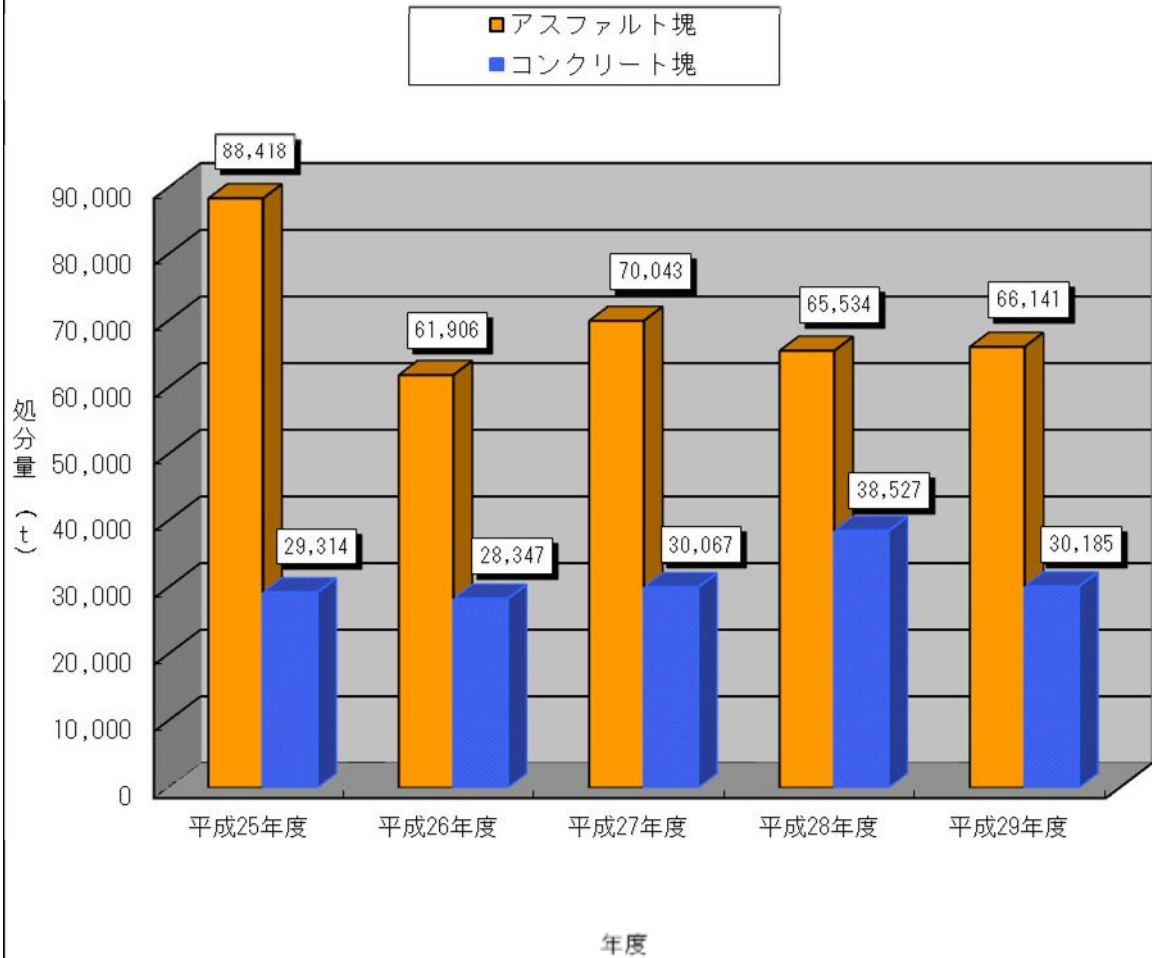
配慮事項	具体的取組	件数
発注段階から現場 施工中の取組	「公共工事における環境配慮指針」及び設計段階チェックシートの内容を把握し、設計書に反映した。	351件
	請負業者に対し、「公共工事における環境配慮指針」を説明し理解を得た。	366件
	設計・施工段階における環境配慮指針チェックシートを説明した。	354件
契約段階から現場 施工中の取組	設計・施工段階における環境配慮指針チェックシートを理解把握し、施工計画書に反映した。	337件
	工事の際の省エネ、節水、アイドリング・ストップ等に努めた。	360件
環境保全対策	指定機械は低騒音、低振動型機械、排出ガス対策型機械を使用した。	329件
	騒音、振動、粉じん、悪臭等の発生防止に努めた。	340件
	廃材搬出及び材料搬入において過積載がなかった。	353件
建設副産物対策 (適正処理)	工事施工に伴い発生する建設副産物等を適正に処理した。	303件

③ 公共工事から発生する建設廃棄物の処理

市が発注する工事においては、再生資源利用促進実施書等の書類により廃棄物の種類・数量・処分場等の確認を行うとともに、適正に処理されたことを確認しています。平成29年度のアスファルト塊、コンクリート塊の処理量は96,326tで、再利用率はおおむね100%でした。

〔技術管理課〕

建設廃材処分量年度別推移



(3) グリーン購入の実践

国による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）に基づき、環境物品等の調達の推進を図るため、「豊田市グリーン調達方針」を作成しています。

平成 29 年度は、189 の特定調達品目についてグリーン調達率の目標値を設定し、半期ごとに実績を確認して目標達成に努めました（特定調達品目ごとの実績は「資料編 別表 3 グリーン調達率（平成 29 年度）」参照）。
〔契約課、環境政策課〕

第2章 豊田市から取り組む地球温暖化の防止

本市では、恵み豊かな環境・資源を将来世代に確実に継承するため、温室効果ガス排出の抑制につながるような、環境にやさしい暮らしや事業活動の推進、交通システムの総合的な改善に取り組むとともに、事業者の自主的な取組の促進、森林の保全・整備、環境負荷の少ないまちづくりの推進などに取り組む、産業技術の中核を担う豊田市として、地球温暖化の防止に向けた責任ある行動を実践する都市を目指しています。

第1節 環境にやさしい暮らしや事業活動の推進

施策の基本的方向

低炭素型のライフスタイルやビジネススタイルへの転換を促進し定着を図ることにより、民生部門の二酸化炭素排出量を削減します。

1 エコライフの推進

(1) とよたエコポイント制度

本市では、市民のエコライフ推進のために、2005年愛・地球博で始まったEXPOエコマネーシステムを活用した「とよたエコポイント制度」を平成21年6月1日に開始しました。CO₂削減の取組に重点を置き、市民の環境配慮行動促進を図っています。平成26年度からは、「健康づくり」に関する行動に対してもポイントを発行し、様々な分野で行動転換のきっかけとして、この制度を活用しています（詳細を、「第1章第2節2(2)とよたエコポイントを活用した行動転換の促進」に掲載しています。）。〔環境政策課〕

(2) エコファミリー推進事業

① エコファミリー宣言制度の実施

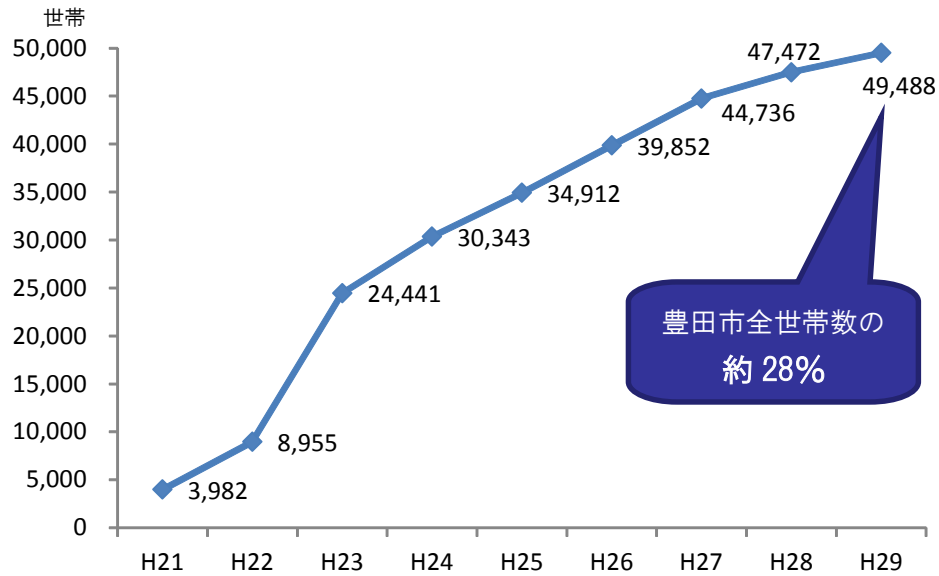
平成21年度から、地球温暖化防止等に取り組む家族「エコファミリー」の募集を開始しました。これは、太陽光発電システムや家庭用燃料電池などの新たな環境技術を取り入れたり、日頃の環境配慮行動に取り組んだりする家族に「エコファミリー宣言」をしてもらい、市が認定するものです。全国的な傾向と同様に増加の一途にある民生家庭部門からのCO₂排出量の削減を促進するため、「1人年間365kg」のCO₂削減を目指し、家族そろって楽しみながらエコライフに取り組む家族を市内全世帯へと拡げることをねらいとしています。



平成29年度末現在で、エコファミリー認定世帯は49,488世帯です。〔環境政策課〕

【エコファミリー登録世帯数の推移】

【エコファミリーカード保有世帯数】 **49,488 世帯** (平成 30 年 3 月末現在)



② 省エネナビの活用による CO₂ の見える化の促進

省エネナビとは、家庭の電気使用量や電気料金相当額をリアルタイムで表示し、電気使用量が設定した省エネ目標を超えると自動的にお知らせする機能を備えた機器です。

平成 21 年度からエコットに省エネナビを配置し、希望者への貸出しを実施しています。平成 29 年度末までに 29 件の貸出しを行いました。



省エネナビ

〔環境政策課〕

③ CO₂ 削減行動リストの発行

平成 21 年 12 月に作成した「CO₂ 削減行動リスト」を平成 25 年 3 月にリニューアルし、環境政策課やエコットで配布しているほか、ホームページ等で掲載しています。



CO₂ 削減行動リスト

〔環境政策課〕

2 住宅等の省エネルギー化の促進

(1) 家庭用燃料電池システムの導入支援

家庭用燃料電池システム（エネファーム）の設置に対する補助制度を平成 22 年 4 月から行っています。エコファミリー支援補助制度の一環として、新しい環境技術の普及拡大と家庭生活の低炭素化に寄与することを目的としています。平成 29 年度の補助件数は 157 件、補助合計額は 8,222 千円でした。これによる CO₂ の削減量^{※1}は 235.5t-CO₂/年と算定しており、これは約 43 世帯が 1 年間に排出する CO₂ 量^{※2}に相当します。

※1 CO₂ 削減量：東邦ガス資料から 1 台当たり 1.5t-CO₂/年

※2 世帯当たり CO₂ 排出量：温室効果ガスインベントリオフィスから 5,367kg-CO₂/年 〔環境政策課〕

家庭用燃料電池システム設置に対する補助実績

年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	
補助件数 (件)	21	81	60	111	
補助合計額 (千円)	3,089	10,381	6,223	9,861	
年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	累計
補助件数 (件)	86	124	155	157	795
補助合計額 (千円)	6,884	9,445	9,046	8,222	63,151

【平成 29 年度家庭用燃料電池システム設置に対する補助の概要】

対象者：自ら居住する市内の住宅に燃料電池システムを設置する方

補助額：設置に要する費用の 5% (上限 6 万円)

【参考：平成 30 年度補助額】

平成 29 年度と同様

(2) 家庭用エネルギー管理システム (HEMS) の導入支援

家庭用エネルギー管理システム (HEMS) の導入に対する補助制度を平成 24 年 6 月から開始しました。平成 29 年度の補助件数は 236 件、補助合計額は 8,192 千円でした。これによる CO₂ の削減量^{※1}は 126.7t-CO₂/年と算定しており、これは約 23 世帯が 1 年間に排出する CO₂ 量^{※2}に相当します。

※1 CO₂削減量：環境省資料から 1 世帯当たり 0.537t-CO₂/年

※2 世帯当たり CO₂排出量：温室効果ガスインベントリオフィスから 5,367kg-CO₂/年 [環境政策課]

家庭用エネルギー管理システム (HEMS) 設置に対する補助実績

年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	
補助件数 (件)	201	281	166	
補助合計額 (千円)	7,613	11,708	6,896	
年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	累計
補助件数 (件)	221	247	236	1,352
補助合計額 (千円)	8,603	8,964	8,192	51,976

【平成 29 年度家庭用エネルギー管理システム設置に対する補助の概要】

対象者：自ら居住する市内の住宅に家庭用エネルギー管理システムを設置する方

補助額：設置に要する費用の 1/4 (上限 4 万円)

【参考：平成 30 年度補助額】

平成 29 年度と同様

(3) 家庭用リチウムイオン蓄電池システムの導入支援

家庭用リチウムイオン蓄電池システムの導入に対する補助制度を平成25年4月から開始しました。

平成29年度の補助件数は276件、補助合計額は40,717千円でした。〔環境政策課〕

家庭用リチウムイオン蓄電池システム設置に対する補助実績

年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	累計
補助件数(件)	81	67	122	171	276	717
補助合計額(千円)	8,027	6,264	9,404	12,304	40,717	76,716

【平成29年度家庭用リチウムイオン蓄電池システム設置に対する補助の概要】

対象者：自ら居住する市内の住宅に家庭用リチウムイオン蓄電池システムを設置する方
補助額：設置に要する費用の10%（上限16万円）※補助額のうち6万円分はエコポイントで交付

【参考：平成30年度補助額】

平成29年度と同様

(4) 自治区向け省エネ型(LED)防犯灯補助

夜間の公衆用道路等における犯罪防止を図るため、自治区が設置する防犯灯について、一定額を助成しています。平成21年度からは、省エネ型防犯灯の新設、移設、更新に対し、助成を行っています。省エネ型防犯灯の設置を促進することでCO₂を削減し、地球温暖化防止に寄与することが期待されています。

平成29年度の補助灯数・補助額合計は、新設579灯18,397千円、移設55灯1,163千円、更新1,945灯58,041千円でした。〔地域支援課〕

(5) 公共施設の省エネルギー化の促進

〔公共建築物の長寿命化〕

公共建築物をより長く使用していくために、改修、修繕等を計画的に実施する取組を平成19年度から開始しています。平成29年度は、22施設において長寿命化修繕を実施しました。

〔建築予防保全課〕

(6) 学校の省エネルギー化の促進

① 環境に配慮した学校施設づくり推進事業

平成20年度から夏の暑さ対策として、校舎屋上への遮熱塗料や断熱材の施工、高効率照明への取替えなどを行っています。平成29年度は小中学校10校で改修工事を実施しました。

〔学校づくり推進課〕

② 環境配慮型公共施設の改修（エコスクール整備促進（土橋小学校））

土橋小学校は、平成 20 年に環境省補助事業である「学校エコ改修と環境教育事業」のモデル校に指定されました。この事業では、地域の一番身近な施設である学校を、環境に配慮した技術を用いて改修し、そのプロセスを通じて環境配慮のライフスタイルの教育を行っています。

平成 24 年度に計 6 回実施された「環境教育研究会※1」を通じて、学年ごとに環境教育プログラムの年間指導計画を策定し、持続可能な未来を創るエコガイド※2の育成を行っています。

〔学校づくり推進課〕

※1 環境教育研究会とは、土橋小学校エコ改修事業を契機として結成した、同校の教職員が参加する環境教育プログラムの検討組織

アドバイザー：東海大学人間環境学科特任教授の小澤氏ほか

※2 6年間の学びを通じ、自分の言葉で学校の案内・紹介ができ、環境に配慮した望ましい働きかけができる力をもった土橋小の目指す子どもの姿



環境学習の様子

3 新エネルギーの導入促進

（1）公共施設への自然エネルギーの率先導入

本市では、自然エネルギーを公共施設に率先的に導入することにより、産業分野等への導入促進、普及に貢献していくとともに、市民に地球温暖化防止対策の必要性を啓発し、自然エネルギーの一般家庭への普及を図っています。

豊田市再生可能エネルギー導入指針に基づき、平成 25 年度及び平成 26 年度に、既設の公共施設の屋根を地域のエネルギー事業者に貸し出し、事業者が発電する事業を実施しました。

〔環境政策課、未来都市推進課、学校づくり推進課〕

①公共施設における太陽光発電システム設置状況

設置年月	施設名	総出力 (kW)
H12. 2	西部コミュニティセンター	10.0
H13. 7	豊田スタジアム	40.0
H14. 3	美山幼稚園 (H1 民間移管)	10.0
H14. 12	運動公園体育館	10.0
H16. 3	伊保小学校	10.0
H16. 12	鞍ヶ池公園	3.0
H17. 3	岩倉小学校	10.0
H17. 11	朝日丘交流館	10.0
H17. 11	美里交流館	10.0
H18. 3	拳母小学校	10.0
H18. 4	グリーン・クリーンふじの丘	30.0
H18. 11	前山小学校	10.0
H18. 12	エコット	8.0
H19. 4	西部体育館	20.0
H19. 9	井上公園水泳場	10.0
H20. 1	美山小学校	10.0
H22. 3	緑のリサイクルセンター	4.8



藤岡南中学校の太陽光発電

H22. 3	自然観察の森ネイチャーセンター	4.8
H22. 3	上水運用センター	4.0
H22. 3	PHV 太陽光充電施設 (11 か所 21 基)	各 1.9
H22. 8	高岡中学校	20.0
H22. 8	上郷中学校	20.0
H22. 8	末野原中学校	20.0
H22. 8	猿投中学校	40.0
H22. 8	小原中学校	20.0
H22. 12	藤岡南中学校	70.0
H23. 1	豊田市武道館・サブホール	40.0
H23. 2	大沼小学校	30.0
H23. 3	豊田市福祉センター	25.0
H23. 4	東部給食センター	10.0
H24. 3	土橋小学校	10.0
H24. 3	猿投台交流館	9.66
H24. 3	益富交流館	10.08
H24. 5	とよたエコフルタウン・パビリオン	20.0
H24. 11	豊田市役所東庁舎	20.0
H25. 3	野見小学校	20.0
H26. 1	浄水北小学校	90.0
H26.	浄水公園	1.92
H27. 12	浄水中学校	138
H27. 12	寺部小学校	60.0
H28. 2	下山支所	4.32
H28. 2	稲武支所	4.32
H28. 3	とよたエコフルタウン・駐車場	4.32
H28. 3	童子山小学校	20.0
H29. 2	巴ヶ丘小学校	20.0
H29. 3	山之手小学校	30.0
	合計 (kW)	1022.12
	CO ₂ 削減効果(t/年)	557.35

【CO₂削減効果（削減量）の算定方法】

(総出力) × (年間予想発電量) × (二酸化炭素排出係数) ÷ 1,000 [単位: t-CO₂/年]

■使用データ

項目	数値	根拠
年間予想発電量	1,122kWh/年/kW*	太陽光発電システム手引書 (一般社団法人太陽光発電協会)
二酸化炭素排出係数	0.486kg-CO ₂ /kWh	電気事業者別のCO ₂ 排出係数(平成27年度)

※太陽光発電システム手引書「各地の年間予想発電量と年平均日射量」から、「名古屋」のデータを使用

②公共施設における屋根貸し事業（豊田市再生可能エネルギー導入促進事業）の実施状況

公募年月	施設名	総出力 (kW)	稼働時期
H25. 12	堤こども園	49. 5	H26
H25. 12	竜神交流館	49. 5	H26
H25. 12	梅坪小学校校舎	49. 92	H26
H25. 12	東保見小学校校舎	49. 92	H26
H26. 11	越戸こども園	49. 5	H27
H26. 11	豊田市民文化会館	324. 48	H27

※期間：最長 20 年間

③公共施設における太陽熱利用設備設置状況

設置年月	施設名	導入システム
S54	養護老人ホーム若草苑	ソーラーシステム
H 6. 4	豊田養護学校	太陽熱温水器
H 8. 4	消防署藤岡小原分署	太陽熱温水器
H19. 11	保見交流館	空気集熱式パッシブソーラーシステム

④公共施設における風力発電設備設置状況

設置年月	施設名	規模
H11. 1	東広瀬小学校	0. 25kW×1 基
H17. 3	岩倉小学校	0. 45kW×1 基
H17. 3	鞍ヶ池公園	0. 03kW×2 基
H18. 12	エコット	0. 45kW×3 基
		0. 34kW×1 基
		0. 76kW×1 基
		0. 03kW×1 基
H21. 6	上水運用センター	1. 06kW×1 基
H22. 3	緑のリサイクルセンター	1. 00kW×3 基
H24. 3	土橋小学校	4. 00kW×1 基



エコットの風力発電設備

(2) 面ノ木風力発電所—風力発電施設の導入

稲武町地内の面ノ木風力発電所は、クリーンで枯渇しない風力エネルギーを利用しています。平成 17 年 2 月から運転を開始しました。

平成 29 年度（平成 29 年 3 月～平成 30 年 2 月）においては、2,365,330kWh を売電しました。これは、市内の一般家庭約 657 世帯が 1 年間に使用する電力量に相当します。また、これによる CO₂ の削減量は 894.1t-CO₂ です。 [稲武支所]

面ノ木風力発電所の設備概要

定格出力	1,800kW (600kW×3基)
風車の直径	44m
風車の高さ	68m (羽根先端までの高さ)
発電開始風速	2.5m/秒
定格出力風速	12.5m/秒
風車機種	ドイツ・エネルギー社製



面ノ木風力発電所

(3) 渡刈クリーンセンターにおけるごみの焼却熱による発電

渡刈クリーンセンターでは、ごみの焼却熱を最大 6,800kW の発電設備によって電力に換え、隣接するエコットなどの使用電力を賄うとともに、余剰電力を電力会社へ売却しています。平成 29 年度における発電量は 44,604,890 kWh で、これは CO₂ 削減量 21,633 t-CO₂ に相当します。また、このうち 22,382,654 kWh を電気事業者に売却しました。

※CO₂削減量：H28 年度実排出係数（中部電力ホームページから）0.000485 t-CO₂/kWh [清掃施設課]

渡刈クリーンセンター発電施設 設置状況

設置年月	施設名	発電出力	H29 年度発電量	H29 年度売電量
H19. 4	渡刈クリーンセンター	6,800kW	44,604,890kWh	22,382,654kWh

(4) 植物性廃食用油再資源化事業

ごみの減量及び CO₂ 排出量の削減に向けて、家庭から排出される植物性廃食用油をリサイクルステーションで回収し、バイオディーゼル燃料（BDF）等として活用する事業を進めています。

[ごみ減量推進課]

平成 29 年度植物性廃食用油回収実績

リサイクルステーション（8 か所）	広路町、御幸本町、土橋町、渡刈町、高町、大林町 若林東町、西中山町
廃食用油回収量	17,650ℓ

(5) 下水熱利用事業

温度差エネルギーを空調や給湯などに利用することで、省エネ効果やCO₂削減等の環境に優しい取組が「下水熱の有効利用」として注目を集めています。また、規制緩和や技術革新により「まちなか」の下水熱が有効利用できるようになってきました。〔(上下水) 企画課〕

① あすけ水の館の実証事業

平成 28 年度から、新たな下水熱回収技術である“ピット型熱交換器”の実証事業を積水化学工業㈱と共働で行っています。

実証は、足助地区の下水処理場「あすけ水の館」で、水処理棟に併設する学習施設棟の冷暖房に利用し、平成 28 年度の導入効果の検証の結果、電力量及びCO₂排出量の削減（空気熱源式ヒートポンプ対比）について、一定の効果を確認することができました。

〔(上下水) 企画課〕

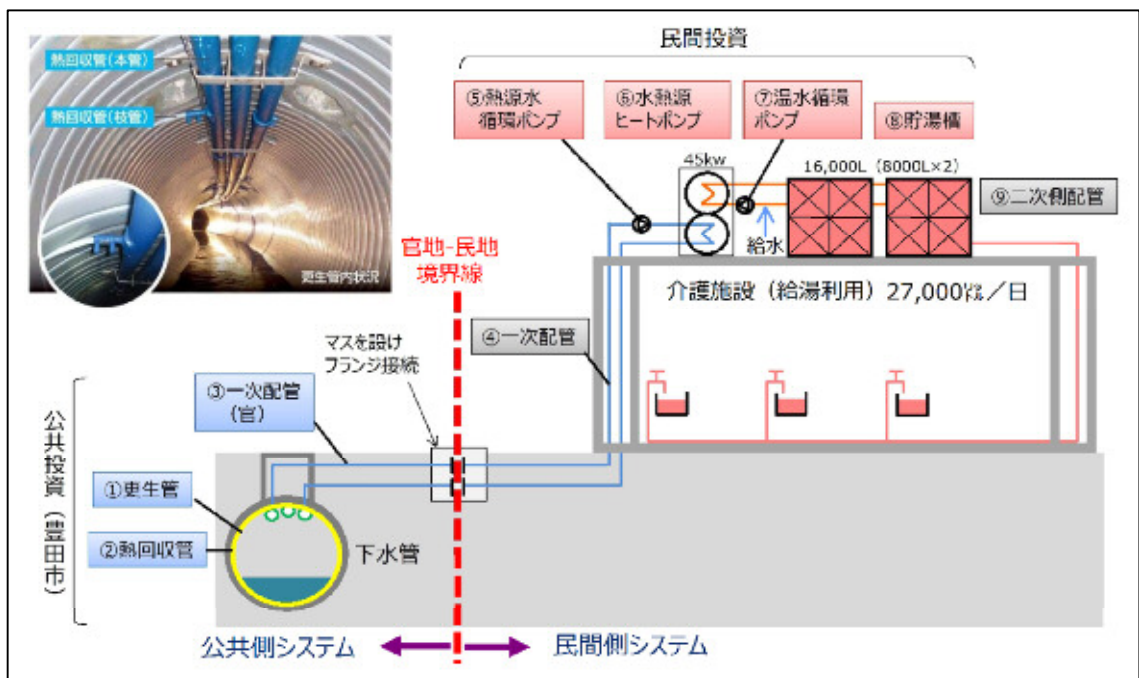


あすけ水の館における下水熱利用実証事業の概要

② 「豊田市駅前通り北地区第一種市街地再開発事業」高齢者施設棟への導入

平成 30 年 2 月に新たな下水熱回収技術である“らせんタイプ”の事業を再開発事業に合わせて導入しました。

概要は、使用年数が多い下水道管の管更生に合わせた、らせんタイプの下水熱回収技術を採用し給湯のヒートポンプの熱源として本格導入しました。〔(上下水) 企画課〕



豊田市高齢者福祉施設における下水熱利用事業の概要

(6) 太陽光発電システムの導入支援（住宅用）

太陽光エネルギーを利用した住宅用太陽光発電システムの設置に対する補助制度を平成12年4月から行っています。平成22年度からは、エコファミリー支援補助制度の一環として、新しい環境技術の普及拡大と家庭生活の低炭素化に寄与することを目的に補助を行いました。

平成29年度より、補助を受ける場合は、家庭用エネルギー管理システム（HEMS）及び家庭用リチウムイオン蓄電システムの既に設置している、もしくは同時に当該機器類を設置することが条件になりました。

平成29年度の補助件数は71件、補助額合計は5,423千円、設置された太陽光発電システムの総出力は272.27kWでした。これによるCO₂の削減量は143.27t-CO₂/年と算定しており、これは約27世帯が1年間に排出するCO₂量に相当します。 [環境政策課]

住宅用太陽光発電システム設置に対する補助実績

年度	H12 年度	H13 年度	H14 年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度
補助件数 (件)	90	132	248	288	256	357	396
補助額合計 (千円)	28,249	38,522	77,813	90,413	80,154	110,441	115,626
総出力 (kW)	311.95	417.50	908.18	1,078.12	923.77	1,282.55	1,444.88

年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
補助件数 (件)	318	613	871	1,083	1,322	1,376	1,386
補助額合計 (千円)	89,891	178,624	166,585	116,305	145,607	153,796	128,304
総出力 (kW)	1,081.95	2,204.25	3,351.13	4,444.86	5,822.51	6,299.52	6,293.33

年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	累計
補助件数 (件)	990	813	785	71	11,395
補助額合計 (千円)	77,796	60,846	59,685	5,423	1,724,080
総出力 (kW)	4,672.88	4,105.37	4,163.85	272.27	49,078.87

【平成 29 年度住宅用太陽光発電システム設置に対する補助の概要】

対象者：自ら居住する市内の住宅に発電システムを設置する方
 家庭用エネルギー管理システム (HEMS) 及び家庭用リチウムイオン蓄電池システムを
 既に設置している又は住宅用太陽光発電システムと同時に設置申請する方
 補助額：1kW 当たり 2 万円 (上限 8 万円) ※補助額のうち 2 万円分はエコポイントで交付

【参考：平成 30 年度補助額】

平成 29 年度と同様

(7) 発電事業を行う地域のエネルギー事業者への利子補給制度の推進

豊田市における地域の事業者による発電事業の拡大を図るため、総合特区事業として国と連携し、発電事業を行う地域のエネルギー事業者へ利子補給制度を実施しました。平成 25 年度は 6 件、平成 26 年度は 5 件でした。〔未来都市推進課〕

(8) 豊田市版環境減税

再生可能エネルギーの導入促進と家庭・地域内でのエネルギーの地産地消、移動の低炭素化の推進を図るため「豊田市版環境減税」を創設しました。

「豊田市版環境減税」には、「スマートハウス減税」「再生可能エネルギー発電設備減税」「電気軽自動車減税」の 3 つがあり、平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までに取得された該当資産について、最初の 3 年間の固定資産税等を申請により減免し、温室効果ガス排出の削減など低炭素社会の実現に寄与していきます。〔資産税課、市民税課〕

① スマートハウス減税

新築・改修のスマートハウス（住宅用太陽光発電システム、家庭用エネルギー管理システム（HEMS）、家庭用リチウムイオン蓄電池の3システムを全て備えた住宅）の固定資産税・都市計画税を一部減免します。

スマートハウス減税件数 (件)

	新築	改修	合計
平成 27 年度課税	12	3	15
平成 28 年度課税	24	53	77
平成 29 年度課税	43	30	73
平成 30 年度課税	26	57	83
合 計	105	143	248



② 再生可能エネルギー発電設備減税

経済産業大臣の認定を受けた10kW以上2,000kW未満の事業用太陽光発電システム等の固定資産税(償却資産)を一部減免します。

再生可能エネルギー発電設備減税件数 (件)

	所有者数	設備数
平成 27 年度課税	61	72
平成 28 年度課税	124	174
平成 29 年度課税	91	116
平成 30 年度課税	42	46
合 計	318	408

※平成 30 年 5 月末現在

③ 電気軽自動車減税

新車の電気軽自動車と電気ミニカーの軽自動車税を全部減免します。

電気軽自動車減税件数 (件)

	所有者数	ミニカー	軽四乗用	軽四貨物
平成 27 年度課税	5	3	2	1
平成 28 年度課税	5	2	2	1
平成 29 年度課税	5	2	2	1
平成 30 年度課税	2	1	0	1
合 計	17	8	6	4

(9) 市有地売却によるスマートタウン化

平成 26 年度に、定住の促進及び低炭素社会の実現を目的として、柿本町地内の市有地 6,910.23㎡を民間企業に売却しました。民間企業の提案を生かし、エネルギーの効率的な利用に資するスマートタウンが形成され、平成 28 年 8 月に「まちびらき」が行われました。

[未来都市推進課]

第2章 第1節 環境にやさしい暮らしや事業活動の推進

■スマートタウンの概要

- ・戸建住宅 21 戸、集合住宅 2 棟を整備
- ・景観配慮と災害対応の観点から、電線類を地中化し共用の防災倉庫を整備
- ・共用の太陽光発電と蓄電池による常時／災害時の電源供給



全戸建住宅に搭載した太陽電池（イメージ）

クローズアップ

「つながる」でつくる持続可能な社会：SDGs 推進に向けた国際シンポジウム及び関連イベントの開催

世界規模で人、モノ、資本が移動する現代では、ある国の課題は様々な国にも瞬時に影響を及ぼすようになりました。世界の課題を遠い国の出来事と捉えず、途上国・先進国の別なく、共に解決を目指そうという国際的な目標が SDGs（エス・ディ・ジーズ：持続可能な開発目標）です。日本においても、2016 年 SDGs 推進のための推進本部が内閣府に設置され、国（中央）および地方レベルからの SDGs 推進について検討が進められており、その中でも都市の果たす役割は非常に大きいといわれています。こうした流れを受けて豊田市では「つながる」をキーワードに、地域からの SDGs について考える国際シンポジウムを開催しました（平成 30 年 2 月）。NHK 総合「クローズアップ現代」前キャスター、自然エネルギー財団理事の国谷裕子さんによる基調講演のほか、国際機関、企業、自治体の代表者らによって都市間連携や最新技術の活用の観点から持続可能な社会の実現の重要性について議論が行われ、市内外から約 180 名の方々にご参加いただきました。

また、とよたエコフルタウンで行われた関連イベントでは、SDGs の必要性を体験的に理解できるカードゲームとレゴ®ブロックを使ったワークショップや企業や JICA における取組を学ぶセミナーなどが開かれ、親子連れなど、多数の市民の方々にご参加をいただきました。

〔未来都市推進課〕



国谷裕子さんによる基調講演



ワークショップの様子

第2節 交通システムの総合的な改善

施策の基本的方向

環境にやさしい自動車利用を推進するとともに、公共交通など自動車以外の交通手段への転換を図りながら、低炭素型の都市構造を形成し、運輸部門からの二酸化炭素排出量を削減します。

1 公共交通の整備と利用促進

(1) 公共交通ネットワークの構築

① 鉄道高架化事業の推進（若林駅付近）

鉄道による地区分断や踏切を起因とする交通渋滞・事故等を解消するとともに、一体的な市街地を形成し、安全で快適な住環境を創出するため、鉄道高架化を推進します。また、公共交通の利便性を向上させ、都市構造の基軸となるネットワークの強化を図っていきます。

名鉄三河線若林駅付近では、円滑な道路交通を確保し、一体的な市街地の形成を図るため、鉄道の高架化事業を進めています。〔街路課〕

② 鉄道複線化事業の促進（名鉄三河線）

名鉄三河線は利便性が高く持続可能な公共交通ネットワークの形成の重要な軸として位置付けられているため、関係機関等と連携しながら、名古屋駅間の移動時間短縮や輸送力の向上につながる複線化の早期事業化に向けた鉄道事業者との協議を進めます。〔都市計画課〕

③ 乗合バス路線維持対策費補助事業

乗合バス路線の維持存続、乗合バス路線の延伸・増便に要する経費の一部を補助することにより、公共交通の利用促進を図っています。〔交通政策課〕

平成29年度 乗合バス路線維持対策費補助対象路線一覧

事業者名	系統名	起点～終点	補助開始年月	運行期間	補助額(千円)	年間利用者数(人)
名鉄バス(株)	豊田西市内線	豊田市～聖心寮前	H17.10	H28.10～ H29.9	1,710	30,839
	岡崎市内線	福岡町～大樹寺～三河上郷駅	H17.10		3,632	10,158
	豊田・渋谷線	豊田市～渋谷町1丁目～自然観察の森	H18.11		4,675	191,683
	矢並線(増便)	豊田市～矢並公民館前～足助	H19.6		10,793	66,840
	大沼線(北高)	東岡崎～岡崎北高前～大沼	H20.4		12,443	51,987
	大沼線(大樹寺)	東岡崎～大樹寺～大沼	H20.4		1,794	13,535
	岡崎・足助線	東岡崎～大樹寺～足助	H21.10		3,201	132,516

④ 基幹バス推進事業

公共交通基本計画に基づき、利便性の高い公共交通ネットワークを確保するため、人の動きに応じた基幹バス路線の構築及び維持管理を行っています。利用者数は、公表を開始した平成20年度から10年連続で増加しており、平成24年度に200万人を突破しています。

〔交通政策課〕

基幹バス年間利用者数一覧（運行期間：4～3月） (人)

バス路線		平成29年度	平成28年度	平成27年度
とよた おいでん バス	藤岡・豊田線（加納経由）	99,754	97,505	102,396
	小原・豊田線	200,685	198,816	195,429
	藤岡・豊田線（西中山経由）	118,988	112,730	117,182
	旭・豊田線	91,908	83,486	80,421
	豊田・渋谷線	197,887	182,283	173,062
	旭・足助線	9,015	10,406	12,368
	稲武・足助線	37,108	38,027	35,771
	さなげ・足助線	198,616	193,586	191,532
	下山・豊田線	138,361	131,972	134,641
	保見・豊田線	372,760	361,276	332,271
	中心市街地玄関口バス	70,103	46,122	54,278
	豊田東環状線	-	-	464,226
	土橋・トヨタ記念病院線	-	-	308,565
	土橋・豊田東環状線	923,910	888,404	-
	合計	2,459,095	2,344,613	2,202,142



とよたおいでんバス

⑤ 地域バス運行支援事業

日常生活に必要な地域内の交通サービスを継続的に提供し、市民が安全に安心して使える生活交通を確保していきます。

〔交通政策課〕

地域バス年間利用者数一覧（運行期間：4～3月）（人）

路線	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
高岡地域バス（ふれあいバス）	173,638	176,360	186,260
松平地域バス（松平ともえ号）	15,744	17,660	19,908
水源東バス	1,794	1,949	1,823
保見地域バス	2,114	2,241	2,021
鞍ヶ池バス	346	94	83
石野地域バス（つくばねコース）	410	555	624
石野地域バス（ささゆりコース）	599	588	501
石野地域バス（石野交流館コース）	699	1,033	1,230
上郷地域バス（にこにこバス） 平成 26 年 1 月 21 日～	8,987	8,243	7,509
稲武地域バス（どんぐりバス）	7,715	8,574	9,605
旭地域バス（旭コッキーバス）	2,835	3,957	4,737
足助地域バス（あいま～る）	6,693	6,664	7,972
下山地域バス（しもやまバス）	10,109	9,703	11,395
藤岡地域バス（ふじバス）	38,540	33,641	39,069
小原地域バス（おぼら桜バス）	5,274	5,652	5,490
合 計	275,497	276,914	298,227

⑥ 公共交通利用促進事業

バスマップ・バスガイドブックの作成やバス位置情報の提供、みちなびとよたの運営などを通し、利用促進を図っています。

また、平成 29 年度は、「まちさとミライ塾」を始め、各種イベントへのバスの出展、バス乗車による施設利用やイベントでの特典、小中学生を対象とする無料乗車イベント、年末の最終便の増便を行い、より一層の利用促進と利用者の拡大を図りました。

〔交通政策課〕

2 環境に配慮した自動車使用の促進

(1) 次世代自動車の購入支援制度

① 次世代自動車の購入支援制度（市民向け）

市民の次世代自動車（プラグインハイブリッド車（PHV）、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV））購入に対する補助制度を全国自治体に先駆けて平成 10 年 4 月から行っています。平成 22 年度からは、エコファミリー支援補助制度の一環として、新しい環境技術の普及拡大と家庭生活の低炭素化に寄与することを目的に次世代自動車の購入に対する補助を行っています。

平成 29 年度の補助件数は 345 件、補助合計額は 67,342 千円でした。充電設備の上乗せ補助件数は 165 件、外部給電設備の上乗せ補助件数は 152 件でした。これによる CO₂ の削減量は 343.6t-CO₂/年と算定しており、約 64 世帯が 1 年間に排出する CO₂ に相当します。

〔環境政策課〕

次世代自動車購入に対する補助（市民向け）実績

年度	H10 年度	H11 年度	H12 年度	H13 年度	H14 年度	H15 年度	H16 年度
補助件数（台）	187	89	61	170	137	321	595
補助合計額（千円）	20,645	9,577	6,691	19,846	16,052	37,245	68,628
年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
補助件数（台）	537	469	458	489	2,499	2,977	3,349
補助合計額（千円）	62,645	54,032	54,348	58,065	271,966	295,352	327,493
年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	累計
補助件数（台）	171	122	82	88	79	345	13,225
補助合計額（千円）	32,177	21,939	14,541	17,614	17,617	67,342	1,473,815

【平成 29 年度次世代自動車購入に対する補助（市民向け）の概要】

・対象車：	プラグインハイブリッド自動車（PHV）、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）
・対象：	新車登録した次世代自動車を自ら使用する目的で購入し、新車登録をする 1 年以上前から市内に在住している個人
・補助額：	●PHV・EV 車両本体の購入に係る価格の 5%（上限 15 万円）＋充電設備上乗せ補助（上限 5 万円）＋外部給電設備上乗せ補助（上限 5 万円）
	●FCV 車両本体の購入に係る価格の 5%（上限 33.5 万円）＋外部給電設備上乗せ補助（上限 5 万円）
	●超小型 EV 車両本体の購入に係る価格の 5%（上限 3.5 万円）

【参考：平成 30 年度補助額】

平成 29 年度と同様

② 外部給電設備・機能の購入支援制度

市民が外部給電設備・機能を設置した場合に、とよたエコポイントを交付する制度を平成 28 年度から開始しました。平成 29 年度の交付件数は、9 件でした。

【平成 29 年度外部給電設備・機能設置支援制度の概要】

対象者：	新車購入時に外部給電設備・機能を設置した方
補助ポイント：	とよたエコポイント 1 万円分

【参考：平成 30 年度補助額】

平成 29 年度と同様

③ 次世代自動車の購入支援制度（事業者向け）

市民（個人）向けの制度として行ってきた次世代自動車の購入支援制度を、事業者に対しても補助を拡大することで、消費喚起運動を支援し、環境対策を効果的に実現することを目指し、平成 25 年度から補助制度を開始しました。

平成 29 年度は、54 事業所 55 台に対して補助金を交付し、積極的な環境対策を行う事業者に支援を行うことができました。〔環境政策課〕

次世代自動車購入に対する補助（事業者向け）実績

年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	累計
補助件数（台）	10	10	21	51	55	147
補助合計額（千円）	1,884	1,644	3,542	7,972	10,044	25,086

【平成 29 年度次世代車普及促進事業補助制度（事業者向け）の概要】

対象車：	プラグインハイブリッド自動車（PHV）、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）
対 象：	市内に本社、支社、支所、支店、営業所等を置き、事業の活動実態がある法人、1 事業者につき 5 台まで
補助額：	●PHV・EV 車両本体の購入に係る価格の 5%（上限 15 万円）＋充電設備上乗せ補助（上限 5 万円）＋外部給電設備上乗せ補助（上限 5 万円）
	●FCV 車両本体の購入に係る価格の 5%（上限 15 万円）＋外部給電設備上乗せ補助（上限 5 万円）

【参考：平成 30 年度補助額】

平成 29 年度と同様

(2) 公用車への次世代自動車の率先導入

本市では、次世代自動車を公用車として率先して導入しています。平成 29 年度末における次世代自動車保有台数は次表のとおりです。引き続き、公用車の次世代自動車化を進めていくとともに、次世代自動車に転換できない車両についてもできるだけ環境に配慮したものを導入していきます。

〔総務部庶務課〕



燃料電池自動車

公用車への次世代自動車導入状況

区 分	H29 年度末保有数
燃料電池自動車	2 台
プラグインハイブリッド自動車	34 台
ハイブリッド自動車	68 台
天然ガス自動車	4 台
電気自動車	8 台
低燃費かつ低排出ガス認定車（上記 5 種を除く。）	
3 ナンバー及び 5 ナンバー	
☆☆☆☆かつ 27 年度燃費基準以上	23 台
4 ナンバー	
☆☆☆☆達成車	27 台
合 計	166 台 (19.8%)

※ ☆☆☆☆：低排出ガス車認定 75%低減レベル（平成 17 年基準値）

※ 外郭団体等への貸出車両を除く。

※ 合計欄（ ）内は全保有車両に占める割合。平成 29 年度末の保有車両は 837 台。特殊車両も含む。

第 2 章 第 2 節 交通システムの総合的な改善

(3) 次世代自動車の普及啓発事業（とよた SAKURA プロジェクト）

環境に優しく、災害にも強い次世代自動車の普及促進を目的とし、平成 27 年 8 月から、「とよた SAKURA プロジェクト」を立ち上げ庁内横断的な取組を行うことにより、環境対策、防災対策の両側面からの普及啓発に取り組んでいます。

災害を想定した外部給電機能（※）を活用した普及啓発として、市内で実施された様々なイベントにおいて、SAKURA プリウスを活用して普及啓発を実施しました。



※外部給電機能：車両から外部に電力を供給する機能。非常用電源としての活用など防災面での優位性が注目される。

〔環境政策課、防災対策課〕

クローズアップ とよた SAKURA プロジェクトパートナー事業

豊田市が取り組む「とよた SAKURA プロジェクト」では、同プロジェクトをより効果的に PR し、次世代自動車の普及促進を図るため、市と連携して PR を行う「とよた SAKURA プロジェクトパートナー」を募集しています。平成 30 年 3 月 11 日（日）に、パートナーとの初めての連携事業として、豊田市福祉センターで行われた「高齢者・障がい者の災害支援を考える講演会」に出展しました。

〔環境政策課〕



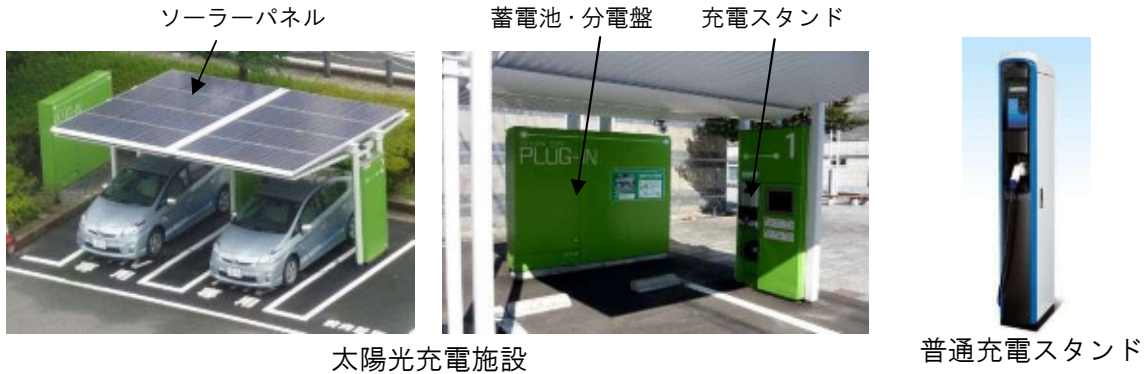
(4) 充電施設の活用

本市では、次世代自動車と充電施設の一体的な普及促進により、CO₂排出量の削減を目指しています。

平成 21 年度に 11 か所・21 基の太陽光充電施設、平成 22 年度と平成 26 年度に 21 か所・21 基の普通充電スタンドを公共施設に設置し、道の駅「どんぐりの里 いなぶ」には急速充電器を 1 基設置しました。

これらの充電施設は一般市民に開放し、次世代自動車の普及促進を図っています。

〔交通政策課〕



(5) モビリティマネジメント（エコ交通等）の実施

通勤時における自動車、公共交通、自転車や徒歩などの手段を賢く使い分け、実践するために、市内の交通事業者、豊田商工会議所、豊田都市交通研究所など 32 の事業所で構成する「豊田エコ交通をすすめる会」を開催しています。また、小学生や高齢者等にエコ交通出前教室を実施し、環境負荷の軽減を図っています。

〔交通政策課〕

(6) 最先端技術を活用した新たなモビリティの実証実験

① パーソナルモビリティの公道走行実証

魅力的な都心づくりを目指し、パーソナルモビリティ導入による新しいライフスタイルの可能性を探るため、低炭素社会モデル地区（とよたエコフルタウン）や、中心市街地等での公道走行、新しい道路の使い方などについて実証を進めています。

〔交通政策課〕



立ち乗り型パーソナルモビリティの公道走行

② 超小型電気自動車シェアリングシステム Ha:mo（ハーモ）の普及促進

民間企業（トヨタ自動車）との共働による新たな都市交通システムである超小型電気自動車シェアリングシステム

「Ha:mo」により、公共交通と連携した末端交通の充実や都心・鉄道駅周辺の新たな移動手段の普及促進を行っています。

〔交通政策課〕



Ha:mo ステーション（エコフルタウン）

(7) FCバスの実証運行

低炭素交通システムの構築を推進するため、とよたおいでんバス土橋・豊田東環状線で、トヨタ自動車と名鉄バスとの共働によるFCバス（燃料電池バス）の実証運行を行っています。

〔交通政策課〕



充填中のFCバス

クローズアップ

ユニバーサルデザインタクシー普及促進事業

市内タクシー事業者に対して、ユニバーサルデザインタクシー車両購入に要する費用の一部を補助することにより、ユニバーサルデザインタクシー車両の普及促進を図り、高齢者、障がい者、訪日外国人など誰もが安全・安心で快適な利用をできる交通環境の整備を推進する。

〔交通政策課〕

平成 29 年度補助実績：3,000,000 円 10 台(1 台あたり 30 万円)

平成 30 年度予算額：9,000,000 円 30 台分(1 台あたり 30 万円)



ジャパントクシー（トヨタ自動車）

3 体系的な道路ネットワークの整備

(1) 主要幹線道路（内外環状線・放射道路）の整備

多様なルートを選択肢を提供し、円滑かつ安全に自動車が走行できる幹線道路ネットワークの整備を推進しています。特に、市街地への通過交通を迂回させるための内外環状線、市域の一体性を確保し交流連携の推進を図るための放射道路の整備を推進しています。

〔建設企画課、幹線道路推進課、街路課〕



(2) スマート IC の活用

市内のインターチェンジ6か所に加え、既存インターチェンジの中間部に位置する東海環状自動車道鞍ヶ池 PA に設置したスマートインターチェンジは、ETC 車載器を付けた全車種（車長 12m まで）を対象に 24 時間運用しています。市内への多様なアクセスルートを選択を可能とし、目的地へのアクセス時間短縮や市内の渋滞緩和により CO₂ の削減を図ります。

〔幹線道路推進課〕



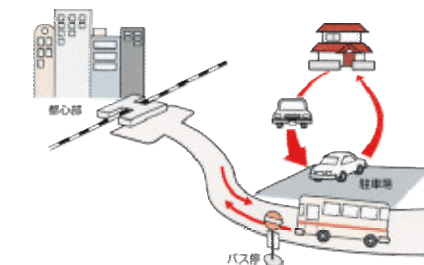
4 交通手段の転換

(1) P&R 駐車場の整備（P&BR 駐車場の確保）

公共交通を利用して渋滞削減や環境にやさしい交通を実現させるため、P&R（パークアンドライド※）駐車場、P&BR（パークアンドバスライド）駐車場を整備しています。

平成 29 年度までに市が整備し、管理している愛知環状鉄道駅前 P&R 駐車場は次表のとおりです。また、P&BR 駐車場としては、藤岡、下山、小原、稲武の各支所、永太郎バス停（小原地区）及び小渡バス停（旭地区）を整備しています。

〔交通政策課〕



パークアンドバスライドのイメージ

※パークアンドライド：鉄道駅周辺や主要バス停周辺に駐車場を設け、自家用車から鉄道・バスなどの公共交通機関に乗り換えて目的地まで移動する方法

平成 29 年度 愛知環状鉄道駅前 P&R 駐車場（市管理）一覧

駐車場名	四郷駅前 駐車場	末野原駅前 駐車場	貝津駅前 駐車場	保見駅前 駐車場	八草駅前 駐車場
駐車容量	140 台	147 台	44 台	58 台	170 台

※平成 24 年 4 月 1 日から 5 駐車場全て有料化（指定管理）

(2) 自転車利用環境整備の推進

安全で快適な自転車利用環境の創出に向け、国・県・警察等と連携を図り、歩行者・自転車・自動車が互いに意識し、譲り合える安全で快適な通行環境を整備するため、①空間づくり、②意識づくり、③仕組みづくりの三つの施策を推進しました。

〔建設企画課、土木課、交通安全防犯課、交通政策課〕

5 環境負荷の少ないまちづくりの推進

一体的な市街地の形成

都市活動の中で消費するエネルギーの無駄を省き、低炭素型の都市構造としていくため、地域ごとの特性に応じて都市機能や生活機能を集積又は維持集約する「拠点」と「核」を設定するとともに、交通結節機能の強化、まちなか居住の誘導など、都市機能の複合化・高度化を高め、一体的な市街地の形成を推進しています。

(1) 豊田浄水特定土地区画整理事業

名鉄豊田線浄水駅周辺において、駅の利便性を活かした市街地の形成を図るため土地区画整理事業を推進しています。

平成5年度に土地区画整理事業が開始され、平成20年1月には地区内に豊田厚生病院が開院するなどまちづくりが進み、平成29年度末現在91.5%の事業進捗率となっています。

〔区画整理支援課〕



浄水駅周辺整備イメージ

(2) 豊田土橋土地区画整理事業

豊田土橋土地区画整理事業は、地区北部は木造家屋の密集した地域であり、南部は宅地のスプロール化が進行しているため、都市基盤を整備し、名鉄三河線土橋駅を中心とした市南西部の拠点地域核として良好な市街地を形成するためのものです。平成29年度末現在79.4%の事業進捗率となっています。

〔市街地整備課〕



土橋地区の整備イメージ

(3) 豊田寺部土地区画整理事業

豊田寺部土地区画整理事業は、一体的な市街地形成を担う地区として、都心（センターコア）の東側外縁部において「居住誘導拠点」に位置付け、計画的な市街地の整備を進め、快適で良好な居住環境の実現を図るものです。平成29年度末現在68.8%の事業進捗率となっています。

〔市街地整備課〕

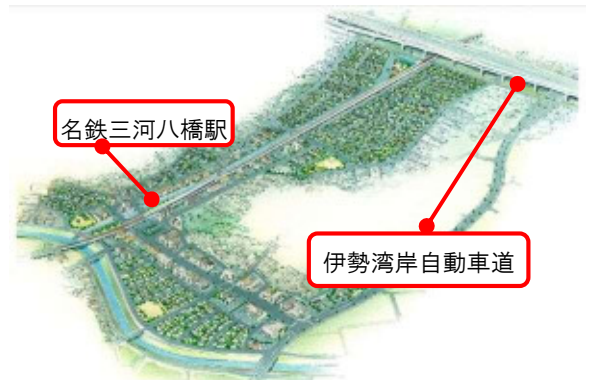


寺部地区の整備イメージ

(4) 豊田花園土地区画整理事業

豊田花園土地区画整理事業は、集約型の都市づくりを担う地区として、名鉄三河線三河八橋駅を中心とした「居住誘導拠点」に位置付け、計画的な市街地の整備を進め、快適で良好な居住環境の実現を図るものです。平成29年度末現在35.7%の事業進捗率となっています。

〔市街地整備課〕



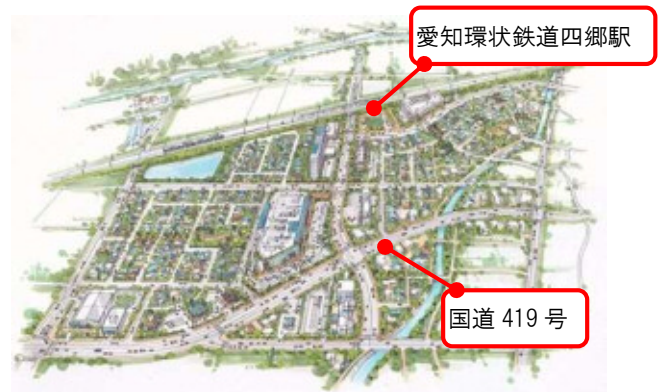
花園地区の整備イメージ

(5) 豊田四郷駅周辺土地区画整理事業

愛知環状鉄道四郷駅周辺において、駅の利便性を活かした市街地の形成を図るため土地区画整理事業を推進しています。

平成26年度に土地区画整理組合が設立し、民間事業者が組合運営、設計工事、保留地処分等組合事務を全て行う業務代行方式として事業を推進し、平成29年度末現在42.6%の事業進捗率となっています。

〔区画整理支援課〕



四郷駅周辺整備イメージ

(6) 若林駅周辺新市街地整備事業

本市では、豊かな自然を保全しながら、選択と集中により鉄道駅を中心とした都市拠点への生活機能の集積を図る都市構造の実現に向けて、名鉄三河線若林駅周辺において、良好な住宅地を供給するため、土地区画整理事業など新市街地整備事業の計画策定への取組を進めています。

少子高齢化の進行を見据え、市民が質の高い生活を送り続けられるよう、鉄道駅周辺において、環境負荷の低減を図りつつ、効率的かつ持続可能な都市づくりを目指しています。

〔区画整理支援課〕

(7) 豊田市駅前通り北地区市街地再開発事業

豊田市駅前通り北地区市街地再開発事業は、商業・業務・都市型住宅等の都市機能の拡充により中心市街地の活性化を図るとともに、省エネルギー設備の導入や緑化により、都市のシンボリック空間の創出を目指すものです。

平成29年度は、施設オープンを迎えるとともに、平成30年度の事業完了に向け、計画的な事業促進に努めました。

〔都市整備課〕



豊田市駅前通り北地区整備イメージ

第3節 事業者の取組の促進

施策の基本的方向

事業者の自主的な取組の更なる促進と市、事業者及び関係団体の連携により、産業部門からの二酸化炭素排出量を削減します。

1 自主的な取組の着実な実施

(1) 環境の保全を推進する協定

本市は、昭和48年から「公害防止協定」を市内の主要な事業者と締結し、公害規制に努めてきました。平成20年度から、事業者と共働して持続可能な社会の構築を目指して、新たに環境に配慮した自主的な取組の推進を盛り込んだ「環境の保全を推進する協定」の締結を進めています。この協定の中で、事業者に対し、温室効果ガスの排出抑制、資源循環の推進等の取組計画を自ら策定し、推進に努め、取組状況を環境報告書等により自ら公表することを規定しています。

平成29年度は、内浜化成(株)が締結から5年を経過したことから、内容を一部見直し、更新を行いました。平成29年度末現在、34社と「環境の保全を推進する協定」を締結しています。

〔環境保全課〕

企業との公害防止協定の概要と環境の保全を推進する協定の主な追加内容

【公害防止協定の主な内容】

- ・協 定 値：公害関係諸法令より厳しい規制値
- ・事 前 協 議 制：一定規模以上の工場等の新設、増設、生産施設の工程変更を行う場合、事前に計画書提出、協議
- ・測定及び報告義務：大気汚染、水質汚濁に係る項目の測定義務及び報告義務
- ・そ の 他 の 事 項：事故発生時の措置、産業廃棄物、緊急時の措置、公害による被害補償、緩衝緑地等の整備

【環境の保全を推進する協定の主な追加内容】

- ・事業者は、温室効果ガスの排出抑制、資源循環の推進等の取組計画を自ら策定し、その推進と情報提供に努める。
- ・市は、助言や情報提供など取組計画の策定に協力するとともに、情報交換の場を設けるなど、先進的な取組の市民・事業者への紹介・普及に努める。
- ・事業者は、環境管理体制を整備して環境汚染の未然防止に努めるとともに、周辺住民への情報提供を積極的に行うなど信頼性の確保に努める。
- ・市は、事業所周辺住民と事業者との情報交換の機会を設けるよう努める。

なお、「公害防止協定」、「環境の保全を推進する協定」については、「第5章第1節(3)企業との協定—公害防止協定及び環境の保全を推進する協定」に掲載しています。

(2) 環境の保全を推進する協定協議会の活動

平成 22 年 1 月に発足した「環境の保全を推進する協定協議会」（平成 29 年度末現在、構成メンバーは 34 社）は、協定事業者間の環境に配慮した取組等の情報交換を行い、環境情報を共有するとともに、事業者と市が共働して環境に配慮した取組を進める中で、環境情報を広く発信して、市内の事業者全体の環境に対する取組・技術の普及、促進を図っています。

平成 29 年度は、10 月にシャープ(株) 亀山工場の施設見学を行い、3 月に協定協議会を開催しました。

また、8 月 8 日に「とよたエコツアー」を開催し、グリーン・クリーンふじの丘、緑のリサイクルセンター、環境学習施設 eco-T (エコット)、渡刈クリーンセンター及び(株)オティックス高岡の環境取組を PR しました。 [環境保全課]

(3) 環境に対する取組・技術の普及、促進

環境の保全を推進する協定協議会では、これまで協議会構成メンバーの培ってきた先進的で効果的な環境保全対策を、市内の中小企業に対しても積極的に普及啓発を図っています。平成 29 年度は、環境教育用教材として「水質・地下水・土壌」と「化学物質・リスクコミュニケーション」に関する教材を作成し配布しました。また、芦名秀一氏(国立環境研究所)による「CO2 削減・省エネ・再エネ」についての講演会及び水質事故対策をテーマにした環境取組技術支援セミナーを 3 月に開催しました。ほかにも、豊田商工会議所が毎月会員企業に配布している豊田商工会議所だよりの 7 月号及び 2 月号の「Toyotacci. news」コーナーに、構成メンバーの環境取組事例や協定協議会ホームページを紹介する記事を掲載しました。 [環境保全課]

2 中小企業等への資金融資制度

事業者が環境保全対策を行うためには、環境保全設備の整備等に多額の費用が必要となります。本市では、中小企業者等が環境保全設備を設置する場合の経済的負担を少しでも軽減するため、昭和 45 年度から融資制度を設けています。市内の取扱金融機関と連携し、必要な環境保全設備整備費用の 8 割、2,000 万円を限度として無利子の融資をあっせんしています。

平成 29 年度においては融資制度への新規申請は 0 件でした。 [環境保全課]

3 環境マネジメントシステム取得促進

(1) ISO14001 認証取得状況

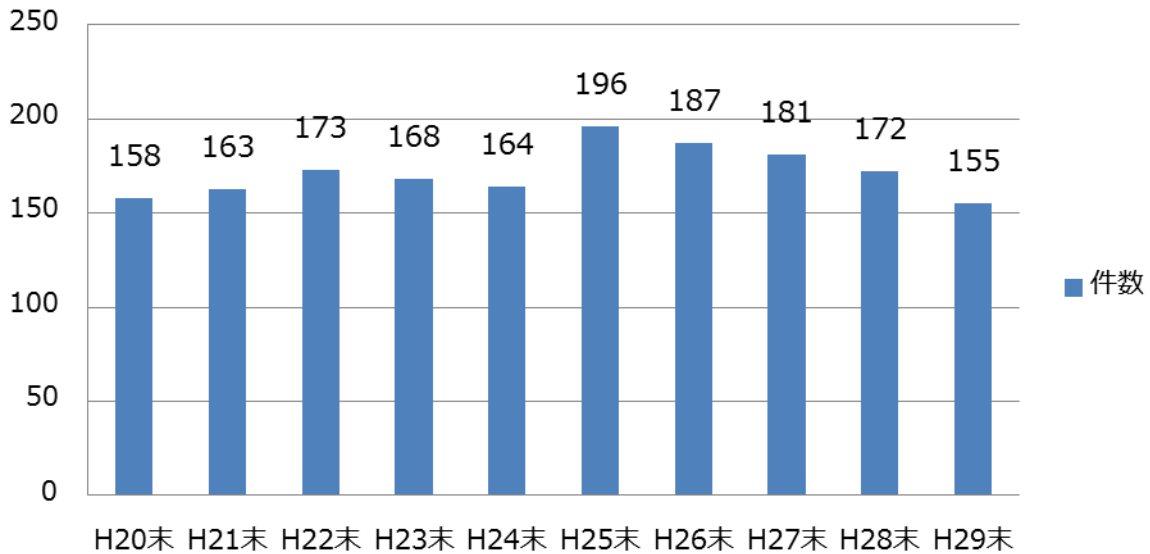
事業所等の組織が、法規制にとどまらず自らの環境目標を設定して、「環境マネジメントシステム」を構築し、この国際規格である認証を取得するなど、事業者の積極的な環境への取組が進んでいます。

平成 29 年度末現在、市内における ISO14001 認証取得件数は 155 件※です。

※ただし、海外の認証機関から受けた機関は含まない。

[環境政策課]

市内事業者のISO14001認証取得件数推移



(出展：公益財団法人日本適合性認定協会 HP)

(2) エコアクション 21 認証登録の推進

「エコアクション 21」は、環境省策定のガイドラインに基づく認証・登録制度で、ISO14001規格と比べ、認証登録費用が安価であるなど中小企業等が取り組みやすい簡易な環境経営システムです。平成 19 年 12 月、豊田商工会議所内に「エコアクション 21 地域事務局とよた」が開設されました。

平成 29 年度末現在、市内におけるエコアクション 21 認証登録件数は 79 件です。

[ものづくり産業振興課]

4 身近にできる取組の推進

(1) レジ袋無料配布中止（レジ袋の削減に関する協定）

とよたエコライフ倶楽部（「第 1 章第 2 節 2 (1) とよたエコライフ倶楽部の活動」参照）、地元商店などの事業者、及び市の三者で「レジ袋の削減に関する協定」を締結しています。事業者は、40 事業者、86 店舗です。

[環境政策課]

(2) CO₂見える化ラベル・ポスターの配布

エレベーターや水道、給湯器の使用時などに、それぞれの行動がどれくらいの CO₂ を排出しているかを表示したラベルとポスターを作成し、平成 20 年度から市役所庁舎内に掲示してきました。平成 21 年度から、市内の事業所等にも配布を開始し、平成 29 年度末現在で、384 事業所で活用されています。

[環境政策課]



第2章 第3節 事業者の取組の促進

5 地産地食※の推進（フードマイレージの低減）

（1）地産地食推進事業

地元で生産された農林畜産物を地元で消費する地産地食を推進することで、輸送時に発生するCO₂の低減（フードマイレージの低減）を図ることができます。

農産物直売所連絡会によるスタンプラリーの開催支援など直売所の活性化を推進しました。また、「たべまいとよた米プロジェクト」と称して、市内スーパーなどに豊田を代表する農産物の一つである米をPRするため、のぼりやポスターを配布したり、スーパーと協力して豊田産の米を店頭に置いたり、消費拡大に努めました。また、地産地食応援フェイスブックを使って啓発に努めました。



フェイスブックQRコード

〔農政課〕

※ 地産地食：一般的に、地域で生産された農林畜産物をその地域で消費することとして「地産地消」という言葉が使われていますが、本市では地域の農産物を食べてもらうことを強調するなどの理由から、「地産地食」という言葉を使用しています。

（2）学校給食地産地食推進事業

JA あいち豊田・豊田市・教育委員会・流通関係者等で連携し、学校給食への豊田産農産物の利用促進を図るための施策を展開しています。

〔農政課〕

第4節 森の保全・整備

施策の基本的方向

人工林の間伐を推進することにより、森林による二酸化炭素吸収量を増やします。

森づくり事業の推進

(1) 森林の適正管理

① 間伐の強力実施、地域の合意形成組織の展開

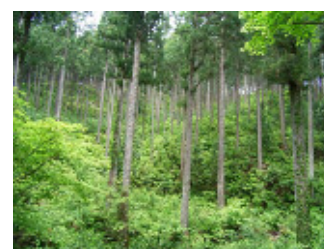
水源のかん養や土砂流出の防止、CO₂吸収など、森林の持つ公益的機能を十分発揮させるため、また、林業経営林としてスギ・ヒノキの人工林を育成するためには、間伐が欠かせません。

そのため、間伐を促進する方法の一つとして、地域の森林所有者が、「地域森づくり会議」という組織を設置し、所有する森林の状況や施業界を把握しながら、間伐などの森林整備計画（「森づくり団地計画」）を作成し、集約された間伐区域を効率的に実施する方法を推進しています。

本市では、新・豊田市100年の森づくり構想に基づき、間伐を強力に推進することにより、平成39年度までに過密人工林を一掃して、全てのスギ・ヒノキの人工林が健全化できるように計画をしています。 [森林課]

市内間伐実施面積と森づくり団地樹立面積

年度	間伐実施面積(ha) (国有林除く。)	森づくり団地 新規樹立面積(ha)
平成20年度	1,276	308
平成21年度	1,477	782
平成22年度	1,404	1,108
平成23年度	1,383	1,167
平成24年度	1,112	1,073
平成25年度	1,137	1,230
平成26年度	1,056	1,091
平成27年度	913	1,054
平成28年度	1,133	1,246
平成29年度	1,100	1,100



手入れされている森林

② 林道整備、高性能林業機械導入による低コスト化の取組

間伐など森林整備を促進するためには、木材生産が林業として成立する必要があります。そのためには、木材の素材生産において、林業用路網（林道、作業道、搬出路）と高性能林業機械を組み合わせた、低コストで効率的な作業システムを普及・定着させ、施業を集約化することが大切になります。

平成29年度は、路網を39,811m整備するとともに、17台の高性能林業機械により森林整備の促進を図りました。 [森林課]

林道等の整備状況

	H27 年度		H28 年度		H29 年度	
	路線数 (本)	整備延長 (m)	路線数 (本)	整備延長 (m)	路線数 (本)	整備延長 (m)
林 道	5	1,336	3	984	4	1,605
作業道	6	4,424	3	3,345	5	3,688

(2) 公共事業における地域材の利用

平成 29 年度は、市の公共建築物の整備及び工事用の看板・杭・柵などの材料として約 381.9 m³の地域材を利用しました。〔森林課〕

(3) 森づくりの担い手の育成

① 「とよた森林学校」「とよた森林学校出前講座」の継続的实施

五感を通して森林や動植物に親しみながら、森林・林業の理解者「森の応援団」を市民の皆さんに広げていくとともに、人工林の間伐ができる人材を育成するため、平成 18 年度から「とよた森林学校」を開校しています。また、同年度から、森林整備を次の世代に引き継ぐため、小・中学校の児童・生徒を中心に「とよた森林学校出前講座」を実施しています。

平成 29 年度の森林学校では 19 講座、延べ 313 人が参加しました。また、出前講座では 36 講座を実施し、922 人が参加しました。〔森林課〕

とよた森林学校実施状況

コース	講座名	講座日数 (H29 年度)	受講者数 (人)	
			H28 年度	H29 年度
人材育成コース	楽しい山づくり入門講座	8	7	10
	森林観察リーダー入門講座	8	10	8
	間伐ボランティア初級講座	3	12	13
	山主自力間伐講座	4	10	11
	セミプロ林業作業者養成講座	10	10	7
森の応援団コース	森林セミナー	4	40	43
	森林の樹木調べ(入門コース)	3	-	20
	森林と水資源と山地災害	3	-	19
	夏休み昆虫観察会	2	27	15
	山の日は木こり体験	1	17	10
	森と人の文化史	3	21	22
	森が紡ぐ和のこころ	3	-	21
	矢作川源流の森ウォーキング	3	21	20
	森づくりの日は森林ウォーキング	1	-	15
自然の仕組み探検隊	3	20	22	
事務局企画講座	巨木巡り 神坂の大杉を見に行こう!	1	22	16
	矢作川流域最高峰の大川入山に挑もう!	1	30	20
フォローアップ研修	間伐実習	2	15	13
	持ち山見学会	1	6	8



森林の樹木調べ（入門コース）



楽しい山づくり入門講座

② 森づくりの担い手育成事業

林業労働者の高齢化・人材不足が課題となっている中、市が目指す森林整備を確実に実行するため、「とよた森林学校」において、「セミプロ林業作業員養成講座」を開設し、今後の森づくりの担い手として人材を育成しています。

この講座は、林業作業員を目指す人を対象に、全10回にわたり間伐研修や出材研修など、林業作業員として必要な知識や技術を習得します。平成29年度は、市内を中心に7名の方が参加しました。

また、森づくりの推進に要する人材を育成するため、森林組合に対し、森づくり団地化推進員8名分の人件費の一部を補助しました。 [森林課]

「セミプロ林業作業員養成講座」内容

回	講座内容	その他
1	間伐の必要性	募集人数：10名 受講料：10,000円 期間：10月～2月
2	道具の紹介と使い方	
3～9	間伐・出材研修	
10	豊田市の森づくり	

第3章 豊かな自然環境との共生

本市では、将来世代に受け継ぐべき自然を明確化し、保全対策の仕組みを構築するとともに、自然環境の質の向上、水と緑のネットワークの創造、水源かん養機能の保全や水資源の有効活用などの健全な水循環系の構築、人が自然とふれあえる場の創造に取り組み、豊かな自然環境と共生する都市を目指しています。

第1節 環境の状況

(1) 森林

近年、森林・農地が宅地等に転用される傾向がありますが、平成29年度末現在、本市における森林面積は62,528haで、市面積の68%を占めています。工業都市としてのイメージが強い豊田市ですが、森林都市としての側面も併せ持っています。このうち、民有林面積は61,249haで、スギ・ヒノキを主体とした人工林の面積は35,183haであり、人工林比率は57.4%です。これらの民有林のうち39.1%を占める広葉樹林は、以前は地域住民の生活に密着した里山として維持管理されていましたが、現在では「雑木林」として放置された状態が続いています。

一方、スギ・ヒノキの人工林の多くは、戦後の拡大造林期に植えられたものです。現在、これらの人工林は主伐が可能な時期を迎え、また、71年生以上の高齢の森林も多く、木材資源として活用することが可能となっていますが、木材価格の低迷、高齢化、各種経費の上昇などにより手が入られず放置された状態の森林が多くなっています。こういった人工林の多くは、林内の植生が乏しくなり、地表がむき出しになっていて、水源かん養や土砂流出防止といった機能が著しく低下しています。このため、これらの森林が災害を引き起こすことが懸念されており、人工林を適正に管理し、森林の持つ公益的機能を回復することが求められています。

〔森林課〕

森林資源の現況—保有形態別面積（平成29年度末現在）

保有形態	総面積		立木地 [ha]			その他 (竹林) (無立木地) ha	人工林率 [%] (B/A)
	面積[ha] (A)	比率[%]	計	人工林 (B)	天然林		
総数	62,497						
国 有 林	1,248	2.00					
地域森林計画 対象民有林	61,249	98.00	59,126	35,183	23,943	2,123	57.44
公 有 林	7,315	11.70					
県有林	2,544	4.07					
市有林	4,771	7.63					
私 有 林	53,935	86.30					
地域森林計画の 対象外の区域	31						
森 林 面 積	62,528						

※端数処理の関係で、内訳と計は必ずしも一致しない。

地域森林計画対象民有林内の人工林の齢級別面積（平成 29 年度末現在）

（単位：ha）

区分	齢級別 総数 (林齢)	1～4 齢級	5～6 齢級	7～8 齢級	9～10 齢級	11～12 齢級	13～14 齢級	15 齢級以上
		(～20 年生)	(21～30)	(31～40)	(41～50)	(51～60)	(61～70)	(71 年生～)
人工林	35,183	518	1,329	3,039	5,756	10,327	6,059	8,155

主要樹種別の面積率 … スギ 32.0%、ヒノキ 54.8%、マツ類 12.6%

※端数処理の関係で、内訳と計は必ずしも一致しない。

（２）自然公園

自然公園法に基づく自然公園には、国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園があります。本市では、愛知高原国定公園と天竜奥三河国定公園が指定されています。また、東京と大阪の国定公園をつなぐ東海自然歩道があります。

① 愛知高原国定公園

本市の北部から東部にかけての山間地に愛知高原国定公園が指定されています。愛知高原国定公園の全域は計 21,740ha です。市内の区域は、猿投山、松嶺、勘八、鞍ヶ池、王滝、松平、六所山、東大林、榊野、笹戸、奥矢作湖、西市野々、阿蔵、筈ヶ岳、香嵐溪、三河湖、黒田の各地区合わせて 13,951ha で、市面積の約 15% を占めています。〔開発審査課〕

② 天竜奥三河国定公園

本市の北東部の稲武町に天竜奥三河国定公園が指定されています。天竜奥三河国定公園の全域は計 14,959ha です。市内の区域は、面ノ木の 1 地区のみで特別保護地区 31ha を含む 301ha です。〔開発審査課〕

③ 東海自然歩道

東海自然歩道は、東京の「明治の森高尾国定公園」から大阪の「明治の森箕面国定公園」までの、緑豊かな自然と貴重な歴史を伝える文化財を訪ね、心身の健康と安らぎを与える全長 1,697km の歩道です。

市内のコースは富士見峠に始まり、寧比曾岳から猿投山（豊田コース）、奥矢作湖（旭コース）へ向かう 2 コースあり、全長 74.6km です。紅葉の名所香嵐溪や旭高原元気村などを通り、市民の自然散策の場として親しまれています。〔商業観光課〕

（３）多自然型公園—児ノ口公園

児ノ口公園（久保町、1.9ha）は、都心においてビオトープのある多自然型公園です。水と緑のまちづくりを目指し、都心地区での自然環境の創造を目的として、平成 6、7 年度、多自然工法により、公園とその中を流れる五六川との一体整備を行いました。

都心部において自然と親しむことができ、子どもから高齢者まで幅広い世代のコミュニケーションの場として、市民に安らぎと潤いの場を提供しています。〔公園緑地管理課〕

【児ノ口公園の特徴】

- ・計画段階から、市民や自然愛護協会の意見を取り入れた
- ・暗渠だった五六川を地上に呼び返し、かつての小川を再生
- ・池の護岸は、コンクリートをやめて土で覆い、昔ながらの池を再生
- ・市民の植樹により、雑木林を再生
- ・地域住民による管理協会が中心となり、公園を維持管理
- ・ごみ箱は置かず、環境美化、ごみの持ち帰りを促す



児ノ口公園（上空から）

（４）生物の生息状況

本市は、矢作川の上・中流部に位置し、東・北部の三河高原を形成する山間部と、西・南部の西三河平野につながる丘陵・平野部からなる、自然に恵まれた地域で、多様な生物種が生息しています。

旧豊田市内の重要な自然環境の分布を正確に把握し、自然保護行政の基礎資料とするため平成13年度から3年間かけて豊田市自然環境基礎調査を実施しました。

平成17年4月に合併した地区（藤岡、小原、足助、下山、旭、稲武地区）については、平成19年度から調査を実施し豊田市生物調査報告書（H28）としてまとめました。

〔環境政策課〕

① 哺乳類、ハ虫類、両生類

哺乳類は、ニホンジカ、イノシシ、キツネ、タヌキ、ハクビシン、アライグマ、ヌートリア、ノウサギ、ニホンリス、ムササビ、イタチ、アナグマ、テン、アカネズミ、カヤネズミ、ヒメネズミ、ヒミズ、コウベモグラ、アブラコウモリ、ヤマコウモリなどが生息しています。

ハ虫類は、アオダイショウ、ヤマカガシ、マムシなどが生息しています。

カメの仲間は、イシガメ、クサガメなどのほか、外来種のミシシippアカミミガメも確認されています。

両生類は、モリアオガエル、トノサマガエル、ダルマガエル、イモリなどが生息しています。

② 鳥類

カイツブリ、キジバト、ホトトギス、コゲラ、ツバメ、ヤマガラ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、メジロなどのほか、外来種のコジュケイも確認されています。

③ 魚類

本市には、矢作川、巴川、逢妻女川、逢妻男川などの河川が流れ、ため池は大小合わせて225か所あります。

ミナミメダカ、マドジョウ、ホトケドジョウなどのほか、外来種のタイリクバラタナゴ、オオクチバス、ブルーギルなども確認されています。一部のため池では、オオクチバス、ブルーギルなどの肉食種が急速に繁殖し、在来種の稚魚などを食べるため魚相が変わってきています。

④ 昆虫類

チョウ目ではアゲハ、モンシロチョウ、キタキチョウ、コムスジ、ルリタテハ、コジャノメ、ヒメウラナミジャノメなどが生息しています。トンボ目ではシオヤトンボ、オオシオカラトンボ、ヒメアカネ、モノサシトンボ、モートンイトトンボなどが生息しています。

第3章 第1節 環境の状況

(5) 希少な動植物の生息状況と保護

絶滅のおそれのある野生動植物の生息・生育状況を把握し、保護につなげるため、平成3年度から3年間、平成13年度から3年間調査を実施し、それぞれ「豊田市緊急保護野生動植物調査報告書」(平成6年)と「豊田市自然環境基礎調査報告書」(平成17年)にまとめました。さらに、平成19年度から、旧町村地区を含めた全市域で自然環境基礎調査を実施し、「豊田市生物調査報告書」(平成28年)にまとめました。

これらの調査の結果、「環境省レッドリスト 2015 (絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト)」記載種は、絶滅危惧ⅠA類6種、絶滅危惧ⅠB類25種、絶滅危惧Ⅱ類86種、準絶滅危惧118種、地域個体群1種が確認され、「レッドリストあいち2015」記載種は、絶滅4種、絶滅危惧ⅠA類48種、絶滅危惧ⅠB類71種、絶滅危惧Ⅱ類105種、準絶滅危惧149種が確認されました。〔環境政策課〕

市内で確認されている絶滅のおそれのある野生生物(2015)

項目	哺乳類・ハ虫類・両生類	鳥類	淡水魚類	昆虫類	植物
環境省 レッド リスト 2015 (絶滅のお それのある 野生生物の 種のリスト)		絶滅危惧ⅠA類 …1種 シマアオジ	絶滅危惧ⅠA類 …1種 ホンモロコ	絶滅危惧ⅠA類 …2種 ベッコウト ンボ等	絶滅危惧ⅠA類 …2種 クマヤマグミ等
	絶滅危惧ⅠB類 …1種 ナゴヤダルマガ エル	絶滅危惧ⅠB類 …5種 クマタカ等	絶滅危惧ⅠB類 …4種 カワバタモロコ 等	絶滅危惧ⅠB類 …9種 ヨツボシカミキ リ等	絶滅危惧ⅠB類 …6種 ヤマホオズキ等
	絶滅危惧Ⅱ類 …2種 ヤマコウモリ カスミサンシ ョウウオ	絶滅危惧Ⅱ類 …15種 サシバ ハヤブサ等	絶滅危惧Ⅱ類 …6種 ミナミメダカ 等	絶滅危惧Ⅱ類 …29種 ギフチョウ オオクワガタ 等	絶滅危惧Ⅱ類 …34種 ミコシギク ヒメミクリ等
	準絶滅危惧 …5種 トノサマガエル ニホンイシガメ 等	準絶滅危惧 …12種 オオタカ ハチクマ等	準絶滅危惧 …4種 ヤリタナゴ 等	準絶滅危惧 …64種 オオムラサキ 等	準絶滅危惧 …33種 シデコブシ等
	地域個体群 …1種 ツキノワグマ				
計	9	33	15	104	75
レッド リスト あいち 2015					絶滅 …4種 バアソブ等
	絶滅危惧ⅠA類 …4種 ツキノワグマ 等	絶滅危惧ⅠA類 (繁殖個体群) …12種 コノハズク等	絶滅危惧ⅠA類 …4種 ヤリタナゴ	絶滅危惧ⅠA類 …13種 ヒメヒカゲ 等	絶滅危惧ⅠA類 …15種 ミコシギク等
	絶滅危惧ⅠB類 …4種 モモンガ等	絶滅危惧ⅠB類 (繁殖個体群) …8種 (越冬個体群) …3種 (通過個体群) …5種 ヤマセミ等	絶滅危惧ⅠB類 …7種 ホトケドジョウ	絶滅危惧ⅠB類 …13種 タガメ等	絶滅危惧ⅠB類 …31種 トキソウ等

	絶滅危惧Ⅱ類 …5種 カヤネズミ 等	絶滅危惧Ⅱ類 (繁殖個体群)…14種 (越冬個体群)…6種 (通過個体群)…14種 アカショウビン 等	絶滅危惧Ⅱ類 …2種 ドジョウ 等	絶滅危惧Ⅱ類 …20種 ウラナミジャ ノメ等	絶滅危惧Ⅱ類 …44種 シラタマホシク サ等
	準絶滅危惧 …13種 ムササビ モリアオガエル 等	準絶滅危惧 (繁殖個体群)…9種 (越冬個体群)…14種 (通過個体群)…8種 フクロウ 等	準絶滅危惧 …4種 ミナミメダカ 等	準絶滅危惧 …61種 オオムラサキ 等	準絶滅危惧 …40種 ヘビノボラズ 等
計	26	93	17	107	134

自然環境に恵まれた本市には、多種多様な動植物が生息・生育しています。近年、都市化に伴う山間地などの開発で自然が失われつつありますが、貴重な動植物の保護・保全を図るため、開発を行う事業者に対し指導等を行っています。

自然保護に関する主な法令（参考）

<p>〔国〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境保全法 ・自然公園法 ・温泉法 ・生物多様性基本法 ・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 ・文化財保護法 ・都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律 ・森林法 ・都市緑地法 ・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 ・地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律 	<p>〔県〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例 ・愛知県立自然公園条例 ・あいち森と緑づくり税条例 <p>〔市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊田市環境基本条例 ・豊田市の環境を守り育てる条例 ・豊田市市街地における緑の保全条例 ・豊田市文化財保護条例 ・豊田市森づくり条例
---	---

① ウシモツゴ

ウシモツゴは、コイ科の魚で、「環境省レッドリスト 2015（絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト）」で絶滅危惧ⅠA類に指定されています。本市では、ウシモツゴを市の天然記念物に指定（種の指定）しており、ウシモツゴが生息するため池の管理と巡視を豊田市自然愛護協会に委託して、生息環境の保護を図っています。



ウシモツゴ

② カワバタモロコ

カワバタモロコは、「環境省レッドリスト 2015（絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト）」及びレッドリストあいち 2015 で絶滅危惧ⅠB類に指定されています。また、市の天然記念物に指定（種の指定）しており、カワバタモロコが生息するため池の管理と巡視を豊田市自然愛護協会に委託して、生息環境の保護を図っています。

③ シデコブシ

シデコブシは、愛知県、岐阜県、三重県の限られた地域のみに見られる湿地性の樹木で、「環境省レッドリスト 2015（絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト）」では、準絶滅危惧種に指定されています。本市では、勘八町、野見山町、琴平町、御船町のほか、市内各地で確認されており、特に「琴平町シデコブシ群生地」は県の天然記念物に指定され、保護されています。



シデコブシ

琴平町や御船町では、市民団体がシデコブシを被圧する竹類や常緑樹を伐採するなど保全活動を行っています。

④ ギフチョウ

ギフチョウは、春の女神と呼ばれるアゲハチョウ科の昆虫で、「環境省レッドリスト 2015（絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト）」では絶滅危惧Ⅱ類に指定されています。市内では、猿投山山麓から矢作川を挟んで石野地区周辺の雑木林に生息しています。

近年、放置森林の増加などよりギフチョウの生息環境が悪化しています。猿投山南側山麓の民有林では、ギフチョウの再生を目指した環境づくりと良好な自然を復元するため、市民団体が活動を行っています。

(6) ツキノワグマへの対応

平成 29 年度は、ツキノワグマと思われる痕跡や目撃情報が 6 件ありました。ツキノワグマの出現等への体制整備として、対応マニュアルの改訂や麻酔を使用できる資格の取得、麻酔薬の配備等を実施しました。

なお、ツキノワグマは愛知県版レッドデータブックで絶滅危惧ⅠA 類に指定されている希少な野生生物ですので、捕獲された際には可能な限り放獣する方針です。

〔環境政策課〕

第2節 自然と調和できる仕組みの構築

施策の基本的方向

保全すべき自然を明確化し、都市の発展や暮らしと自然との調和を図り、共生を基軸とした保全対策の仕組みを構築します。

1 保全すべき自然の明確化

〔生物多様性とよた戦略の策定〕

本市は、平成26年1月に「豊田市の生物多様性に関わる行動目標～生物多様性とよた戦略～」を策定しました。これは、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略として位置付けられ、豊田市環境基本計画の基本理念で掲げる「持続可能な社会」に向けて、自然共生分野の基本的な考え方を明確にするものです。

2050年の本市の目指す姿を「生き物とのつながりの中で豊かな暮らしがおくれる社会」とし、生物多様性の恵みを将来にわたり得られるよう、基本となる考え方や望ましい行動を掲げています。

また、当行動目標を市民一人ひとりが自分のこととしてとらえ、具体的に行動するきっかけとすることを目的に平成26年1月にガイドブックを作成、平成27年1月に内容を一部改訂しました。ガイドブックには生物多様性保全のための市民・学校・事業者による先進的な取組15事例が掲載されています。



〔環境政策課〕

生物多様性ガイドブック

クローズアップ

生物多様性保全スタンプラリー

豊田市環境学習連携会議（事務局：豊田市自然観察の森）では、市内の環境学習施設のイベントを対象とした「生物多様性保全スタンプラリー」を開催しました。

平成29年5月1日（月）～平成30年2月28日（水）の期間で、市民が生物多様性に関心を持ち、生物多様性の保全活動に関わってもらうことを目的として行いました。スタンプを集めると景品ももらえるということで、多くの市民の方々に楽しみながら、生物多様性について知っていただく機会となりました。

〔環境政策課〕



2 自然環境調査等の充実

(1) 自然環境フィールド調査の実施

本市は、918.32km²と広域で、海拔3.2mの低地から1,240mの山地まで高低差も大きく、地形や気候、植生においても多様性を有しています。本市の自然環境を保全し、自然と共生しながら持続可能な発展を続けていくためには、必要な情報を把握する自然環境フィールド調査が欠かせません。

旧市内においては、平成13年度から3年間かけて、気候や動植物、里山の状況を明らかにする自然環境基礎調査を実施しました。その結果は「豊田市自然環境基礎調査報告書」として平成17年4月に発刊しています。

合併により広がった旧町村地区（藤岡、小原、足助、下山、旭、稲武）については、従来、総合的な自然環境調査は実施されてこなかったことから、新修豊田市史自然編の編さん事業と連携し、平成19年度から気候・気象、地形・地質、生物、水文の各分野におけるフィールド調査を実施しました。その結果は、「豊田市生物調査報告書」として平成28年3月に発刊しています。
〔環境政策課〕

(2) 市民参加生き物調査の実施

市民による、気軽に行える生き物調査を市内各所で実施することを通して、生き物とふれあい、自然と親しむことで自然を大切にすることを目的とした「市民参加生き物調査」を平成20年度から継続して実施しています。また、この調査成果を全市的、経年的にまとめることで、本市における自然環境の状況と変化を把握する基礎資料とします。

平成29年度は、小中学校32校を含む3,349人で調査を実施しました。
〔環境政策課〕



【市民参加生き物調査の概要】

調査期間：7月1日～9月30日

調査場所：豊田市内全域、家の近くの野原、山、川など

調査対象：指標生き物 39種類

- ・普通種 18（トンボ、セミ、カブトムシなど）
- ・希少種 8（メダカ、イモリ、ニホンカモシカなど）
- ・外来生物 13（アメリカザリガニ、ブラックバスなど）

【平成29年度一調査結果】※ 調査結果は市内全域を39の網目(メッシュ)状に分割して整理しています。

- ・調査参加者：3,349人
- ・各メッシュ※平均17種類の生き物が確認されました。
- ・調査の範囲の39メッシュ中、28メッシュで生き物が確認されました。
- ・希少種のメダカは39メッシュ中、23メッシュで確認されました。
- ・ツバメの仲間は39メッシュ中、25メッシュで確認されました。

(3) ビオトープマップの作成

自然環境フィールド調査等により把握された保全すべき種の生息生育箇所の分布やそれを取り巻く自然環境・社会環境情報を統合型 GIS へ体系的に整理し、生物多様性、生態系保護の視点から本市の自然環境の特性を明らかにするビオトープマップを作成しています。

〔環境政策課〕

第3節 多様な生態系の保全

施策の基本的方向

表土の保全やエコトーン※の保全等による多様な生物の生息環境の保全と創造を図るとともに、外来生物対策や鳥獣害対策などを推進し、適正な自然環境の保全・維持管理に努めます。

※エコトーン：湿地と陸地の境界（水辺）など、一つのまとまりのある生態系から別の生態系へ推移（移行）しているところ

1 エコトーン及び表土の保全と再生

(1) 湿地の保護

市内には、貴重な湿地性植物群（東海丘陵要素）の自生する小規模な湧水湿地が多数点在しています。これらの湿地を代表して矢並湿地（矢並町）、上高湿地（上高町）、恩真寺湿地（山中町）の3湿地が、平成24年7月に「東海丘陵湧水湿地群」としてラムサール条約に登録されました。これらの湿地には、環境省の絶滅危惧種に指定されているミカワシオガマ、シラタマホシクサ、シデコブシなどの植物や、ハッチョウトンボ、ヒメタイコウチ、ホトケドジョウなど数多くの動物が生息しています。



ミカワシオガマ



シラタマホシクサ



シデコブシ



ハッチョウトンボ

本市ではこれらの湿地生態系を維持するために、各湿地の監視を豊田市自然愛護協会に委託しており、保全管理については、それぞれ地元の市民団体（矢並湿地保存会、上高湿地を守る会、山中町自治区）に委託をしています。また、矢並湿地では平成10年度から湿地保護の啓発等を目的とした一般公開を行っており、平成29年度は10月4日から8日までの5日間で796人が見学に訪れました。

〔環境政策課〕

クローズアップ

ラムサール条約湿地「矢並湿地自由観察の日」を開催

豊田市自然観察の森は、ラムサール条約湿地である矢並湿地の自然に触れる機会を増やし、地域の貴重な自然環境への理解を促進し、湿地保全や生物多様性保全に貢献することを目的とした、矢並湿地自由観察の日を開催しました。全4日間の日程で開催され、普段は入ることのできない場所ということもあり、参加者は湿地に生息する貴重な植物を熱心に観察していました。

〔環境政策課〕



(2) ため池整備事業

ため池の老朽化及び大規模地震による決壊や漏水を防ぐため、堤体・取水施設・余水吐等を改修し、保水機能の向上や親水機能を持たせた環境整備を行っています。

また、ため池改修時には、水位低下期間を短くするなど、魚類・水生昆虫及び鳥類などの周辺生物の生息環境に配慮しています。

〔農地整備課〕



親水機能を持たせたため池整備

(3) 開発に関する審査・調査・指導

本市では、開発行為に関し、関係法令に基づく指導や、次頁に掲げる事前協議により、環境に配慮した開発を進めるよう指導を行っています。また、開発着手後は、汚濁水流出防止対策、騒音苦情対策を中心に、各種の環境保全についての啓発、指導を行っています。

〔開発審査課、環境政策課、環境保全課、廃棄物対策課〕

【開発行為に関する事前協議（2種類）】

豊田市土地利用対策会議（窓口：土地利用調整課）

愛知県土地開発行為に関する指導要綱に基づき、市街化区域外における1haを超える土地の改変などを行う開発行為について事前協議を実施するほか、土地利用に関する施策上重要な案件についても協議を実施

開発事業事前協議会（窓口：開発審査課）

「豊田市開発事業に係る手続等に関する条例」に基づき、周辺環境に影響を及ぼすおそれのある開発事業に関し、市、開発事業者等及び市民の責務を明らかにするとともに、開発事業者が行うべき住民への周知手続、講ずべき措置その他必要な事項を定めることにより、適切な開発事業の確保を図り、もって良好な住環境の保全及び安全で快適なまちづくりの実現に寄与することを目的とし、対象に応じて協議会を実施

本市では、事業者などが周辺環境に影響を与える土地利用などを行う場合に、市との協議の中で、自然を保全し、公害や災害の発生を未然に防止するために、個別法令及び個々の指導基準に適合した事業となるように指導を行っています。

①「豊田市開発事業に係る手続等に関する条例」第6条に定める対象行為は以下の1～8の開発事業です。

1. 都市計画法の許可が必要な開発行為で、道路、公園等の公共施設の整備を伴うもの又は位置指定道路の築造であって、事業区域の面積が500㎡以上のもの
(例：開発道路を入れる宅地分譲など)
2. 第1種特定工作物の建設及び廃棄物処理施設の設置
3. 市街化区域以外における土地の区画形質の変更で、面積が1haを超えるもの
4. 都市計画法の許可が必要な開発行為のうち、事業区域の面積が500㎡以上のもの
※自己用住宅は、この条例の対象外です。(例：開発許可を要する店舗や工場)
5. 建築物の高さが15mを超え、かつ、延べ面積が2,000㎡以上の建築物の建築
6. 長屋又は共同住宅であって、戸数が25戸以上であるものの建築

第3章 第3節 多様な生態系の保全

7. 病院、ホテル等不特定かつ多数の者を収容することを目的とする建築物の建築
8. 土地の区画形質の変更で、事業区域の面積が1,000㎡以上のもの（例：土砂等の採取行為、農地や山林を資材置場や駐車場にする事業、山林を伐採し太陽光発電施設を設置する事業）（4～8については、協議を省略できる場合があります。）

平成29年度に行った協議対象案件は27件でした。

（※案件数には「指導要綱」に基づく事前協議案件も含まれます。）

〔開発審査課〕

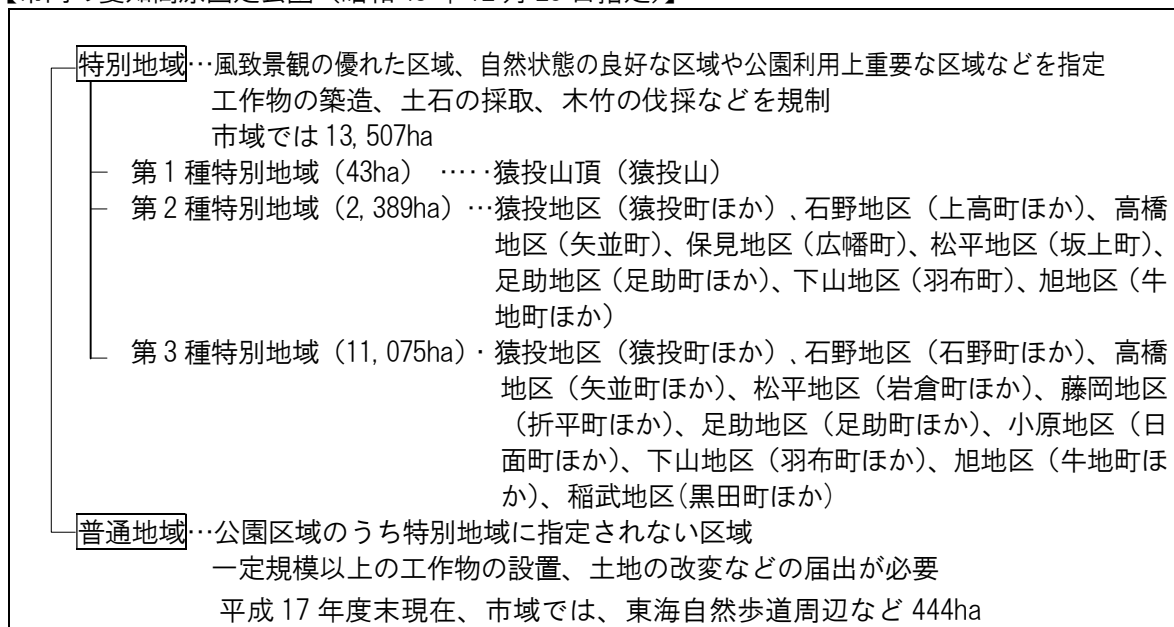
② 自然公園の保護（自然公園法）

平成29年度は、特別地域及び普通地域内で232件の許可申請の受付がありました。

自然公園に基づく自然公園区域は、自然環境の程度により類別し、行為の制限等が定められており、区域内で行為を行う場合、県知事の許可等を必要とします。

〔開発審査課〕

【市内の愛知高原国定公園（昭和45年12月28日指定）】



③ 豊田市環境保全調整会議の設置

市内で行われる開発事業が周辺地域の生活環境に悪影響を及ぼすことを未然に防止するため、豊田市環境保全調整会議設置要綱に基づき、対象となる事業について調整会議を設置します。

平成29年度の豊田市環境保全調整会議設置は2件でした。

〔環境政策課〕

2 生態系の再生に向けた環境の修復

(1) 多自然川づくり

河川が、コンクリート水路のような単純な構造であれば、単調な生態系しか形成することができませんが、自然河川のような多様な構造であれば、変化に富んだ環境が創出され、豊かで多様な生態系を形成することができます。

河川改修工事においては、伝統的河川工法を見直し、瀬と淵を保全・再生し、植生や自然石を利用した護岸を採用するなど、自然の河川が持つ多様な構造を尊重し、生物の良好な生息環境に配慮しながら、河川が本来有している環境の保全に努めています。



多自然河川（加納川）

〔河川課〕

多自然川づくりの実施例

五六川（準用河川）－児ノ口公園－

- 久保町地内、延長217m、平成6～7年度、市施工
- 公園と中を流れる五六川との一体整備に当たり、都心におけるビオトープとなる空間を整備
- 暗渠だった五六川を地上に呼び返し、地元の古老に聞いた昔の川をイメージし再現
- 瀬や淵、蛇行のある河道をつくり、多様な流れを創出
- 護岸は空石積みや粗朶柵を施し、小動物の生息空間を多様化
- 川沿いに遊歩道を整備

矢作川（一級河川）

- 平戸橋下流、延長800m、平成3～4年度、県施工
- 巨石による水制工（9基）…道路工事で発生した石を利用
- 水制工により河岸を保護し、流れに変化を持たせ多様な生物生息空間を創出
- 玉石による低水護岸…河床削掘で発生した玉石を洗浄して使用
- アーミングの解消
- 一帯は近自然型の「古岸水辺公園」として、地元愛護会が管理
- 「お釣土場水辺公園」越戸町地内、延長400m、平成8年度、市施工
- 河畔林の整備…マダケの竹藪を間引いて光を入れ多様な動植物の生育を促進し、自然生態系を維持改善
- 土場（昔の川港、船着場）を保全
- 遊歩道の整備…越戸ダム下流から竜宮橋までの間に散策路を設置

山田川（普通河川）

- 山田川緑地の一部で、せせらぎ広場を設置するとともに、落差工を改良し、魚類の生息環境を整備した。また、これらの施設は、地元の愛護会により維持管理を行っている。

加納川（普通河川）

- 加納町地内、平成3年度、市施工
- 洪水による河岸崩壊に伴う復旧工事
- 温泉地の横で人の通る場所でもあり、周辺の景観に配慮した改修を実施
- 法面保護は、丸太や柳を組み合わせた植物護岸を採用
- 流れの中に自然石を配置して、深みや浅瀬を形成
- 加納町地内 平成12年度 単市災
- 平成12年9月の豪雨で天然河岸が崩壊

○平成3年度に行った工事内容を参考に、自然石や間伐材を用いた復旧工事を行う。

太田川（準用河川）

- 大内町地内、延長713m、平成5年度～平成11年度、市施工
- 落差工は多段式魚道
- 水生昆虫のため水際は植栽護岸
- 多様な生物の生息空間のため静水域を確保
- 自然の景観を確保

ソウレ川（普通河川）

- 松平町地内、延長93m、平成3年度、市施工
- 松平郷園地整備の一環
- 石組みと柳枝による護岸
- 湧水を活かしたトンボ池

樫尾川（準用河川）

- 野見山町地内、延長625m、平成8～14年度、市施工
- 周辺の田や山林との生態系の連続性を保全
- 寄石による流れの多様化

加茂川（一級河川）

- 東山町～京ヶ峰地内、延長540m、平成元～8年度、市施工
- 加茂川公園と一体で多自然整備 自然植生の回復
- 寄石による流れの多様化

広沢川（準用河川）

- 猿投町地内、延長1270m（事業中）、平成15年度～、市施工
- 自然石や環境ブロックの使用による多様な生態系空間や景観の保全・回復
- 緩傾斜床止工による上下流の連続性確保
- 覆土による植生回復
- 緩傾斜護岸による親水機能確保

大見川（準用河川）

- 室町地内 延長 500m（事業中）、平成26年度～、市施工
- 自然石や粗朶柵使用による多様な環境や景観の保全
- しがら工による植生回復
- 自然石階段工による親水機能確保

（2）環境保全型農業の推進

① 多面的機能支払交付金事業

農地・農業用施設など多面的機能を持つ地域資源が、高齢化・混住化などにより適切な保全管理が困難となってきたりしている現状や環境意識の高まる中、地域住民の参画の下、市内では88の活動組織が、農地・農業用施設の草刈や景観植物の植栽・生きもの調査など農村環境の保全に向けた取組を、活動組織の創意工夫により積極的に行っています。〔農地整備課〕



景観植物の植栽



水路の生きもの調査

② 中山間地域等直接支払交付金事業

平成12年度から始まったこの事業は、平成27年度から第4期の事業として平成31年度まで、農業や集落を将来にわたって維持するための取組への支援などの拡充・強化を行い、継続実施されています。この事業は、農産物の生産、環境保全、災害防止等の中山間地域の農地の多面的機能を維持するために、集落ぐるみで農地を保全する活動に対し交付金を交付しています。

〔農政課〕

年度別交付金対象農地

	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
支給対象 農用地 (ha)	944	965	968	971	876	880	880

③ 環境保全型農業直接支援対策事業

平成23年度から地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い取組として、「農業者等が、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組とセットで有機農業等の営農活動に取り組む場合」に対して支援を行いました。平成29年度の取組面積は、53.53haでした。

〔農政課〕

3 生物の保護・育成

〔外来生物対策事業〕

本市では、文献調査や聞き取り調査の結果、17種の特定外来生物が確認されています。

本市で確認された特定外来生物及びその他外来生物等の生息生育箇所の分布情報を収集し、本市における外来生物の実態を明らかにしていきます。

〔環境政策課〕

市内で確認されている特定外来生物

分類群	種 名
哺乳類	ヌートリア、アライグマ
ハ虫類	カミツキガメ
両生類	ウシガエル
鳥 類	ソウシチョウ、ガビチョウ
魚 類	オオクチバス、ブルーギル、チャネルキャットフィッシュ（アメリカナマズ）、カダヤシ
昆虫類	なし
クモ類	セアカゴケグモ
貝類	カワヒバリガイ
植 物	オオフサモ、アレチウリ、オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、ボタンウキクサ

第4節 自然のネットワークの形成

施策の基本的方向

自然環境の保全、再生、創出による自然のネットワークを形成し、多様な生物の生息環境や良好な市街地環境の創造を図ります。

1 水系の保全とネットワーク

(1) 河川の水質保全

① 水道水源保全事業（水道水源かん養林）

水道水が将来にわたり「安全でおいしい水」であるためには、水道水源の保全が必要です。本市は、水道利用者の市民が、有限な水資源の保全と水道水の供給確保の重要性を認識していくことを目的とした「水道水源保全基金」を、豊田市水道事業審議会の答申により平成6年に創設しました。

水道料金のうち使用水量1m³（t）当たり1円を「水道水源保全基金」として積み立てています。この基金を活用して、矢作ダム上流域の水道の水源となる森林を保全する「水源の森事業」と水道原水取水口より上流の家庭が、高度処理型合併処理浄化槽へ切り替える場合に上乗せ補助を行う「水質保全対策事業」を実施しています。

平成27年度から、産業部と連携して新たに「水道水源林間伐事業」「水道水源林モニタリング事業」「水道水源林確保事業」をスタートしています。全5事業を展開し、水道水源の積極的かつ恒久的な保全に取り組めます。

〔(上下水) 総務課〕

水質保全対策事業 高度処理型合併処理浄化槽切替補助実績

年度	設置数（基）	補助額合計（円）
H27年度	8	1,020,000
H28年度	20	2,611,000
H29年度	11	1,389,000

② 下水道整備による効果

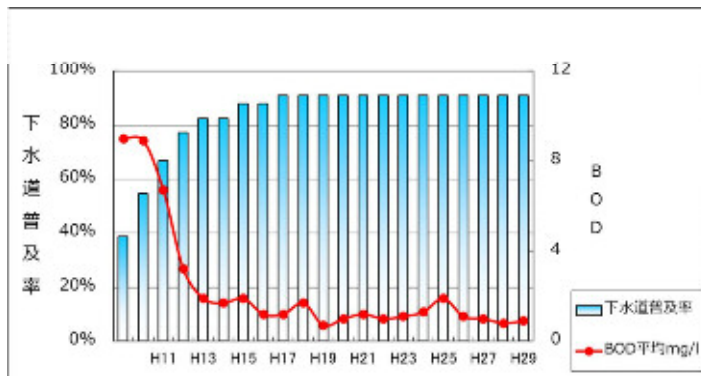
下水道が使用できるようになった区域の土地や建物の所有者は、下水道に接続する義務が生じます。

下水道を整備するだけでは、川や海の水質保全、公衆衛生の向上、快適な生活は実現できません。下水道区域内の家庭などから出た汚れた水が下水道に流されて初めて下水道整備の効果があらわれます。

区域内の家庭などが早く下水道に接続していただくことが重要であることから、接続相談員による戸別訪問などを行っています。

〔下水道建設課〕

加茂川流域の下水道普及率と水質



BOD[※]と魚の関係

BOD (mg/l)	魚との関わり
2	アユ繁殖
3	アユ成育
5	小魚等の成育
8	コイ成育

※ BOD: Biochemical Oxygen Demand(生物化学的酸素要求量)の略。微生物が水中の有機物を分解するときに消費する酸素の量で、数値が高いほど汚れていることになります。



加茂川の様子

快適な暮らし下水道



市下水道イメージキャラクター
「ミカホ」ちゃん

③ 下水道への接続促進

公共下水道が整備され供用を開始された区域では、くみ取便所を使用している方は3年以内に、浄化槽を使用している方は遅滞なく(1年以内)下水道に接続する義務があります。本市では、下水道未接続者の解消のため、接続相談員による戸別訪問を実施し、接続の促進を図っています。

[下水道建設課]

④ 下水道の適正管理

鞍ヶ池浄化センターほか8施設において、適正な維持管理をし、放流水質の基準値を確保しました。

[下水道施設課]

⑤ 下水道事業の広報広聴活動

小学校を対象とした出前講座の実施や、イベントへの出展を行うなど下水道事業の啓発活動に努めています。

平成29年度には、下水道出前講座を33校の小学校で実施するとともに、上下水道フェスタ(5月)や産業フェスタ(9月)に出展し、事業PRを行いました。 [(上下水)総務課]

(2) 水辺環境整備事業

① 親水型河川・施設の整備

人が水と親しむことができるような護岸の整備、川づくりによって、子どもたちの自然教育や、市民の生涯学習の場としての役割を担っています。

平成11年3月に開通した豊田大橋（矢作川）は、両岸の橋脚から河川敷の白浜公園、千石公園に降りられ、川中央の橋脚部には川面観察デッキを設けて、川を楽しむことのできる構造となっています。〔河川課〕



親水に配慮した豊田大橋

【親水型河川・施設】

矢作川・・・豊田市民芸館～豊田大橋～竜宮橋 水辺散策路・・・お釣土場水辺公園、古嵐水辺公園など 緑陰歩道・・・豊田市駅周辺(挙母小学校～豊田市役所間) 都心にうるおいを与えるせせらぎ歩道 日明川・・・巨石を有効利用した石積護岸による水路を整備 散策路から河川に入ることができる。 豊田市総合野外センターとの一体的利用 加茂川・・・川へ降りる階段や親水護岸により、河川散策 できる市民のふれあいの場となっている。



緑陰歩道

② 安永川浄化用水事業

家庭雑排水や工場排水の流入により水質汚濁が進行している安永川、五六川、初陣川に、水質の清浄な矢作川から浄化用水を導入し、河川の水質改善とともに、人が水と親しむことができるような機能を持つ河川の整備を行っています。

これまでに、取水口、導水路、高架水槽等の「安永川浄化用水導水機場」を整備し、平成10年4月から試行導水を開始しました。今後、中心市街地のまちづくりの一環として治水機能・都市環境の快適性を高める空間づくりの計画・整備を進めていきます。〔河川課〕

(3) 市民に分かりやすい水環境指標推進事業

これまでの河川調査は、環境法令に従い有機的汚濁の指標であるBODを中心とした調査項目での水質監視を実施してきました。

しかし、市民の求める河川環境は、そこにきれいな水が流れていることだけでなく、多様な生物が生息し、花や緑に包まれた潤いや安らぎのある空間として捉えられています。

このため、市民が水辺に求める癒しや親しみなどについて、「きれいな水」、「多様な生物」、「地域とのふれあい」の3項目をキーワードに、パックテストなどの簡易試験、水の匂いや景観性などの感覚調査によって、水辺空間を評価する新たな手法として「河川の水環境指標」を導入しています。平成29年度はこの「河川の水環境指標（川しらべ）」を使い、市内の6河川で市民との共働調査を実施しました。〔環境保全課〕

(4) 豊田市矢作川研究所

本市は、流域住民の生活を根底で支える矢作川の豊かな自然を守るとともに、より一層の環境改善を図る目的として、豊田市矢作川研究所を組織しています。

矢作川の豊富な水量の維持、水質の保全、市民の生活に潤いとゆとりを与える良好な河川環境の維持と創造を目指して調査・研究活動を行っており、活動内容とその成果を広く社会に還元するため、毎年1回シンポジウムを開催し、研究所季報・所報などを発行しています。

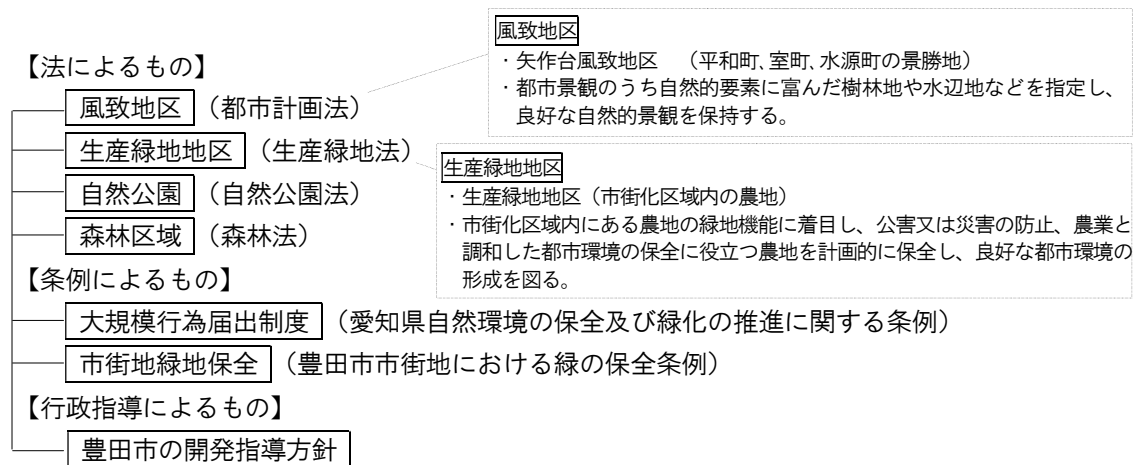
平成29年度のシンポジウムは、「川の新たな恵みを創ろう」をテーマに、160名の参加者がありました。〔河川課〕

2 緑の創出とネットワーク

(1) 緑地保全

近年の都市化により、緑地は減少し続けています。将来の貴重な財産としての緑地を残していくために、森林法、自然公園法、都市計画法などの法令、市条例、指導要綱に基づき緑地保全を行っています。〔環境政策課、都市計画課、公園緑地管理課〕

緑地保全に関する主な制度（豊田市関係分）と体系



※上記の法令等については、本市関係分のみ

① 市街地における緑の保全

急速に宅地化の進む市街地において、健全な生活環境の保全と良好な都市景観を維持するため、「豊田市市街地における緑の保全条例」により、市街地における緑地保全を図っています。

条例に基づき、平成29年度末現在、643筆26.8haが緑地指定され、そのうち543筆23.3haが保全緑地に認定されています。〔公園緑地管理課〕

【市街地緑地保全制度の概要】

I 指定緑地の指定

市街地内で、風致・景観が優れ、健全な生活環境を維持する上で必要な緑地を、市長が豊田市市街地緑地保全審議会の意見を聞いて指定

指定を受けると、保全緑地の認定が受けられ、市長への買取りの申出ができるが、伐採、工作物の築造などに行方届必要

II 保全緑地の認定

指定緑地の指定を受けた地権者は、申請により保全緑地の認定が受けられる。

認定を受けると、固定資産税、都市計画税の免除が受けられるが、5年間は、伐採、造成、工作物などの築造はできないほか、相続と買取り以外の所有権移転はできない等の制限あり

III 保全緑地認定の更新

保全緑地の認定は5年ごとに更新することができる。

② 開発緑地の管理

宅地開発、工業団地の造成を行う場合に開発で残された緑地の一部は、豊田市開発許可技術基準に基づく緑地として市に帰属されます。これらの緑地は適切な維持管理を行い、開発地周辺の環境を保全し、周辺住民の憩いの場として、また、安らぎの空間として活用されています。

平成29年度末現在、58か所、約65haの緑地があり、市や地域が草刈り等を実施し管理を行っています。
〔公園緑地管理課〕

(2) 公園・緑地の整備

① 緑の拠点となる公園の整備

水と緑のネットワークの骨格として、緑の基本計画において「緑の外環」「緑の内環」「緑の環境都市軸」「河川環境軸」を位置付け、都市公園・緑地等の拠点整備やネットワーク化を図るなど都市の緑化推進及び緑地保全と活用を進めています。

さらに、緑の環境都市軸の拠点として人と生物にやさしい潤いのある水と緑の都市空間を整備し、また、緑化重点地区に位置付けられた都心地区において、緑化の推進と環境負荷低減に向けた取組を進めます。
〔公園緑地整備課〕

② 身近な公園・緑地の整備

地域における公園や緑地を整備するとともに、それらを河川や街路樹でネットワークすることにより市街地に自然を呼び込み、自然と共生する快適な都市環境の実現を図ります。

〔公園緑地整備課〕

身近な公園・緑地の取組内容

事業名	平成29年度取組内容
街区公園整備事業	整備工事 3公園
近隣公園整備事業	整備工事 2公園

(3) 緑化推進事業

都市の緑は、市民生活に潤いと安らぎを与え、豊かな人間性を育むには欠くことのできないものであるため、公共施設の緑化や市民の緑化意識向上のために積極的に施策を行っています。

[公園緑地管理課]

① 公共施設の緑化

公園、緑地、学校、道路、交流館などの公共用地の緑化を推進しています。平成23年度に公共施設緑化ガイドラインを策定し、先導的な施設緑化に取り組んでいます。

② 記念樹の配布

新入学を祝って、新一年生に、記念樹として苗木を贈っています。平成29年度は、コデマリ、キンモクセイ、ハナミズキ及びベンジャミンの4種、3,937本を配布しました。

③ 緑化木配布事業

緑化の普及と潤いと安らぎのあるまちづくりのため、県補助を受け苗木を配布しています。

緑化木の配布実績

配布日	苗木の種類	配布数	配布イベント
4月28・29・30日	ビルベリー	102本	'17とよたガーデニングフェスタ
	ヤマアジサイ	102本	
	ラベンダーグロッソ	102本	
	ローズマリー	102本	
	ミニバラ	102本	
5月3日	クワノキ	217本	みどりフェスティバル2017春
	ミニバラ	217本	
5月5日	ビルベリー	20本	花育講座「緑のカーテン」
	ヤマアジサイ	20本	
	ラベンダーグロッソ	20本	
	ローズマリー	20本	
	ミニバラ	22本	
11月18・19日	ラズベリー	377本	みどりフェスティバル2017秋
	ミニバラ	377本	

(4) 民有地の緑化促進

[民間施設への環境技術、施設緑化の導入促進制度の創設/屋上・壁面緑化支援事業]

都市における緑は、防災性の向上、生物多様性の向上、良好な景観形成等、生活環境の向上につながる様々な機能を持っています。しかし、本市の都心中心部では、その周辺の市街地に比べ、緑が特に少ない現状となっています。

そこで、都心中心部の緑化を合理的かつ効果的に向上させるため、一定規模以上の建築物の新築や増築をする際に、敷地面積の一定割合の緑化を義務化する「緑化地域」を導入しています。あわせて、緑化助成制度により緑化義務の負担を軽減し、緑化を推進していきます。

[公園緑地管理課]

(5) 農地の保全

① 農業経営体活性化促進事業

本市では、認定農業者^{※1}及び認定新規就農者^{※2}の育成・支援などを通して農業の担い手の育成を図っています。

認定農業者は、平成29年度に4人を認定し、平成29年度末時点で243人になりました。

また、認定新規就農者は、平成29年度に3人認定し、平成29年度末時点で27人になりました。
〔農政課〕

※1 認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人のこと。

※2 認定新規就農者：農業経営基盤強化促進法に基づく青年等就農計画の市町村の認定を受けた新たに農業の経営を営もうとする青年等のこと。

② 農地バンク、耕作放棄地再生事業

農地の利用増進と遊休化の未然防止を図るため、農地バンク制度により農地の貸借を支援しています。平成29年度は新たに20,495㎡の農地を登録し、登録農地は130haとなりました。そのうち、幹旋活動により貸借の設定ができた農地は10.4haでした。

また、耕作放棄地の再生利用にも取り組み、平成29年度は0.8haの農地の再生利用を支援しました。
〔農政課、農業委員会事務局〕

(6) 里山環境保全

市街地周辺の貴重な都市近郊林を保全するため、その方策を検討しています。

西部緑地については、各種保全制度の比較検討を行い、保全の目的、適用地域、保全の効力を鑑みて、緑地保全地域などの手法を検討しています。
〔都市計画課〕

第5節 健全な水循環系の構築と森づくりの推進

施策の基本的方向

水源かん養域としての森林・農地を保全、雨水の地下浸透の促進による地下水かん養や水資源の有効活用により、健全な水循環系を構築します。

1 水源かん養域としての森林・農地の保全

〔森林区域の保全〕

森林法に基づいて、保安林^{※1}や地域森林計画^{※2}対象民有林等が指定されています。これらの森林区域に指定することで、森林の持つ様々な機能を保持したり、森林資源の生産を促進したりして、乱開発の規制を行っています。このほか、第2章第4節「森の保全・整備」を参照してください。

〔森林課〕

※1 保安林：森林の公益的機能を発揮するために、立木の伐採や土地の形質の変更等の規制を課した森林のこと。

※2 地域森林計画：全国森林計画に則して、都道府県知事が立てる民有林を対象とした計画。森林の整備及び保全を内容とした10年間の計画

森林法に基づく森林区域（平成29年度末現在の指定地域）

区分（所管）	面積
保安林（県豊田加茂農林水産事務所）	市北部、東部を中心に 18,499ha(市面積の20%)
地域森林計画対象民有林（森林課）	市北部、東部を中心に 61,249ha(市面積の67%)

2 雨水の地下浸透の促進による地下水かん養及び水資源の有効活用

〔雨水貯留施設補助制度〕

雨水貯留施設を設置する方、又は下水道接続の際に不用となる浄化槽を改造し、雨水貯留施設に転用する方に対し、補助制度を設けています。雨水貯留施設には、雨水の有効利用や雨水流出の抑制などの効果が期待できます。

平成29年度の補助件数は34件、補助合計額は1,028千円でした。

〔下水道建設課〕

補助事業実績の推移

年度		H7～24	H25	H26	H27	H28	H29	累計
浄化槽の 再利用	件数	827	9	6	4	2	4	852
	金額（千円）	62,793	540	357	240	120	240	64,290
貯留・浸透 施設の新設	件数	721	78	51	39	26	30	945
	金額（千円）	25,692	2,378	2,131	1,509	856	788	33,354
合計	件数	1,548	87	57	43	28	34	1,797
	金額（千円）	88,485	2,918	2,488	1,749	976	1,028	97,644

【雨水貯留施設補助金交付制度の概要】

[補助率]

- ・ 不用浄化槽を転用する場合 : 補助率 1/2 (上限有り)
- ・ 雨水浸透施設の場合 : 補助率 1/2 (上限有り)
- ・ 貯留施設新設の場合 : 補助率 1/2 (上限有り)

[期待される効果]

- ・ 雨水浸透面積減少による雨水流出を抑制／降水時の浸水被害の軽減
- ・ 水道使用の軽減／日常生活における雨水の再利用／不用浄化槽の再利用

第6節 自然とのふれあいを通じて活動できる人づくりの推進

施策の基本的方向

市民に身近な自然とのふれあいの場を確保するとともに、自然環境学習及び体験学習の機会の充実を図り、自然環境について活動できる人づくりを推進します。

1 自然とのふれあい空間の形成

(1) 自然観察の森及び周辺地域整備

自然観察の森及び周辺地域における美しい里山の景観と多様な生きものがすむ環境を守り、楽しく自然とふれあえる“気付き”の森として、自然系の環境学習施設を整備しました。市街地に隣接する里山や湿地、ため池などを「サシバのすめる森づくり」をテーマに保全し、学習フィールドとして活用し、主体的に自然や環境の保全活動が行える市民を育むための自然系の環境学習の拠点として位置付けています。

〔環境政策課〕



自然観察の森ネイチャーセンター

(2) 市民農園整備促進事業

市民が気軽に農とふれあうことのできる場づくりとして、市を始めとして NPO や市民団体、農家など多様な主体による市民農園の整備を進めています。

総区画数は平成 30 年 3 月末現在 965 区画となっています。

また、平成 30 年度は、市民農園を活用した農業教室等の開催に対して支援しました。

〔農政課〕

(3) 旭高原元気村再生事業

旭高原元気村再生事業で、旭高原の環境を生かした自生ハナノキや星の観察などの自然体験型環境学習を推進するための施設整備と、自然体験プログラムの開発を進めています。

旭高原元気村には、愛知県の木であるハナノキが 6 本自生しています。ハナノキは、愛知・岐阜・長野にしか自生しておらず、全部で約 3,000 本しかないという貴重な木です。平成 29 年度は、ハナノキ観察会が 2 回（55 人参加）、ハナノキ湿原の除草・伐採作業、育成調査等のボランティア活動が 10 回（31 人参加）行われました。

〔旭支所〕

2 自然環境保全活動の推進

(1) 自然観察の森市民ボランティア活動

自然観察の森では、市民と行政とのパートナーシップの下に、市民によるボランティア活動を取り入れています。

〔環境政策課〕

① とよた自然わくわくクラブ

湿地や里山のビオトープづくりや自然体験活動の指導を進めるため、公募の市民により組織されています。市民スタッフを中心に、活動を通じて楽しみながら身近な自然を体験できる「プログラムづくり」、地域における自然活動の指導者となる「人づくり」、自然体験学習の恒常的なフィールドとなる「場づくり」の実現を目指し、親子を対象として森と親しむことを目的とした「森あそび」の活動を行っています。

平成 29 年度はわくわくクラブメンバーに 22 名が登録し、一般参加者と活動を行いました。

② 森先案内人 あべまきの会

「森の自然案内人養成講座」の修了者で、希望する市民により組織しています。市民自らが自然解説することを通じて、多くの市民に森の楽しさ、自然の不思議さに気付いてもらい、自然の大切さを考え、市民主体の自然環境学習の推進を図っています。自然観察の森のレンジャーが実施する自然解説の補助活動や、自ら利用者を観察コースへ案内するなどの活動を行っています。

平成 29 年度は 29 名が会員登録し、団体利用者へのサポート活動等を行いました。

③ 豊田自然調査の会 虫めがね

「調査ボランティア養成講座」の修了者等で、希望する市民により組織しています。自然調査や標本、資料の収集活動などの自然とのふれあいを通じて、身近な自然のすばらしさに気付いてもらい、自ら考え行動できる人づくりを推進しています。

平成 29 年度は 24 名が会員登録し、自然観察の森の調査活動等を行いました。

④ 森と本をたのしむ会 ねっこぼっこ

有志による活動グループで、毎月第 1 土曜日にお話し会を開催し、自然に関する絵本を読み聞かせすることで、実際の自然観察の森での自然観察をしてもらうきっかけ作りをしています。

平成 29 年度は会員 9 名で活動を行いました。

(2) 名木の保護

市内には、巨木や美観上優れた樹木、歴史的に由緒ある森、鎮守の森などが数多く残され、地域のシンボル、憩いの場として親しまれています。このような貴重な樹木や森を末長く後世に残していくため、巨木や古木あるいは優れた外観を持つ樹木を名木に指定しています。

名木の保護のため、看板を立てて名木保護の啓発を行うとともに、愛知県と協力して樹木診断事業などを行っています。

平成 30 年 3 月末現在、255 件が名木として指定されています。 [環境政策課]

(3) 生きものと共生する地域づくり支援

市民による自然環境保全活動を地域のまちづくりとして推進し、生きものと共生する地域づくりを進めるため、自然保護、ビオトープづくり、名木の管理等を行う市民団体の活動に対して、資材の提供や講師の派遣を行うことにより支援しています。

平成 29 年度に登録した 6 団体に対し、その活動の支援を行いました。 [環境政策課]

平成 29 年度 生きものと共生する地域づくり登録団体

団体名	活動人数	活動内容
琴平ふくろう谷の会	19 人	希少動植物保護等を目的とした自然保護活動
駒場徳念寺名木 58 番クロマツの木保存会	16 人	名木の保護活動
益富蛍友会	17 人	ホタル生息域の自然保護活動
カワニナ貝	15 人	ホタル生息域の自然保護活動
下山自然観察会	10 人	ビオトープ創出活動
上高湿地を守る会	25 人	湿地の保全活動

(4) みどりの少年団活動

みどりの少年団は、学習活動、奉仕活動、野外活動など、それぞれの地域で自主的かつ独創的な活動を展開しています。 [森林課]

平成 29 年度 豊田市のみどりの少年団

名称	団員（児童で構成）
六所山みどりの少年団	豊松小学校（昭和 50 年結成）
足助みどりの少年団	足助小学校（昭和 50 年結成）
稲武みどりの少年団	稲武小学校（昭和 52 年結成）
堤小みどりの少年団	堤小学校（昭和 52 年結成）
土橋みどりの少年団	土橋小学校（昭和 63 年結成）
若林西小みどりの少年団	若林西小学校（平成 23 年結成）
若東っ子みどりの少年団	若林東小学校（平成 24 年結成）
巴ヶ丘小みどりの少年団	巴ヶ丘小学校（平成 28 年結成）

(5) 水辺愛護会活動

水辺愛護会（自治区の有志で組織された団体）は、良好な水辺空間の保全、活用、創造を目的に、清掃及び草刈り作業、また、生態系保全に必要な竹木の間引きを行っています。

平成 5 年 4 月に発足された古嵐水辺公園愛護会を始めとし、平成 30 年 3 月末現在 19 団体約 630 人の会員により、主に矢作川水系において良好な環境が創出されています。 [河川課]

3 自然環境に関わる人づくり

(1) 自然シリーズの刊行

本市の自然状況を理解し、自然を守る意識を高めてもらうため、樹木、野鳥、魚類、昆虫、地質など、自然環境調査の成果をまとめた冊子「自然シリーズ」を刊行しています。この冊子は、豊田市自然愛護協会の協力により昭和 45 年度から発行し、環境政策課や自然観察の森で販売しています（販売本の一覧は「資料編 5 環境関連資料」）に掲載。 [環境政策課]

(2) 農ライフ創生センター事業

定年退職者などを新たな農業の担い手として育成するため、2年間の農作物の栽培技術研修を実施しています。あわせて、研修修了者に対して農地借入れの支援を行っています。

平成29年度は、13期生35人、14期生30人、15期生33人が受講しました。

〔農ライフ創生センター〕

(3) 都市農山村交流事業

都市と農山村の交流拡大を図るため、都市部の子どもが農山村体験や農家ホームステイなどをするグリーンツーリズム事業の推進に対し支援しています。

平成29年度は、グリーンツーリズム推進団体が行う、学校ごとに参加する事業及び夏休みなどに希望する子どもが参加する事業に対して支援しました。

〔農政課〕

(4) 矢作川学校

豊田市矢作川研究所内に事務局を置く矢作川学校は、環境教育の一環として、川遊びを通して川の自然や文化を守り継承する子どもを育成するために、小中学校の総合的学習、交流館等が主催する自然環境学習や生き物観察会への講師派遣を行っています。

平成29年度は、30回1437名の参加者がありました。

〔河川課〕



水生生物観察会

(5) 学校教育における自然体験学習の実施

〔自然体験学習事業（小学5年生・中学1年生対象）〕

本市では、市内の施設を活用して、小学5年生と中学1年生対象の自然体験学習を支援しています。

〔学校教育課〕

H29 自然体験学習の実績（小学5年生・中学1年生）

実施学年	実施校数（%）	参加人数
小学5年生	74校（99%）	3,977人
中学1年生	26校（93%）	3,939人
（宿泊先）豊田市総合野外センター（少年自然の家・青少年キャンプ場） 愛知県旭高原少年自然の家		70校（小56、中14） 30校（小18、中12）
※小学校1校は、隔年で5、6年生合同実施。平成29年度は実施せず。 ※中学校1校は、他県で実施。1校は、実施せず。		
小学5年生自然体験例：野外炊事、クラフト作り、川遊び、火起こし体験、 キャンプファイヤー、アスレチック、天体観測、魚つかみ、 はし作り等		
中学1年生自然体験例：野外炊飯、火起こし体験、キャンプファイヤー、登山、 ウォークラリー、ハイキング、ネイチャーゲーム、カヌー、 アスレチック等		

第4章 循環型のライフスタイル・産業活動への転換

本市では、ごみの発生抑制（リデュース）を最優先に、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rに積極的に取り組み、更なる廃棄物の減量化・資源化を進めることにより、循環型のライフスタイルが進んだ都市を目指しています。

第1節 環境の状況

（1）ごみ処理事業

家庭から排出されるごみは市又は委託業者が収集し、事業活動に伴って排出される事業系一般廃棄物（ごみ）については自己搬入又は許可業者が収集しています。収集されたごみの大半は市処理施設で処分しますが、一部は民間処理業者でも処分しています。

〔ごみ減量推進課〕

（2）ごみの排出

平成29年度に市民及び事業者が排出したごみの量は、142,119tであり、平成28年度に比べ、677t（約0.5%）減少しました。また、1日1人当たりのごみの量は915g（家庭系のみ646g）でした。

〔ごみ減量推進課〕

単位当たりのごみの量

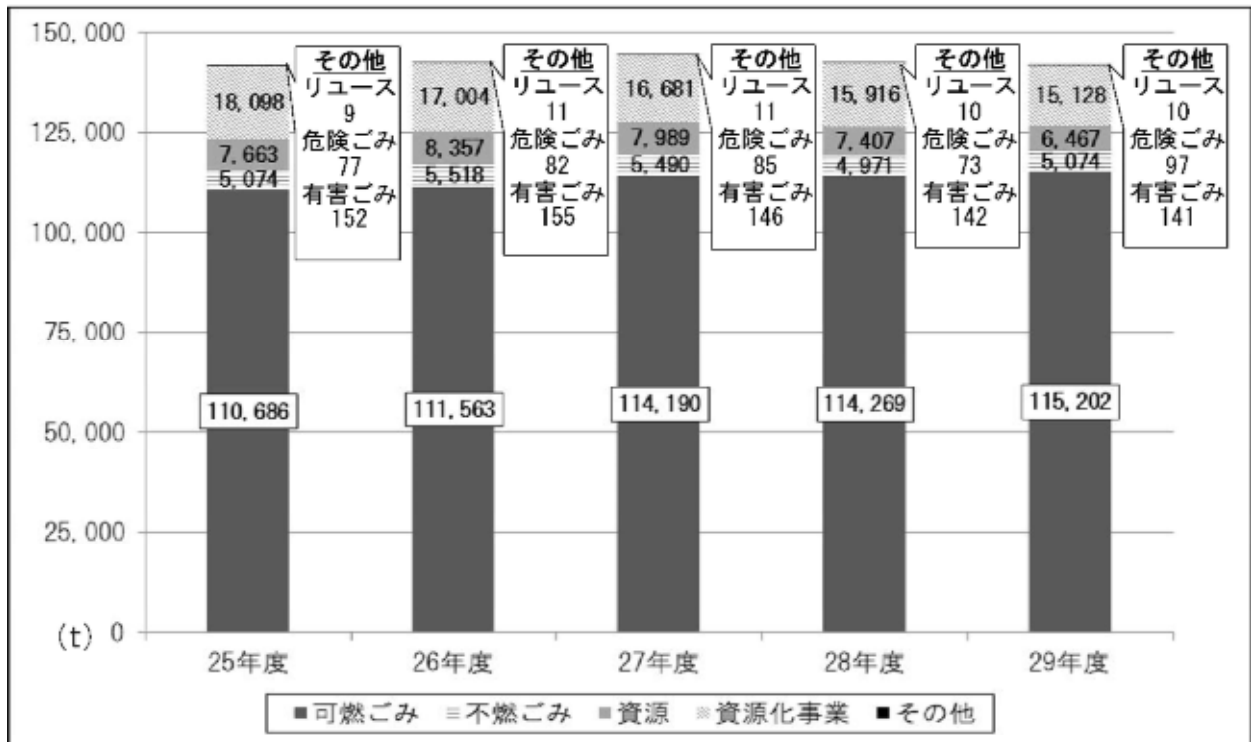
	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
1日当たりのごみの量	388t	391t	395t	391t	389t
1人1日当たりのごみの量	919g	926g	935g	921g	915g
1人1年当たりのごみの量	335kg	338kg	342kg	336kg	334kg

ごみの排出量と処理量の内訳

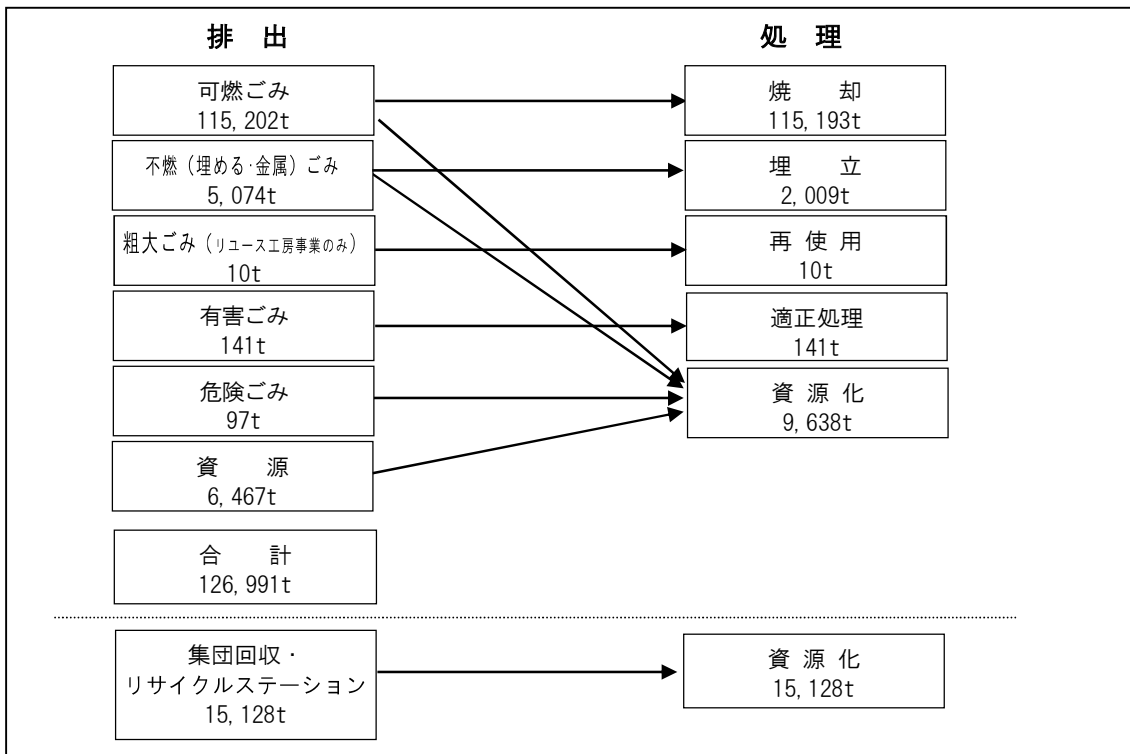
	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
総量	141,759t	142,690t	144,592t	142,796t	142,119t
焼却量	110,671t	111,548t	114,178t	114,258t	115,193t
埋立量	2,243t	2,758t	2,442t	2,093t	2,009t
再使用量	9t	11t	11t	10t	10t
適正処理量※	152t	155t	146t	142t	141t
資源化量	28,684t	28,218t	27,815t	26,293t	24,766t

※適正処理量：市で処理できない有害ごみの量（民間処理業者で処理）

ごみ排出量の推移



ごみ（一般廃棄物）処理フロー（平成 29 年度）



(3) 分別収集の実施

家庭から排出されるごみと資源は、平成9年度に6分別8種類、平成23年度からは7分別10種類の収集をステーション方式で行い、粗大ごみは戸別有料収集方式で行っています。

〔清掃業務課〕

ステーションの数（平成30年3月末現在）

資源ステーション		1,854 か所
分別ごみステーション	燃やすごみ用	5,608 か所
	金属ごみ・埋めるごみ用	4,847 か所

資源・ごみの分別

分 別		収 集	出し方など	
資源	プラスチック製 容器包装	週1回	指定ごみ袋（黒文字）	分別ごみ ステーション
	ガラスびん	月1回 （資源の日）	資源ステーション	
	飲料缶 ペットボトル			
有害ごみ				
燃やすごみ		週2回	指定ごみ袋（緑文字）	分別ごみ ステーション
金属ごみ		月1回	指定ごみ袋（青文字）	
埋めるごみ		月1回	指定ごみ袋（赤文字）	
粗大ごみ		申込制	戸別有料収集	

(4) 指定ごみ袋

本市では、昭和42年に市指定ごみ袋（紙製）を採用、平成5年に半透明のポリエチレン製袋に変更しました。平成17年7月から形状を現在のレジ袋型に変更し、燃やすごみ用（緑文字）、金属ごみ用（青文字）、埋めるごみ用（赤文字）の3種類、平成19年4月からプラスチック製容器包装（黒文字）を加えた4種類になりました。自治区を通じてあっせん販売するとともに、市内のスーパーなどでも販売しています。自治区あっせん販売価格は、1パック（大は20枚入り、小は30枚入り）180円です。

〔清掃業務課〕

(5) ごみ処理施設（一般廃棄物の処理施設）

【豊田市施設】

渡刈クリーンセンター〔焼却施設〕

所在地：豊田市渡刈町大明神 39-3
 処理方式：全連続燃焼方式
 （流動床式熱分解ガス化熔融方式）
 能力：405 t / 24 h（135t/24h×3 炉）

緑のリサイクルセンター

〔有機性廃棄物資源化施設〕
 所在地：豊田市枝下町下笹沢 197
 処理方式：破碎＋発酵＋袋詰め
 処理能力：26 t / 5 h

藤岡プラント〔焼却施設〕

所在地：豊田市下川口町奥山 516-4
処理方式：全連続燃焼方式（ストーカ方式）
能力：90 t / 24 h

砂川衛生プラント〔し尿・汚泥処理施設〕

所在地：みよし市三好丘旭 4-19-15
処理方法：標準脱窒素処理方式
+ 高度処理方式
処理能力：200kℓ/24 h

グリーン・クリーンふじの丘〔埋立処分施設〕

所在地：豊田市藤岡飯野町大川ケ原 1161-89
敷地面積：52ha 埋立容量：125,000m³

逢妻衛生プラント〔し尿・汚泥処理施設〕

所在地：豊田市前林町前越 1
処理方法：活性汚泥法処理方式
標準脱窒素処理方式 } + 高度処理方式
処理能力：350kℓ/24 h

プラスチック製容器包装資源化施設〔資源化施設〕

所在地：豊田市渡刈町大明神 39-3
処理方式：破袋+手選別+圧縮減容梱包
処理能力：10 t / 5 h

〔清掃施設課〕

(6) し尿処理

し尿収集は、市の直営及び委託業者による収集、浄化槽汚泥は許可業者による収集を行っており、し尿の収集は、くみ取り確認券の購入によって行っています。し尿及び浄化槽汚泥の処理は、砂川衛生プラント及び逢妻衛生プラントにて行っています。

し尿くみ取り世帯数は、平成 29 年度末現在 1,871 世帯で、平成 29 年度のし尿処理量実績は 6,133kℓ、汚泥処理量実績は 100,284kℓでした。し尿くみ取り世帯数及びし尿処理量は、合併処理浄化槽や下水道への切替えが進んでいることから、年々減少しています。〔清掃業務課〕

クローズアップ 食品ロス量の実態調査を実施

日本国内で、食品ロス（食べられるのに捨てられる「もったいない」食品）が年間 646 万トン発生しており、問題となっています。豊田市において、家庭から出た「燃やすごみ」の中にどれだけの食品ロスが含まれているかの実態調査を、平成 29 年 11 月に初めて実施しました。400Kg の「燃やすごみ」を調査した結果、約 48Kg（12%）の食品ロスが含まれていました。中には、購入後、全く手つかずのまま捨てられている食品も多く含まれていました。今後、食品ロス削減に向けた、様々な取組を実施していきます。



〔ごみ減量推進課〕

食品ロス実態調査【H29.11 実施】
(手つかず食材・食品)

第2節 廃棄物の発生抑制（リデュース）の促進

施策の基本的方向

ごみの発生抑制（ごみになるものは断る・ごみは作らない）を最優先に取り組みます。

1 家庭系廃棄物の減量

〔生ごみの発生抑制の推進〕

（1）生ごみの水分ひとしぼり運動の周知啓発の実施

毎年広報とよた3月15日号に折り込んで全世帯配布する、ごみカレンダー「資源・ごみの分け方、出し方」に、水分ひとしぼり運動について掲載し、周知啓発を行いました。また、出前講座や地区ごとに開催した自治区対象の環境委員情報交換会等においても、チラシや生ごみの水切り袋を配布するなど、情報発信と啓発活動を行いました。〔ごみ減量推進課〕

（2）生ごみ処理機器購入補助事業（平成28年度で制度終了）

家庭から出る生ごみを家庭で処理するための生ごみ処理機器等の購入に対して、補助金を交付しました。なお、この制度は平成28年度で終了しました。ただし、平成29年3月末までに購入した機器のうち、購入日から6か月以内の平成29年度に補助申請があった件数は、生ごみ処理機9基、コンポスト2基でした。

《参考》 補助全実績（平成4～28年度）

生ごみ処理機 13,316基 コンポスト 19,159基 堆肥化密閉容器 13,546基 減量容器 1基
〔ごみ減量推進課〕

（3）ごみダイエット家計簿チャレンジ事業

家庭から出される生ごみの減量施策として、参加世帯から出されるごみ量を2週間計量していただき、特に水分ひとしぼりや雑紙分別を実践しながら、1人1日当たり38gの減量に取り組みました。〔ごみ減量推進課〕

【平成29年度ごみダイエット家計簿チャレンジ事業の概要】

- ・参加者：4団体・個人（11世帯）
- ・参加世帯：232世帯、985名参加

2 事業系廃棄物の減量

（1）排出事業者に対する事業系廃棄物の排出抑制の推進

廃棄物適正処理推進員による排出事業者への訪問啓発を732件行いました。また、ごみ処理施設において、搬入前検査を行い、収集運搬業者及び排出事業者に対して適正処理の指導等を行いました。〔廃棄物対策課・ごみ減量推進課〕

（2）給食から排出される生ごみの堆肥化

以下に示す各給食センター等の生ごみは、豊田市緑のリサイクルセンターへ搬入し、堆肥化しています。〔保健給食課〕

緑のリサイクルセンターへの搬入状況（平成 29 年度）

排出元	搬入合計	排出元	搬入合計
中部給食センター	81,240kg	足助給食センター	9,220kg
北部給食センター	70,060kg	藤岡給食センター	29,680kg
平和給食センター	94,876kg	豊田特別支援学校	6,515kg
南部給食センター	96,240kg	トフス	56,905kg
東部給食センター	124,435kg	豊田食品	4,350kg

クローズアップ

～「もったいない」を「ありがとう」に～ フードドライブを実施

食品ロス（食べられるのに捨てられる「もったいない」食品）を削減するために、家庭で余っている（消費しない）食品を持ち寄り、集まった食品を有効に活用する『フードドライブ』を平成 29 年 10 月 1 日に、エコットで実施しました。集まった食品は、市社会福祉協議会等で、生活に困窮している方の支援に活用されました。〔ごみ減量推進課〕

<集まった食品>

品目	米	缶詰、乾物	調味料	飲料	お菓子	ギフトパック等
個数、重量	543 kg	110 個	45 個	106 個	55 個	8 個



第3節 廃棄物の再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）の促進

施策の基本的方向

再使用、再生利用を更に進めて、資源の循環利用を推進します。

1 再使用（リユース）の促進

（1）不用品紹介制度

家庭にある不用品を「ごみ」として捨てるのではなく、必要とする人に譲ることにより無駄の無い消費生活を実践し、物を大切にする「リユース」の普及を目的として、不用品等の情報の提供を行っています。

平成29年度の利用実績は、次のとおりでした。〔消費生活センター〕

登録件数			成立
差し上げます	譲ります	譲ってください	290
385	266	725	
1,376			

利用実績（平成29年度）（件）

（2）粗大ごみの再生施設「リユース工房」

物を大事に長く使う意識啓発やごみの減量化や再使用・リサイクルに対する理解を深めるために、家庭から粗大ごみとして排出された家具等を清掃・補修し、リユース（再使用）家具として展示販売（入札方式）する事業を行っています。

〔ごみ減量推進課〕

リユース工房 本館リユース家具 展示販売実績（平成29年度）

展示数	販売件数	入札件数	販売額合計（円）
600	594	3,209	1,611,900

リユース工房 出張展示分 販売実績（平成29年度 3回開催）

展示数	販売件数	入札件数	販売額合計（円）
40	40	429	107,300

2 再生利用（リサイクル）の促進

（1）ごみ減量に向けた資源化の推進

① 資源の日及びプラスチック製容器包装の分別収集

「資源の日」、「プラスチック製容器包装」の収集日を設け、ガラスびん、飲料缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装を分別収集しています。

資源の日・プラスチック製容器包装 分別収集実績（平成29年度）

ガラスびん	飲料缶	ペットボトル	プラスチック製容器包装
1,011t	154t	297t	1,485t

② 集団回収

学校や子ども会など、集団（廃品）回収を実施した団体に、回収量に応じて報奨金を交付しています。平成 29 年度の実績は、回収量 4,766t（古紙類 4,664t、古布 102t）でした。

③ 金属ごみ等リサイクル事業

民間処理施設において金属ごみ、不燃性粗大ごみ、危険ごみ等から金属を回収し、リサイクルを推進しています。また、金属ごみからは小型家電を含む廃家電等を抜き取り、レアメタルを回収できる業者に売却しています。平成 29 年度の実績は、金属ごみ等の総量 2,938t のうち回収量 1,871t（鉄・非鉄 1,539t、小型家電 332t）でした。また、不燃性粗大ごみから 240t の小型家電を回収しました。

さらに、小型家電については、平成 26 年 11 月から、環境省が認定した事業者が宅配便を活用した回収を始め、市は回収量の報告を受けています。平成 29 年度の実績は、回収量 3.3t でした。

④ 搬入ごみ資源回収

渡刈クリーンセンターや藤岡プラントに自己搬入されたごみの中や焼却残さから、資源を選別・回収しています。平成 29 年度の実績は、古紙 9t、金属（焼却残さ）330t でした。

⑤ 施設へ直接搬入された資源

グリーン・クリーンふじの丘へ直接持ち込まれた資源（ガラスびん、飲料缶）を回収しています。平成 29 年度の実績は、回収量 161t（ガラスびん 161t、飲料缶 0.03t）でした。

⑥ 羽毛布団のリサイクル

渡刈クリーンセンターに直接持ち込まれたごみや粗大ごみの中から羽毛布団を回収し、中身の羽毛（ダウン）をリサイクルしています。平成 29 年度の実績は、95 枚（247.7kg）でした。

〔ごみ減量推進課〕

(2) リサイクルステーション

大型店舗の駐車場等に常設ステーションを 22 か所設置※、古紙類、古布類、飲料缶、ペットボトル、ガラスびん等を回収しています。平成 25 年 7 月からは渡刈町リサイクルステーションで、事業系古紙類も回収しています。（※四郷町リサイクルステーションは平成 29 年 9 月末で閉鎖）

また、平成 23 年 12 月から電子ポイントを利用し、リサイクルステーションへの資源持込みについて、とよたエコポイントを発行しています（とよたエコポイント制度については、「第 1 章第 2 節 2 (2) とよたエコポイントを活用した行動転換の促進」に掲載しています。）。

平成 28 年 12 月までペットボトル回収機によるポイント発行を行いました。

〔ごみ減量推進課、環境政策課〕

リサイクルステーション回収実績（平成 29 年度）

古紙類※	古布	飲料缶	ペット ボトル	ガラス びん	プラスチック製 容器包装	廃食用油	合計
7,154t	430t	316t	602t	1,453t	391t	16t	10,362t

○リサイクルステーション設置場所

- | | |
|---|--|
| 1 若林東町(スーパーやまのぶ若林店 駐車場) | 18 稲武町(稲武交流館駐車場) |
| 2 広路町(イオンスタイル豊田店 西駐車場) | 19 下切町(旭総合体育館駐車場) |
| 3 宝来町(東山体育センター 駐車場) | 20 大林町(末野原中学校北側) |
| 4 畝部西町(Aコープうねべ店 駐車場) | 21 御幸本町(メグリア本店東側) |
| 5 四郷町(愛環四郷駅南マレットゴルフ場入口)
(平成 29 年 9 月末閉鎖) | 22 岩倉町(岩倉小学校南側) |
| 6 西中山町(メグリア藤岡店敷地内) | 23 貝津町(浄水北小学校北西)
※平成 30 年 4 月 1 日開設 |
| 7 東梅坪町(三洋堂書店梅坪店 南隣) | |
| 8 渡刈町(渡刈クリーンセンター東 伊勢湾岸道高架下) | |
| 9 大沼町(下山トレーニングセンター 南側) | |
| 10 東保見町(愛環保見駅東 高架下) | |
| 11 藤岡飯野町(ふじのさと 南側) | |
| 12 上郷町(愛環三河上郷駅北 高架下) | |
| 13 前田町(フィール・フードメッセトヨタ店 東駐車場) | |
| 14 高町(豊田市運動公園陸上競技場 北東) | |
| 15 土橋町(MEGA ドン・キホーテ UNY 豊田元町店 西側
駐車場) | |
| 16 小原町(小原支所駐車場) | |
| 17 高丘新町(高岡公園駐車場) | |



リサイクルステーション

平成 30 年 4 月 1 日現在

※事業系のものは含まない。
事業系古紙については、55t 回収しました。

(3) 緑のリサイクルセンター

一般廃棄物処理基本計画の基本方針の一つに掲げている「資源循環の促進」を図る施設として、刈草・せん定枝及び食品残さを堆肥化する「緑のリサイクルセンター」が平成 22 年 7 月にオープンしました。平成 22 年度は、製造した堆肥を幅広く利用してもらうため、無料で配布を行いました。平成 23 年度からは堆肥の販売を開始しています。〔清掃施設課〕

刈草・せん定枝堆肥化実績 (平成 29 年度)

堆肥製造量	堆肥有効利用量	チップ有効利用量
1,056t	872t	26t

(4) 溶融スラグの資源化の促進

溶融スラグとは、一般廃棄物を 1,200 度以上の高温で溶かし、冷却水槽で急冷・固化することでできる物質です。廃棄物の溶融固化については、廃棄物の減容化に有効であるとともに、溶融スラグを路盤材やコンクリート用骨材などの建設資材として資源化し、利用することで、最終処分場の延命化にも有効的です。渡刈クリーンセンターで製造される溶融スラグは、市内の公共工事で有効利用しています。〔清掃施設課〕



溶融スラグストックヤード

溶融スラグ有効利用量（平成 29 年度）

一般廃棄物 処理量	溶融スラグ 製造量	溶融スラグ 有効利用量
99,756t	3,553t	3,188t



溶融スラグ

（5）プラスチック製容器包装資源化施設

分別収集、リサイクルステーションで回収したプラスチック製容器包装は、中間処理（選別、圧縮梱包）を行い、（公財）日本容器包装リサイクル協会を通じて再商品化事業者へ資源化しています。平成 29 年度の実績は、次のとおりでした。〔清掃施設課〕

再商品化事業者への搬出実績（平成 29 年度）

再商品化事業者	搬出量
(株)富山環境整備	1,056t
(株)パックス	687 t
計	1,743 t

（6）除籍図書資料の再生利用

図書館では、所蔵資料の利用環境を常に有効に保つため資料の点検及び更新を行い、不要と判断したものは除籍を行っています。平成 29 年度に除籍された図書資料は、次のとおり再生利用されました。〔図書館管理課〕

除籍図書資料の再生利用量（平成 29 年度）

学校等配布	市民提供	古紙回収
11,170 冊	6,034 冊	約 4.7t

クローズアップ 都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト

2020 年開催の東京オリンピック・パラリンピック競技大会で使用される約 5,000 個の金・銀・銅メダルを、小型家電から製作することを目指す全国規模のプロジェクトに参加しています。平成 29 年 7 月からはリサイクルステーション等市内 25 か所に回収ボックスを設置して回収を行い、142kg の小型家電をプロジェクトに提供しました。平成 30 年度からは、市内で回収される小型家電のうち、金・銀・銅の抽出に適した種類のもの全てをプロジェクトに提供しています。プロジェクトは平成 31 年春頃に終了する予定です。



（ごみ減量推進課）

第4節 廃棄物の適正処理の推進

施策の基本的方向

廃棄物の不適正処理や不法投棄を防止します。

1 一般廃棄物の適正な処理

〔不法投棄パトロール隊の活動支援〕

まちの美観等を阻害する不法投棄やごみのポイ捨て等の発生を防止し、市民の生活環境の向上及び地球環境の保全を図るため、不法投棄パトロール隊の活動に対し必要な支援を行い、美しいまちづくりを進めました。

平成29年度末時点の不法投棄パトロール隊は、193団体6,307人です

また、不法投棄やごみ散乱の未然防止の意識醸成を図るため、ポイSTOP計画に基づき、環境教育の一環として「小学校・こども園ポイSTOPキャラバン」を実施しています。



ポイSTOPくん

〔清掃業務課〕

2 産業廃棄物の適正な処理

(1) 産業廃棄物処理業許可及び産業廃棄物処理施設設置の状況

本市の許可を有する産業廃棄物処理業者数は、次のとおりです。

〔廃棄物対策課〕

産業廃棄物処理業者数（各年度末現在）

種 類	産業廃棄物			特別管理産業廃棄物			合 計		
	H27	H28	H29	H27	H28	H29	H27	H28	H29
収集運搬業	69	67	66	6	6	6	75	73	72
処分業	67	67	67	5	5	5	72	72	72
合 計	136	134	133	11	11	11	147	145	144

また、市内の産業廃棄物中間処理施設及び産業廃棄物最終処分場設置状況は、次のとおりです。

産業廃棄物中間処理施設設置状況（法律で定めるものに限る。：各年度末現在）

施設の種類の 年 度	処分業施設数			自社処理施設数			合 計		
	H27	H28	H29	H27	H28	H29	H27	H28	H29
汚泥の脱水	2	3	3	29	29	29	31	32	32
汚泥の焼却	2	2	2	1	1	1	3	3	3
汚泥の乾燥	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃油の油水分離	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃油の焼却	2	2	2	1	1	1	3	3	3
廃酸・廃アルカリの中和	0	0	0	1	1	1	1	1	1
廃プラスチック等の 破碎施設	36	38	41	5	5	5	41	43	46
廃プラスチックの焼却	3	3	3	1	1	1	4	4	4
汚泥のコンクリート固化	0	0	0	0	0	0	0	0	0
産業廃棄物の焼却施設 (汚泥、廃油、廃プラを除く。)	2	2	2	1	1	1	3	3	3
廃PCB等又はPCB処 理物の分解施設	1	1	1	0	0	0	1	1	1
計	48	51	54	39	39	39	87	90	93

産業廃棄物最終処分場設置状況（各年度末現在）※1

施設の種類	処分業の施設数			自社処理等の施設数			合計		
	H27	H28	H29	H27	H28	H29	H27	H28	H29
遮断型※2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
安定型※3	3	3	4	1	1	0	4	4	4
管理型※4	1	1	1	0	0	0	1	1	1
計	4	4	5	1	1	0	5	5	5

※1 既に埋立てを終了し、維持管理のみを行っている施設を除く。

※2 遮断型最終処分場：コンクリート製の仕切りなどで雨水、公共の水域、地下水と遮断され、有害な燃え殻、ばいじん、汚泥、鉍さいなどを埋立処分できる処分場

※3 安定型最終処分場：性状が安定し、絶対に腐敗したり有害物質が溶け出したりすることがない産業廃棄物（廃プラスチック、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類）だけを埋立処分できる処分場。産業廃棄物の飛散及び流出の防止を配慮した構造となっている。

※4 管理型最終処分場：燃え殻、汚泥や腐敗性があり地下水を汚染するおそれのある産業廃棄物でも埋め立てることができる処分場。内部から生ずる浸出液による公共用水域や地下水への汚染を防止するための設備を備えている。

（2）（公財）豊田加茂環境整備公社

豊田市及びみよし市内の企業等から排出される廃棄物の適正な処理を推進し、地域生活環境の保全及び産業の健全な発展を図ることを目的として、平成元年に第三セクターの公益財団法人豊田加茂環境整備公社（旧名称：財団法人豊田加茂産業廃棄物処理公社）が設立され、平成4年から御船産業廃棄物処分場（管理型最終処分場）で埋立処分を開始しています。現在、市内企業を中心に100余社から排出される燃え殻、鉍さい、廃プラスチック類、汚泥などの埋立処分を行っており、平成9年度から2か所、平成15年度から1か所、計3か所の圏域内の清掃工場から排出される一般廃棄物の焼却灰も併せて埋立処分しています。

平成29年度の廃棄物総受入量は約121,800tで、このうち約111,300tが産業廃棄物、約10,500tが焼却灰でした。 [ものづくり産業振興課]

廃棄物受入実績

年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
産業廃棄物	95,100t	105,000t	107,000t	111,300t
一般廃棄物	10,400t	10,000t	7,900t	10,500t
総受入量	105,500t	115,000t	114,900t	121,800t

(3) 「豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例」による届出

「豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例」の規定に基づき、各種届出等を受け付けました。〔廃棄物対策課〕

条例に基づく届出件数（平成 29 年度）

届出の種類	件数
市外産業廃棄物搬入	3,619
特定産業廃棄物保管	3
大規模建設工事に係る産業廃棄物処理計画	12
小規模産業廃棄物焼却施設等設置	0
小規模処理施設設置	3
説明会開催	1
計画内容周知	4
廃棄物処理施設設置事業計画書・環境保全対策書	4

(4) PCB 特別措置法による届出

PCB 特別措置法に基づき、市内の事業場から、PCB を含む廃棄物の保管状況、PCB 使用製品の使用状況の届出を受け付けました。〔廃棄物対策課〕

市内の PCB 廃棄物等の保管、使用状況（各年度末現在）

年度	H26	H27	H28
PCB 廃棄物保管事業場数	274	136	138
PCB 使用製品使用事業場数	58	44	46

また、高濃度 PCB 廃棄物の処分を行う中間貯蔵・環境安全事業(株)の豊田 PCB 処理事業所から、PCB 廃棄物の処分状況の届出を受け付けました。

豊田 PCB 処理事業所において処理された PCB 廃棄物の数

年度	H26	H27	H28
コンデンサー台数	5,873	6,184	7,320

(5) 自動車リサイクル法

本市の登録・許可を有する事業者数は、次のとおりです。〔廃棄物対策課〕

自動車リサイクル法に基づく事業者数（平成 29 年度末現在）

登録		許可	
引取業	フロン回収業	解体業	破砕業
85	31	9	3

(6) 適正処理指導及び不適正処理の防止

廃棄物処理施設の適正な維持管理指導、野焼きや不法投棄などの不適正処理の防止及び許可業者の適正処理推進のため、立入検査及びパトロールを行いました。〔廃棄物対策課〕

産業廃棄物処理事業場及び不適正処理現場への立入検査等の件数（各年度末現在）

年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
定期立入 (廃棄物処理業者)	1,022	1,117	927
その他立入り	2,646	2,863	1,072
合計	3,668	3,980	1,999

また、廃棄物の適正処理の推進を強化するため、平成 24 年 10 月から、廃棄物適正処理推進員による排出事業者への訪問啓発により、マニフェスト（産業廃棄物管理票）の交付状況、廃棄物の保管状況及び廃棄物処理の委託契約締結状況の確認などを行っています。

廃棄物適正処理推進員の訪問啓発件数（各年度末現在）

年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
件数	944	765	732

(7) 不法投棄等の通報体制

日頃、市内において幅広く業務を行っている団体（愛知県タクシー協会豊田支部、中部電力（株）豊田営業所、日本郵便（株）豊田郵便局等）と「通報に関する覚書」を締結し各団体の社員等の通報を得て、早期に対応することにより、市民の安全と安心の確保と地域環境の保全を図っています。平成 29 年度は、中日本高速道路（株）名古屋支社 豊田保全・サービスセンター及び中日本高速道路（株）名古屋支社 多治見保全・サービスセンターと覚書を締結しました。〔廃棄物対策課〕

各団体からの不法投棄等の通報件数（各年度末現在）

年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
件数	14	12	5

(8) 苦情相談への対応

市民・企業等から寄せられた産業廃棄物に関する苦情の対応を行いました。苦情の主な内容は、廃棄物の野焼き、不法投棄等です。〔廃棄物対策課〕

産業廃棄物に関する苦情対応件数（各年度末現在）

年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
件数	75	98	159

(9) 不適正処理に対する行政処分

市民等からの通報や苦情、パトロール、立入検査等によって不適正処理事案が発見されることがあります。発見後は、速やかに原因者に対してその行為を中止させ、原状回復措置を求め指導や許可の取消しなどの行政処分を行っています。〔廃棄物対策課〕

第4章 第4節 廃棄物の適正処理の推進

不適正処理に対する行政処分等の件数（各年度末現在）

年度		H27 年度	H28 年度	H29 年度
指導票による改善指導		51	34	30
改善勧告		2	4	2
行政処分	許可取消し	1	0	0
	改善命令	0	0	0
	措置命令	0	0	0

(10) 航空写真を解析した不法投棄等監視事業

通常業務では把握できない地域における不法投棄等の監視の充実を図るため、平成 20 年度から航空写真の解析に基づいた現地調査によって、発見が困難な場所での不法投棄等の確認を行っています。〔廃棄物対策課〕

航空写真を解析した不法投棄等監視 調査地点・不適正処理発見状況（各年度末現在）

年度	H28 年度	H29 年度
調査地点数	1,089 地点	968 地点
不適正処理発見件数	18 件	10 件

クローズアップ

災害時の廃棄物処理等に関する協定を締結

災害発生直後の混迷時における確実な市民対応・処理体制の構築を図るため、「とよた防災とボランティアの日」である 1 月 17 日に、災害時の廃棄物処理等に関する協定を締結しました。

災害廃棄物の分別、撤去、収集・運搬、保管及び処分を行うための応援体制の構築を目的に、『大規模災害時における災害廃棄物処理の協力に関する協定』を「豊田一般廃棄物協同組合」及び「豊田環境技術研究会」と締結し、被災建築物のアスベスト含有建材調査を行うための協力体制の構築を目的に、『災害時における被災建築物のアスベスト調査に関する協定』を（一社）建築物石綿含有建材調査者協会と締結しました。

〔ごみ減量推進課、環境保全課〕



第5章 安全・安心で快適な生活環境の保全

本市では、産業型公害などの従来型の公害問題に加え、水質汚濁や自動車公害などの都市型公害、さらには私たち人間を含む生物への悪影響が懸念される有害化学物質による新たな環境問題に的確に対応し、全ての市民が健康に暮らせる安全・安心な環境が確保された都市を目指しています。

また、魅力ある景観を保全し創出するとともに、地域の歴史・文化の保全と活用、地域生活のマナーやルールの順守などにも積極的に取り組み、市民が快適な生活環境の中で暮らすことのできる都市を目指しています。

第1節 環境の状況

(1) 公害に関する苦情

市民から寄せられる公害に関する苦情相談は、生活に密着したものが多く、原因や被害状況も多種にわたっています。

平成29年度の苦情相談件数は200件（延べ217件）でした。騒音61件（28%）、大気汚染95件（44%）及び悪臭32件（15%）に関する苦情が全体の9割近くを占めました。

〔環境保全課〕

公害に関する苦情受付件数

種 類	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	主 な 原 因
大 気	117	95	72	80	95	野焼きや焼却炉等のばい煙、粉じん 廃材・プラスチック等の屋外焼却
水 質	20	27	14	15	13	油類の流出、排水、建設工事に伴う汚濁水の流出
騒 音	72	97	79	76	61	工場の作業音、建設の作業音、飲食店のカラオケ
振 動	12	14	10	12	3	建設作業、通過車両
悪 臭	64	63	52	41	32	畜産、工場、排水、野外焼却
その他	8	7	13	30	13	土壌汚染、廃棄物、電波障害、害虫の発生
受 付 件数※	233	245	203	225	200	

※ 苦情受付件数は、苦情の種類が重複しているものがあり、合計件数と一致しない。

(2) 不良な生活環境対策

本市は、ごみ等を溜め込んで処理できなくなっている、いわゆる「ごみ屋敷」等の不良な生活環境上の問題を解消し、市民が安心して暮らすことができる安全で快適な生活環境を確保することを目的として、「不良な生活環境を解消するための条例」を平成 28 年 4 月 1 日に施行しました。

条例の施行から平成 29 年度末までに対応した 209 件のうち、自治区や関係機関との連携によって 124 件 (60%) が解決しました。対応中の 85 件は、改善に向けた取組 (福祉的な支援や声掛けなど) を関係機関と連携して行っています。

[環境保全課]

		件 数	対 応 中	解 決
対 応 件 数 ^{※1}		209	85	124 (18) ^{※1}
内 訳	物の堆積等	77	44	33 (17)
	動物の多数飼育	7	3	4 (3)
	樹木の繁茂	83	30	53 (1)
	雑草の繁茂	53	26	27 (1)
	その他 (苦情等)	32	8	24

※1 () 内の数字は、解決済の案件だが、必要な支援を継続し、再発防止に努めている件数

(3) 企業との協定—公害防止協定及び環境の保全を推進する協定

本市では、昭和 48 年から市内に立地する企業と市との間で、「公害防止協定」を締結してきました。その後、平成 20 年度から事業者と共働して持続可能な社会の構築を目指して、公害防止協定の内容に、環境に配慮した自主的取組の推進を盛り込んだ「環境の保全を推進する協定」へ改称し、改定締結や新規締結を進めています。平成 29 年度末までに、「公害防止協定」を 52 社、「環境の保全を推進する協定」を 34 社と締結しています。

これら協定では、法律や県条例の公害規制値より厳しい協定値を定めるとともに、定期的に測定し、その結果を報告するよう規定しています。

なお、「公害防止協定」、「環境の保全を推進する協定」については、「第 2 章第 3 節 1 (1) 環境の保全を推進する協定」にも掲載しています。

[環境保全課]

第2節 大気汚染の防止

施策の基本的方向

事業活動や自動車の利用によって排出される大気汚染物質の削減を図ります。

1 大気汚染の監視・調査の実施

(1) 大気環境調査

① 大気測定局

市域の大気汚染の状況を把握するために、市内4か所の大気測定局で、大気汚染防止法に基づいた常時監視調査を実施しています。〔環境保全課〕

② 大気環境調査結果の概要

人の健康を保護する上で維持することが望ましい大気環境の条件として、環境基本法に基づき環境基準が定められています。

平成29年度は二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質(PM2.5)は、測定を実施している全ての測定局で環境基準を達成しました。光化学オキシダントは4局全てで環境基準を達成しませんでした。



市内の大気汚染測定地点

〔環境保全課〕

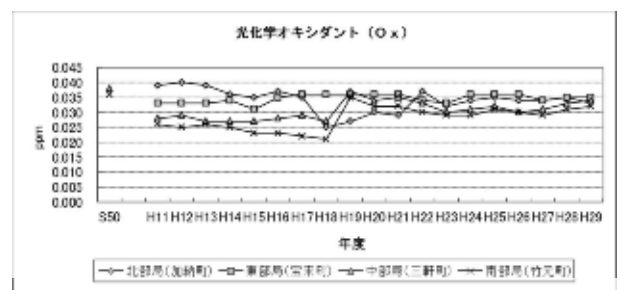
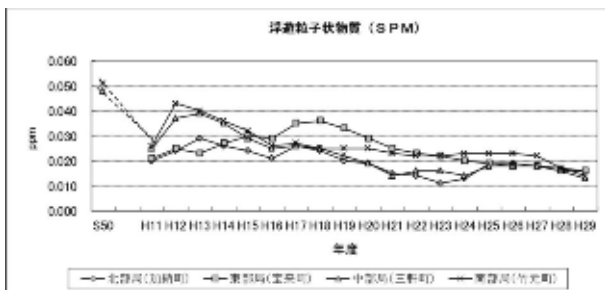
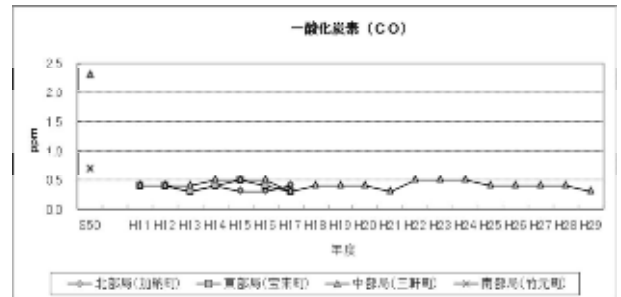
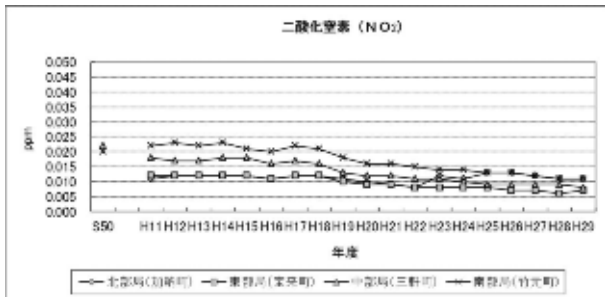
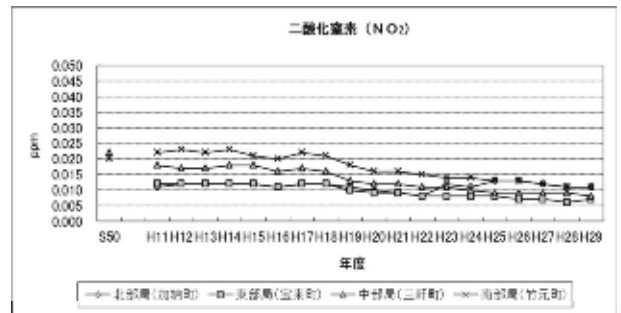
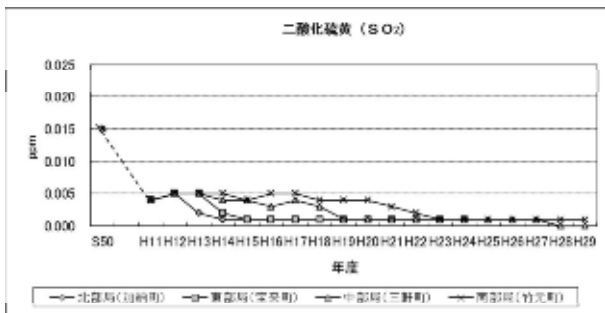
大気測定局における環境基準の達成状況 (○達成 ×非達成)

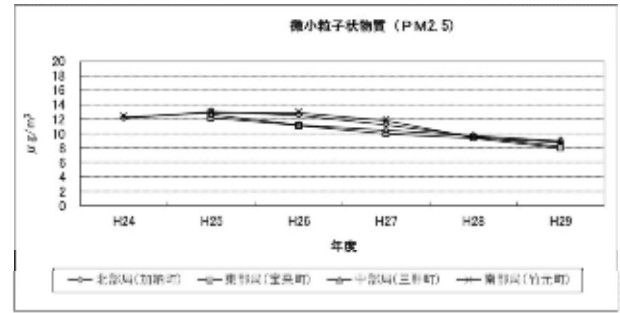
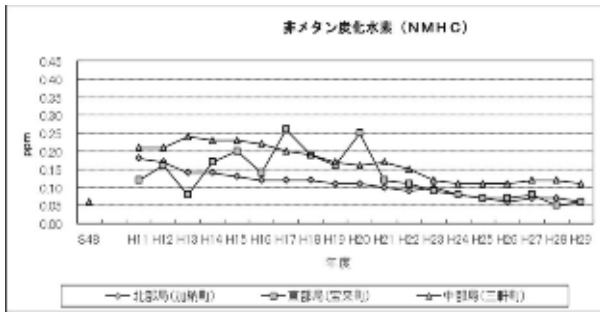
年度 測定局	二酸化硫黄 (SO ₂) 長期的評価			二酸化窒素 (NO ₂) 長期的評価			一酸化炭素 (CO) 長期的評価			浮遊粒子状物質 (SPM) 長期的評価			光化学オキシダント (Ox) 短期的評価			微小粒子状物質 (PM2.5) 長期的評価		
	H27	H28	H29	H27	H28	H29	H27	H28	H29	H27	H28	H29	H27	H28	H29	H27	H28	H29
北部局 (加納町)				○	○	○				○	○	○	×	×	×	○	○	○
東部局 (宝来町)				○	○	○				○	○	○	×	×	×	○	○	○
中部局 (三軒町)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○
南部局 (竹元町)	○	○	○	○	○	○				○	○	○	×	×	×	○	○	○
全国 ^{※1} 一般局 達成率	100%			100%			100%			100%			0.1%			88.7%		

環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
評価方法	1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、0.04ppm以下に維持されること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。	年間にわたる1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が、0.06ppm以下に維持されること。	1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、10ppm以下に維持されること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。	1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、0.10mg/m ³ 以下に維持されること。ただし、1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと。	5時から20時の昼間時間帯の1時間値が年間を通じて0.06ppm以下に維持されること。	1年平均値及び1日平均値のうち98パーセント値で評価する。

※1 環境省「平成28年度大気汚染状況について」公表資料

大気汚染物質の経年変化（市内4局の年平均値）





二酸化硫黄、一酸化炭素に関しては、排出規制等の効果により、調査を開始した昭和 48 年度に比べて濃度は大幅に低下しています。全国の調査結果でも同様な傾向にあり、環境基準値と比較して低い値で推移しています。

二酸化窒素については、環境基準を達成し緩やかな減少傾向で推移しています。二酸化窒素を含む窒素酸化物は、燃料等の燃焼に伴って発生し、発生源は事業場のみにとどまらず、自動車、家庭等多岐にわたっており、工場に対する排出規制や自動車に対する排出ガス規制などの対策が実施されています。

浮遊粒子状物質については、環境基準を達成し緩やかな減少傾向で推移しています。浮遊粒子状物質の低減対策としては、工場からのばいじんや粉じん、自動車、特にディーゼル車からの黒煙の排出規制が行われています。

光化学オキシダントは、横ばい傾向で推移しています。春から夏にかけて基準値を超えることがあり、全ての測定局で環境基準を達成していない状況が続いています。全国的にも達成率は 0.1%と、非常に低い状況が続いています。

光化学オキシダントの濃度が高くなると、目やのどの痛みなど、健康被害が発生するおそれがあります。光化学オキシダント濃度が発令基準値以上となり、気象状況からその状態が継続又は悪化すると認められるときは、愛知県から光化学スモッグ注意報等が発令されます。平成 29 年度は、光化学スモッグ予報が 1 日発令されました。

微小粒子状物質 (PM2.5) は、4 局全てで環境基準を達成しました。

PM2.5 の濃度が高くなると呼吸器系や循環器系などに影響を及ぼすおそれがあります。注意喚起を行う場合の判断基準以上の濃度になると、愛知県から注意喚起情報が発令されます。平成 29 年度は注意喚起情報は一度も発令されませんでした。

【大気汚染の原因物質】

二酸化硫黄 (SO₂)：硫黄酸化物 (SO_x) の一種。ぜんそくなど呼吸器系疾患の原因となるほか、酸性雨の原因となる。硫黄分を含む石炭や石油などの燃焼により発生する。最近では重油の低硫黄化などが進められ、汚染濃度は低下している。

二酸化窒素 (NO₂)：窒素酸化物 (NO_x) の一種。高濃度で人の呼吸器系に悪影響を及ぼしたり、光化学オキシダントを発生したり、酸性雨の原因となる。燃料中の窒素分や大気中の窒素が燃焼によって酸化されて発生する。主な発生源は、工場のボイラーなどの固定発生源や自動車等の移動発生源である。

一酸化炭素 (CO)：酸素の少ない条件で燃料等が燃焼することにより発生し、人の体内で血液中のヘモグロビンと結合し、酸素の運搬機能を阻害することが知られている。

浮遊粒子状物質 (SPM)：大気中に浮遊する粒子状の物質のうち、粒径が0.01 mm以下のものをいう。微小な粒子で降下しにくいいため、大気中に長時間滞留し、吸い込むと肺や気管などに沈着し、高濃度の場合は呼吸器に影響を及ぼす。燃焼により生成し、工場等から排出されるばいじんや、破碎、選別、堆積によって発生する粉じん、ディーゼル車等自動車の排出ガスに含まれる黒煙等、直接放出されるもの、硫酸化物や窒素酸化物等が大気中で粒子状に変化して生成するもの、黄砂や土壌粒子の巻き上げ等自然由来のものがある。

光化学オキシダント (Ox)：窒素酸化物や炭化水素等が太陽光中の紫外線を受けて光化学反応を起こすことにより二次的に生成する酸化力の強い物質の総称。晴れた日中に多く発生し、夏期を中心に光化学スモッグを引き起こす。高濃度の場合、人の粘膜や呼吸器に影響を及ぼし、植物に影響を及ぼすことも報告されている。

微小粒子状物質 (PM_{2.5})：大気中に浮遊する粒子状の物質のうち、粒径が2.5 μm以下のものをいう。微小な粒子であることから、呼吸器系の奥深くまで入りやすく、人の健康に影響（肺がん、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響）を及ぼすことが懸念されている。

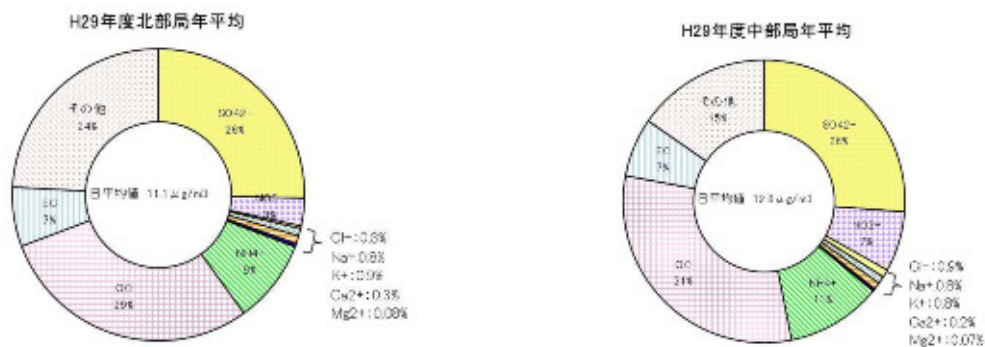
(2) 微小粒子状物質 (PM_{2.5}) 成分分析調査

① 微小粒子状物質 (PM_{2.5}) 成分分析調査結果

PM_{2.5} は、発生源から直接排出される粒子（一次粒子）だけでなく、大気中のガス状の物質が光化学反応や中和反応等によって生じる粒子（二次粒子）で構成されています。また、全国で黄砂等も観測されていることなどから、海外からの移流分も影響を及ぼしていると推察されています。

平成29年度のPM_{2.5}の主成分は、硫酸イオン (SO₄²⁻)、有機炭素 (OC)、アンモニウムイオン (NH₄⁺)、及び元素炭素 (EC) でした。

微小粒子状物質 (PM_{2.5}) の成分分析結果



② 微小粒子状物質 (PM_{2.5}) メール配信サービス

大気中のPM_{2.5}の濃度が国の定める暫定指針値を超えることが予想される場合、愛知県から注意喚起情報が発令されます。豊田市を含む西三河区域にPM_{2.5}注意喚起情報が発令された際にいち早くお知らせするため、豊田市では電子メールでお知らせするサービスを実施しています。また、このメール配信サービスを利用してPM_{2.5}の測定状況を月に1回配信しています。

※申込み：@city.toyota.aichi.jpからのメールを受け取れるように設定後、toyotapm@qt15.asp.cuenote.jpへ空メールを送信。仮登録完了メールが届くので、手順に従って登録

〔環境保全課〕

第5章 第2節 大気汚染の防止

(3) 有害大気汚染物質モニタリング調査

有害大気汚染物質は、大気中の濃度が低濃度であっても、人が長期的にさらされた場合に健康影響が懸念される物質で、平成9年にベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの3物質について環境基準が設定され、平成13年4月にはジクロロメタンの環境基準が追加されました。また、平成15年9月には、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物の4物質について「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）」が設定され、平成18年12月にはクロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエンの3物質、平成22年10月にヒ素及びその化合物、平成26年5月にマンガン及びその化合物が追加されました。

本市では、中核市へ移行した平成10年度からモニタリング調査に取り組み、平成29年度に市内3地点※（一般環境2、沿道1）で調査した結果は、環境基準が設定されている4物質について、全ての地点で環境基準を達成しました。指針値が設定されているアクリロニトリルを始め9物質についても全ての地点で指針値を下回りました。

なお、「水銀及びその化合物」については、水銀に関する水俣条約（水俣条約）が平成30年4月1日から適用されます。

※ 一般環境：中部局（三軒町）、豊田地域文化広場（西田町） 沿道：市役所東庁舎（西町）

〔環境保全課〕

環境基準が定められている物質の調査結果

調査物質	地域分類	調査地点	年平均値			平成29年度 環境基準 達成状況	環境基準
			年度				
			H27	H28	H29		
ベンゼン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	中部局（三軒町）	1.1	0.91	1.1	○	年平均値 3以下
	沿道	市役所東庁舎 (西町)	1.4	1.1	1.2	○	
トリクロロ エチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	中部局（三軒町）	0.20	0.20	0.15	○	年平均値 200以下
テトラクロ ロエチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	中部局（三軒町）	0.075	0.093	0.062	○	年平均値 200以下
ジクロロ メタン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	中部局（三軒町）	1.2	1.1	0.97	○	年平均値 150以下

(注1) $1\mu\text{g}$ （マイクログラム）：100万分の1g

(注2) 達成状況欄は、年平均値が環境基準を満たした場合は○、満たさなかった場合は×とした。

(注3) 環境基準は年平均値で評価する。

(注4) 年平均値算出に当たり、検出下限値未満が存在する場合は当該下限値に1/2を乗じて得た値を用いた。

指針値が定められている物質の調査結果

調査物質	地域分類	調査地点	年平均値			平成 29 年度 指針値 達成状況	指針値
			年度				
			H27	H28	H29		
アクリロ ニトリル ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	中部局 (三軒町)	0.018	0.029	0.039	○	年平均値 2 以下
塩化ビニル モノマー ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	中部局 (三軒町)	0.011	0.014	0.018	○	年平均値 10 以下
水銀及び その化合物 (ng/m^3)	一般環境	中部局 (三軒町)	1.7	1.6	1.6	○	年平均値 40 以下
ニッケル 化合物 (ng/m^3)	一般環境	中部局 (三軒町)	2.1	1.4	1.8	○	年平均値 25 以下
クロロ ホルム ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	中部局 (三軒町)	0.17	0.16	0.19	○	年平均値 18 以下
1,2-ジクロ ロエタン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	中部局 (三軒町)	0.15	0.11	0.16	○	年平均値 1.6 以下
1,3-ブタジ エン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	中部局 (三軒町)	0.090	0.092	0.087	○	年平均値 2.5 以下
	沿道	市役所東庁舎 (西町)	0.13	0.10	0.11	○	
ヒ素及び その化合物 (ng/m^3)	一般環境	中部局 (三軒町)	0.68	0.54	0.66	○	年平均値 6 以下
マンガン及び その化合物 (ng/m^3)	一般環境	中部局 (三軒町)	16	11	13	○	年平均値 140 以下

(注1) $1\mu\text{g}$ (マイクログラム) : 100 万分の 1g , 1ng (ナノグラム) : 10 億分の 1g

(注2) 達成状況欄は、年平均値が指針値を満たした場合は○、満たさなかった場合は×とした。

(注3) 指針値は年平均値で評価する。

(注4) 年平均値算出に当たり、検出下限値未達が存在する場合は当該下限値に $1/2$ を乗じて得た値を用いた。

2 工場や事業場の大気汚染防止対策の推進

(1) 大気汚染

地域の大气環境を保全するためには、工場などの固定発生源、自動車などの移動発生源等から排出されるばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、揮発性有機化合物（VOC）等の大気汚染物質を削減する必要があります。大気の汚染は、従来から対策が進められてきた地域的な汚染問題にとどまらず、光化学スモッグや酸性雨による影響等広域的な問題になっています。また、オゾン層の保護、温暖化防止対策等の地球環境問題への対応も重要な課題となっています。〔環境保全課〕

(2) 工場・事業場に対する大気汚染防止対策の規制・指導

本市は、市内の工場・事業場に設置される一定規模以上のばい煙発生施設等（ボイラー等）を対象に、大気汚染防止法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づき排出規制を行っています。

平成29年度末現在、市内には、大気汚染防止法に基づくばい煙、一般粉じん発生施設及び揮発性有機化合物排出施設は1,672施設、県民の生活環境の保全等に関する条例に基づくばい煙、粉じん及び炭化水素系物質発生施設は1,434施設あります。

平成29年度は、立入調査等を43件実施し、必要に応じ事業者に対して指導を行いました。行政検査については3事業場3施設で行いました。〔環境保全課〕

ばい煙・粉じん発生施設数（平成29年度末現在）

大気汚染防止法ばい煙発生施設			大気汚染防止法粉じん発生施設			県民の生活環境の保全等に関する条例	
ばい煙発生施設	施設数		粉じん発生施設	施設数	特定施設	施設数	
1	ボイラー	782	一般粉じん発生施設			ばい煙発生施設	370
2	ガス発生炉	0	2	堆積場	36	粉じん発生施設	1,041
5	溶解炉	74	3	ベルトコンベア・バケットコンベア	228	炭化水素系物質発生施設	23
6	金属加熱炉	181	4	破砕機・塵砕機	18	合計	1,434
10	直火炉	7	5	ふるい	11		
11	乾燥炉	74	合計			293	
13	廃棄物焼却炉	11	揮発性有機化合物排出施設			施設数	
24	鉛溶解炉	1	2	塗装施設	37		
29	ガスタービン	68	3	乾燥施設	0		
30	ディーゼル機関	110	8	洗浄施設	11		
31	ガス機関	23	合計			48	
	合計	1,331					

大気汚染防止のための調査実績

立入調査の種類	件数	調査概要
総数	43	
法令に基づく調査	22	法又は県条例対象施設設置工場・事業場への立入調査
	21	特定粉じん排出等作業実施届出書に基づく粉じんの飛散防止措置の確認調査

(3) 民間建築物の吹付けアスベスト分析・除去費補助事業

平成 20 年度から制度を新設し、アスベストを含有しているおそれのある吹付け建材の分析調査費及びアスベスト含有が認められた吹付け建材を除去等する費用の一部を補助しています。

平成 29 年度の補助実績は、分析調査費が 0 件、除去等費は 0 件でした。〔定住促進課〕

3 自動車排出ガス対策の推進

(1) 自動車排出ガス調査

自動車排出ガスによる大気汚染の状況を把握するため、交通量の多い道路の沿線で調査を実施しました。

平成 29 年度は、配津町ちびっこ広場近傍で 3 週間にわたって調査しましたが、光化学オキシダントの値が環境基準を超過しました。それ以外の項目では、環境基準を上回る値は観測されませんでした。また、近くの一般環境測定局と比較しても、測定値に大きな差は見られませんでした。〔環境保全課〕

(2) 公共交通の利用促進

本市は、人の移動の状況に応じた鉄道・バスネットワークの構築と、バスマップやホームページでの情報提供の充実などにより、鉄道・バスの利用促進を図っています。

平成 29 年度は、とよたおいでんバス土橋・豊田東環状線を運行している燃料電池バス「ミラノス」のバスカード及びパンフレットを発行したほか、とよたおいでんバス稲武・足助線「快速いなぶ」への自転車持込み（輪行）を活用したサイクリングマップの PR 等によりバスの利用促進に取り組みました。〔交通政策課〕

(3) 道路や交差点の改良・整備

渋滞などによる環境負荷を低減するため、バイパスや幹線道路、交差点など道路の改良・整備により自動車交通の円滑化を推進しています。

〔建設企画課、幹線道路推進課、街路課、土木課〕

第3節 水質汚濁の防止

施策の基本的方向

事業活動や家庭生活によって排出される汚濁水による河川への汚濁負荷を減らします。

1 河川水質の監視・調査の実施

〔河川水質調査〕

水質汚濁防止法に基づき、市内の公共用水域における水質汚濁の状況について、水質調査を実施し、河川の水質状況の把握に努めています。

平成29年度に市内の主要な43河川57地点で調査したところ、カドミウム、鉛等の「人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）」は、全ての河川において環境基準を達成しました。

「生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）」が類型指定されている矢作川等の5河川11地点のうち、大腸菌群数を除いてすべての地点で環境基準に適合しました。ただし、大腸菌群数については、経年的に低い適合率が続いています。「水生生物の保全に係る環境基準」が類型指定されている矢作川等の5河川11地点のうち、5地点で全亜鉛が環境基準に適合しませんでした。〔環境保全課〕

河川水質の環境基準の適合状況

河川名	地点番号 地点名	類型	pH	BOD (mg/l)	SS (mg/l)	DO (mg/l)	大腸菌 群数 (MPN/100ml)	類型	全亜鉛 (mg/l)	ノニルフェノール (mg/l)	L A S (mg/l)
介木川	614 万町 浄水場 取入口※ ²	A	7.8 (100%)	0.7 ○	3 (100%)	10 (100%)	7,700 (0%)	生物A	0.001 ○	<0.00006 ○	<0.0006 ○
	613 小渡 新橋※ ¹		7.8 (100%)	0.9 ○	3 (100%)	10 (100%)	9,000 (33%)		0.001 ○	<0.00006 ○	0.0017 ○
木瀬川	631 堀越橋 ※ ¹		7.7 (100%)	0.6 ○	3 (100%)	10 (100%)	6,600 (17%)	生物B	0.001 ○	<0.00006 ○	0.0016 ○
矢作川	615 有平橋		7.8 (100%)	1.2 ○	4 (100%)	10 (100%)	3,300 (17%)		0.001 ○	<0.00006 ○	<0.0006 ○
	1 新富国橋 ※ ²		7.3 (100%)	1.1 ○	3 (100%)	10 (100%)	1,500 (50%)		0.004 ○	<0.00006 ○	0.0006 ○
	10 豊田大橋		7.6 (100%)	1.3 ○	6 (100%)	9.9 (100%)	2,700 (17%)		0.002 ○	<0.00006 ○	<0.0006 ○
犬伏川	2 犬伏橋 ※ ²		7.6 (100%)	1.0 ○	3 (100%)	10 (100%)	6,000 (50%)		0.001 ○	<0.00006 ○	0.0007 ○
巴川	652 香恋の 里		7.4 (100%)	1.0 ○	2 (100%)	9.7 (100%)	1,200 (67%)		0.001 ○	<0.00006 ○	0.0007 ○
	641 足助近 岡		7.7 (100%)	0.5 ○	4 (100%)	10 (100%)	4,800 (17%)	0.005 ○	<0.00006 ○	0.0026 ○	
	76 滝穂橋		7.6 (100%)	1.4 ○	3 (100%)	9.7 (100%)	3,000 (33%)	0.004 ○	<0.00006 ○	0.0009 ○	

矢作川	217 天神橋	B	7.8 (100%)	1.5 ○	4 (100%)	10 (100%)	1,400 (100%)	0.004 ○	<0.00006 ○	0.0008 ○
逢妻 女川	218 野末橋	D	7.6 (100%)	3.9 ○	6 (100%)	9.7 (100%)	—	0.017 ○	<0.00006 ○	0.0088 ○
	33 御乗替橋 ※2		7.5 (100%)	5.7 ○	13 (100%)	9.5 (100%)	—	0.044 ×	<0.00006 ○	0.0083 ○
	40 駒新橋		7.4 (100%)	5.7 ○	10 (100%)	9.0 (100%)	—	0.041 ×	<0.00006 ○	0.0067 ○
逢妻 男川	219 清水橋		7.7 (100%)	2.8 ○	2 (100%)	9.4 (100%)	—	0.072 ×	0.00007 ○	0.0099 ○
	44 宮前橋 ※2		7.5 (100%)	3.0 ○	10 (100%)	9.8 (100%)	—	0.049 ×	0.00043 ○	0.0095 ○
	77 雲目橋		7.8 (100%)	4.6 ○	11 (100%)	9.9 (100%)	—	0.36 ×	<0.00006 ○	0.019 ○
猿渡川	50 千石橋	7.8 (100%)	3.1 ○	9 (100%)	10 (100%)	—	0.018 ○	<0.00006 ○	0.011 ○	

備考 上段：BODは測定結果の75%水質値^{※3}、その他の項目は年間平均値

下段：BOD、全亜鉛、ノニルフェノール及びLASは環境基準適否

その他の項目の()内は適合率 (n-m) / n × 100(%) n：総検体数 m：環境基準を超えた検体数

※1 は環境基準点を、※2 は環境基準補助点を表す。

※3 BOD75%水質値とは、全データを小さいほうから順に並べ0.75×n番目のデータのことをいう。BODの評価についてはBOD75%水質値を用いる。

水生生物の保全に係る環境基準

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩 (LAS)
生物A	イワナ、サケマス等比較的低 温域を好む水生生物及びこ れらの餌生物が生息する水 域	0.03mg/l 以下	0.001mg/l 以下	0.03 mg/l 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物A の欄に掲げる水生生物の産 卵場(繁殖場)又は幼稚仔の 生育場として特に保全が必 要な水域	0.03mg/l 以下	0.0006mg/l 以下	0.02 mg/l 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を 好む水生生物及びこれらの 餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下	0.002mg/l 以下	0.05 mg/l 以下

生物特B	生物A又は生物Bの水域うち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l 以下	0.002mg/l 以下	0.04 mg/l 以下
------	--	----------------	-----------------	-----------------

2 工場や事業場の排水対策の推進

(1) 工場・事業場に対する排水対策の規制・指導

① 特定事業場（水質汚濁防止法）

公共用水域の水質保全を目的として、水質汚濁防止法により、工場・事業場の排水規制が行われています。

平成29年度末現在、市内には水質汚濁防止法に基づく特定事業場が885事業場あります。

〔環境保全課〕

【特定事業場数】平成29年度末現在

○水質汚濁防止法で定める特定事業場	… 886 事業場
{ 矢作川水域 }	… 606 事業場
{ 境川等水域 }	… 280 事業場
└ うち規制対象事業場（排水基準適用）	… 234 事業場

水質汚濁防止法特定事業場数（平成29年度末現在）

特定施設 号番号	特 定 施 設	事 業 場 数 (うち規制対象)	特定施設 号番号	特 定 施 設	事 業 場 数 (うち規制対象)
1-2	畜産農業又はサービス業	45(2)	65	酸又はアルカリによる表面処理施設	47(34)
2	畜産食料品製造業	6(3)	66	電気めつき施設	9(9)
3	水産食料品製造業	1(1)	66-3	旅館業	112(18)
4	保存食料品製造業	9(1)	66-4	共同調理場	6(4)
5	みそ、しょう油等製造業	5(4)	66-5	弁当仕出屋又は弁当製造業	6(3)
8	パン若しくは菓子の製造業	4(0)	66-6	飲食店	36(15)
10	飲料製造業	6(2)	67	洗たく業	59(1)
16	めん類製造業	3(1)	68	写真現像業	34(4)
17	豆腐又は煮豆の製造業	13(0)	68-2	病院（病床数が300以上）	1(1)
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業	6(1)	69	と畜業又は死亡獣畜取扱業	1(1)
27	無機化学工業製品製造業	3(1)	70-2	自動車分解整備事業	5(0)
46	有機化学工業製品製造業	1(1)	71	自動式車両洗浄施設	164(3)
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業品製造業	1(1)	71-2	科学技術に関する研究・試験機関	10(7)
54	セメント製品製造業	7(1)	71-3	一般廃棄物処理施設、焼却施設	2(1)
55	生コンクリート製造業	19(1)	71-4	産業廃棄物処理施設	4(3)
58	窯業原料の精製業	27(27)	71-5	TCE・PCEによる洗浄施設	2(2)
59	砕石業	2(2)	71-6	TCE・PCEによる蒸留施設	1(1)

60	砂利採取業	8(8)	72	し尿処理施設	40(36)
63	金属製品製造業又は機械器具製造業	24(14)	73	下水道終末処理施設	2(2)
64-2	水道施設、工業用水道施設	4(0)	74	特定事業場から排出される水の処理施設	2(1)
			—	指定地域特定施設	149(17)
			—	有害物質指定貯蔵施設	0(0)
			合 計		886(234)

※ 特定施設：汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めたもの

※ 特定事業場：特定施設を設置している工場・事業場

② 事業場等発生源対策

ア 法令に基づく規制・指導

河川や湖沼、海の水質汚濁防止を図っていくため、汚水を排出するおそれのある工場・事業場に対する報告の徴収及び自治体職員の立入検査が水質汚濁防止法で定められています。市では、特定事業場等に対し、市職員による立入検査や排水検査、適正管理指導を行っています。

平成 29 年度は、延べ 100 事業場の立入検査を実施し、延べ 68 事業場について排出水の水質検査を行いました。検査の結果、延べ 3 事業場において排水基準違反が確認されました。また、事業者の自主検査報告により排水基準の超過が確認された事業場は 3 事業場でした。基準違反の汚水の排出、排水処理施設の不適正管理等があった事業場に対しては、文書等による改善指導等を行い、水質汚濁の防止の徹底に努めました。〔環境保全課〕

排水基準不適合項目

排水基準不適合項目	件数
水素イオン濃度指数 (pH)	1 件
生物学的酸素要求量 (BOD)	3 件
浮遊物質 (SS)	2 件
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	1 件
大腸菌群数	1 件
燐含有量	2 件
化学的酸素要求量 (COD)	2 件

イ 環境の保全を推進する協定、公害防止協定及び協定に準じた覚書に基づく指導

環境の保全を推進する協定、公害防止協定及び協定に準じた覚書では、法令で定められた排水基準より厳しい値である協定値を定めています。また、排出水の自主検査の測定頻度を定め、定期報告を求めています。

平成 29 年度、協定値を超過した事業場は 1 事業場ありました。その事業場に対しては、原因及び改善対策を示した対策書の提出を求め、改善指導等を行いました。

〔環境保全課〕

協定値不適合項目

協定値不適合項目	件数
ふっ素	1 件

(2) ゴルフ場に関する環境保全協定

ゴルフ場の農薬使用による環境汚染を未然に防止して、市民の安全と環境の保全を図るため、「ゴルフ場に関する環境保全協定」を市内の全 19 ゴルフ場と締結しています。平成 29 年 3 月、新たにゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針が設定されたことから、平成 29 年 10 月、「ゴルフ場に関する環境保全協定」を「ゴルフ場に関する環境の保全を推進する協定書」として改定締結しました。

また、協定に基づく立入調査を行い、農薬の使用方法等について確認を行うとともに、排水中の農薬の検査を行っています。平成 29 年度は 10 ゴルフ場の延べ 76 項目のゴルフ場農薬を検査し、全ての項目で協定値を下回りました。〔環境保全課〕

【ゴルフ場との農薬使用に関する協定の主な内容】

- 使用する農薬の制限及び空中散布の原則禁止
- 排水中の農薬濃度を環境省の水濁・水産指針値の 2 分の 1 とすること
- 魚毒性 C 類の農薬を使用する場合は排水等の監視の実施
- 立入調査、農薬使用の停止要請、事故の未然防止に関する事項
- 地域の環境保全活動への協力と地域住民とのコミュニケーション

3 生活排水対策の推進

(1) 公共下水道の整備と接続促進

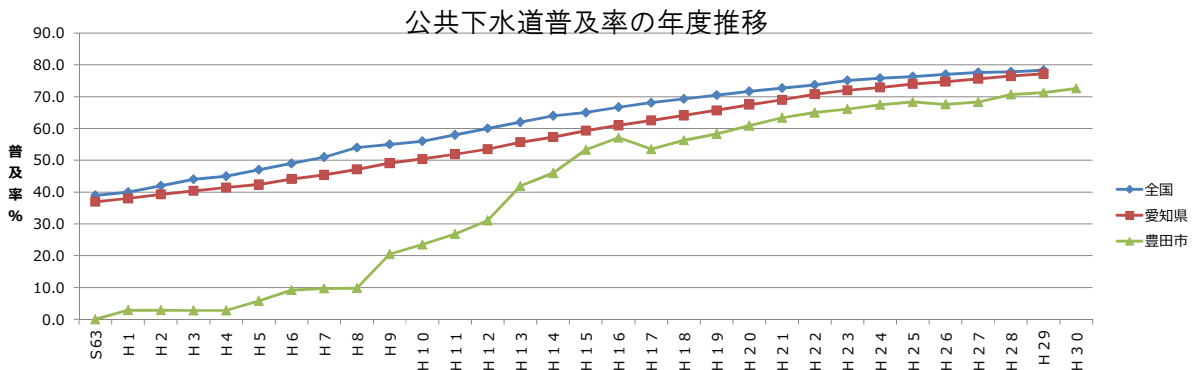
① 公共下水道の整備

矢作川・境川流域下水道の上流部に位置する本市は、流域関連公共下水道の整備区域の拡大が遅れており、下水道整備に重点を置いています。公共下水道の供用開始は、昭和 63 年 4 月、緊急処理対策事業として整備した中心市街地の単独公共下水道が最初で、その後平成 6 年 1 月からの境川処理区に続き、平成 9 年 3 月から矢作川処理区の両流域下水道が供用開始し、特定環境保全公共下水道についても、平成 8 年 1 月から鞍ヶ池処理区、平成 28 年 4 月から足助処理区が供用開始しており、順次供用開始区域の拡大に努めています。

平成 29 年度には、計 68ha（伊保町、逢妻町、宮町、若林東町、吉原町、清水町、足助町、桑田和町）を整備しました。

（下水道整備による効果については、「第 3 章第 4 節 1（1）②下水道整備による効果」に掲載しています。）〔下水道建設課〕

② 公共下水道の普及状況



※平成 30 年 4 月 1 日現在（各年とも 4 月 1 日現在の普及率）

※東日本大震災の影響により調査不能な市町村については、公表対象外としている。

本市の下水道（平成 30 年 4 月 1 日現在 424,500 人）

種 別		対象地区・処理場	各処理施設の人口割合	公共下水道普及率	汚水処理人口普及率	
公共下水道	流域関連	矢作川処理区	矢作川浄化センター	51.0%	72.6% (73.4%)	88.7% (89.5%)
	公共下水道	境川処理区	境川浄化センター	20.8%		
		特定環境保全	鞍ヶ池処理区	鞍ヶ池浄化センター		
	公共下水道	足助処理区	あすけ水の館	0.5%		
	区域外流入			(0.9%)		
その他の汚水処理施設	農業集落排水処理施設		御船ほか3地区	1.6%		
	コミュニティ・プラント		幸海・穂積地区	0.2%		
	共同し尿浄化槽 (市管理)			0.1%		
	民間設置の集中浄化槽			0.9%		
	合併処理浄化槽			13.3%		

※四捨五入の関係により合計が合わない。

※（ ）内数値は公共下水道区域外流入を含めた値である。

〔(上下水) 企画課〕

③ 下水道への接続促進

(下水道への接続促進については、「第3章 第4節 1 (1) ③ 下水道への接続促進」に掲載しています。)

〔下水道建設課〕

(2) 合併処理浄化槽設置整備事業・浄化槽維持管理促進事業

公共下水道等の整備計画のない区域及び整備時期未定区域における生活排水対策として、昭和63年度から合併処理浄化槽設置整備事業補助金制度を設け、合併処理浄化槽の普及促進を図っています。

平成29年度は、325基を補助しました。

合併処理浄化槽設置整備事業補助制度の推移

(単位：基)

	~H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	合計
補助基数	9,330	439	362	289	354	325	11,099

また、平成18年度から浄化槽の適正維持管理を推進するため、合併処理浄化槽の設置が進んだ自治区等の参加を得て、浄化槽維持管理促進事業を実施しています。この制度は、自治区等自らが、各戸の浄化槽の設置及び維持管理状況の調査、浄化槽の維持管理に関する研修会の実施、単独処理浄化槽又はくみ取便所の設置者に対する合併処理浄化槽への転換啓発、浄化槽の自主検査の実施等を実施し「集団見守り型」の考えに基づき、浄化槽の適正維持管理を促進しようとするものです。

あらかじめ適正維持管理される浄化槽基数の目標を定め、その対価に応じ報償金を支払います。平成29年度は、40自治区等が参加しました。

浄化槽維持管理促進事業への参加団体の推移

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29
参加自治区数（団体）	32	34	36	37	38	40
参加世帯数（世帯）	1,897	2,115	2,207	2,203	2,245	3,034
適正維持管理された浄化槽（基）	1,004	1,092	1,151	1,183	1,198	1,411

〔下水道施設課〕

第4節 土壌・地下水汚染の防止

施策の基本的方向

土壌・地下水汚染による人の健康被害を防止します。

1 地下水質調査

平成元年度から水質汚濁防止法に基づき愛知県が策定した「地下水質測定計画」に従って調査を実施しています。〔環境保全課〕

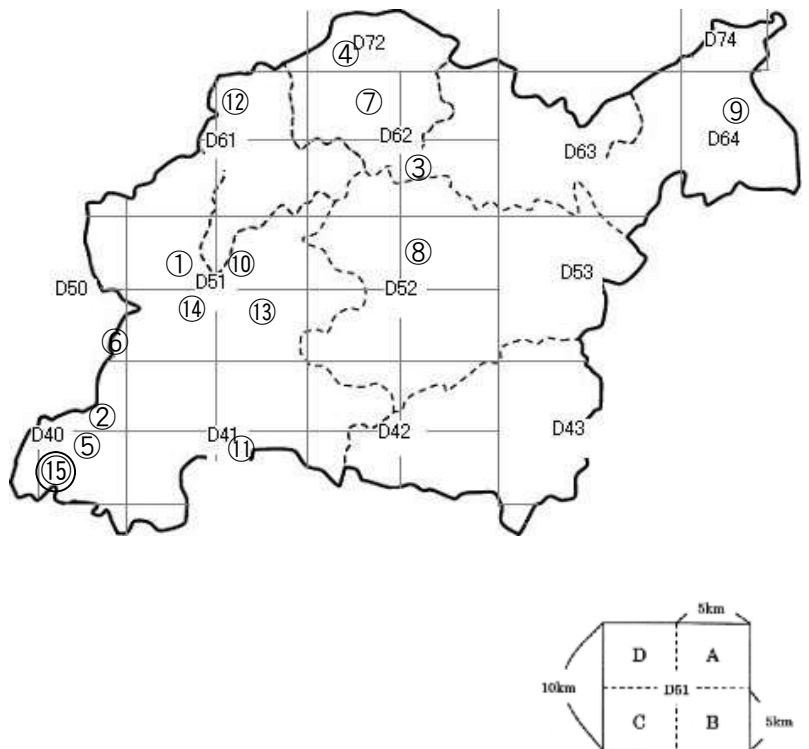
地下水質調査の概要

調査区分		目的	調査井戸数	
平成 29 年度 地下水質測定計画に基 づく調査	概況 調査	メッシュ 調査	14	15
		定点調査	1	
	汚染井戸周 辺地区調査	概況調査で新たに判明した汚染について、その汚 染範囲等を把握するための調査	0	0
		事業者からの土壌汚染等の報告があった際、周辺 影響等を把握するための調査	0	
定期モニタ リング調査	過去の調査で判明している汚染について継続的 にモニタリングする調査※	45		

※ 平成 19 年度までは、汚染が判明した事業場周辺の調査については、市独自である監視調査に位置付けてい
ましたが、平成 20 年度から地下水質測定計画の定期モニタリング調査に位置付け、調査を行っています。

概況調査地点 (○：メッシュ調査、◎：定点調査)

井戸 番号	調査地点 メッシュ	調査地点
①	D51D	亀首町
②	D40A	上丘町
③	D62B	東萩平町
④	D72	三ツ久保町
⑤	D40B	高岡町
⑥	D50B	本新町
⑦	D62D	永太郎町
⑧	D52A	足助町
⑨	D64	野入町
⑩	D51A	御船町
⑪	D41B	桂野町
⑫	D61A	西市野々町
⑬	D51B	小呂町
⑭	D51C	井上町
⑮	D40B	前林町



(1) 概況調査

環境基準の設定されているカドミウム、鉛など健康項目 27 項目について、15 井戸で調査をした結果、全ての地点で環境基準を満たしていました。

(2) 汚染井戸周辺地区調査

平成 29 年度は汚染井戸周辺地区調査を実施していません。

(3) 定期モニタリング調査

45 井戸で調査した結果、13 井戸で環境基準を超過しました。汚染物質の濃度推移は、おおむね減少か横ばいの状況にあります。引き続き、地下水質の監視をしていきます。

2 土壌・地下水汚染の未然防止

(1) 地下水質監視調査

土壌汚染等の報告があった事業者の事業場内の地下水汚染状況の把握や事業者が行っている土壌等の汚染対策の効果の確認のため、市内 22 井戸で調査を行いました。その結果 9 井戸でトリクロロエチレン等揮発性有機化合物が環境基準を超過しました。

基準を超過している井戸の汚染物質の濃度推移は、おおむね減少か横ばいの状況であり、市全体としては、事業者の対策効果が現れていると考えられます。市は、引き続き監視を行っていきます。
〔環境保全課〕

(2) 地盤沈下対策

地盤沈下は、広域的かつ過剰な地下水の汲上げが原因で発生しますが、本市では、これまで地盤沈下による被害は報告されていません。

本市は、「県民の生活環境の保全等に関する条例」による揚水規制区域には指定されていません。ただし、豊田市区域（旧市内）に限っては、水量測定器の設置義務区域になっています。そのため、揚水機の吐出口の断面積が 19cm² を超える設備を設置する場合は、水量測定器を設置し、地下水の揚水量の測定と報告が必要となります。
〔環境保全課〕

第5節 騒音・振動、悪臭の防止

施策の基本的方向

暮らしの中に騒音、振動、悪臭を感じない快適な生活環境の確保を目指します。

騒音・振動・悪臭の防止

(1)工場・事業場に対する騒音・振動対策の規制・指導

① 事業所対策

事業者が金属加工機械等の施設を設置する場合、施設の規模、能力等の届出を行うことや規制値を順守することが、騒音規制法、振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例により義務付けられています。

本市は、公害の発生防止や改善のため、必要な事業所への立入検査、測定及び指導等を行っています。 〔環境保全課〕

騒音・振動関係届出状況（事業所数と施設数）（平成29年度末現在）

騒音関係			振動関係			
	騒音規制法 特定施設	県 条 例 騒音発生施設		振動規制法 特定施設	県 条 例 振動発生施設	
事業所数	860	867	事業所数	691	956	
施設数	7,252	23,578	施設数	5,990	23,721	
施 設 名	1 金属加工機械	2,594	4,894	1 金属加工機械	2,888	3,393
	2 (法)空気圧縮機及び送風機 (条例)冷凍機	3,125	8,396	2 圧縮機及び冷凍機	1,553	9,819
	3 土石又は鉱物用の破 砕機、磨砕機、ふるい 及び分級機	193	144	3 土石又は鉱物用の破 砕機、磨砕機、ふるい 及び分級機	211	106
	4 織機	17	3	4 織機	3	3
	5 建設用資材製造機械	30	7	5 コンクリートブロックマシーン	4	0
	6 穀物用製粉機	2	0	6 木材加工機械	3	2
	7 木材加工機械	102	43	7 印刷機械	173	30
	8 抄紙機	1	0	8 ゴム練用又は合成樹 脂用のロール機	1	34
	9 印刷機械	185	46	9 合成樹脂用射出成形機	1,143	472
	10 合成樹脂用射出成形機	989	472	10 鋳造型機	11	16
	11 鋳造型機	14	16	11 穀物用製粉機		0
	12 ディーゼルエンジン及 びガソリンエンジン		321	12 ディーゼルエンジン及 びガソリンエンジン		346
	13 送風機及び排風機		8,206	13 送風機及び排風機		9,500
	14 走行クレーン		842			
	15 洗びん機		0			
	16 真空ポンプ		188			

② 特定建設作業

② 特定建設作業

道路工事等の土木作業や建物等の建設作業は、一定の期間中に行われる一過性のもので、大きな騒音や振動を発生するおそれのある機械類が使用されるため、周辺住民の生活環境に少なからず影響を与えることが懸念されます。くい打ち等の特定建設作業を行う場合には、騒音規制法、振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例によって、特定建設作業実施の届出及び規制基準の順守が義務付けられています。

本市では、届出の受理を行うとともに、低騒音型機械の使用や騒音、振動の少ない工法の活用等について指導を行っています。

平成 29 年度の特定建設作業実施に係る届出の内訳は、騒音については騒音規制法 980 件、県民の生活環境の保全等に関する条例 4,037 件、振動については振動規制法 654 件、県民の生活環境の保全等に関する条例 105 件でした。〔環境保全課〕

(2) 交通環境調査

① 自動車騒音・道路交通振動調査

交通量の多い幹線道路周辺の環境を把握するため、また、自動車騒音と道路交通振動の要請限度※の適合状況を把握するため、毎年調査を実施しています。

平成 29 年度の自動車騒音調査では、市内 5 地点において調査を行い、評価を行ったところ、要請限度を超過した地点はありませんでした。

平成 29 年度道路交通振動調査では、市内 3 地点において調査を行い、評価を行ったところ、要請限度を超過した地点はありませんでした。〔環境保全課〕

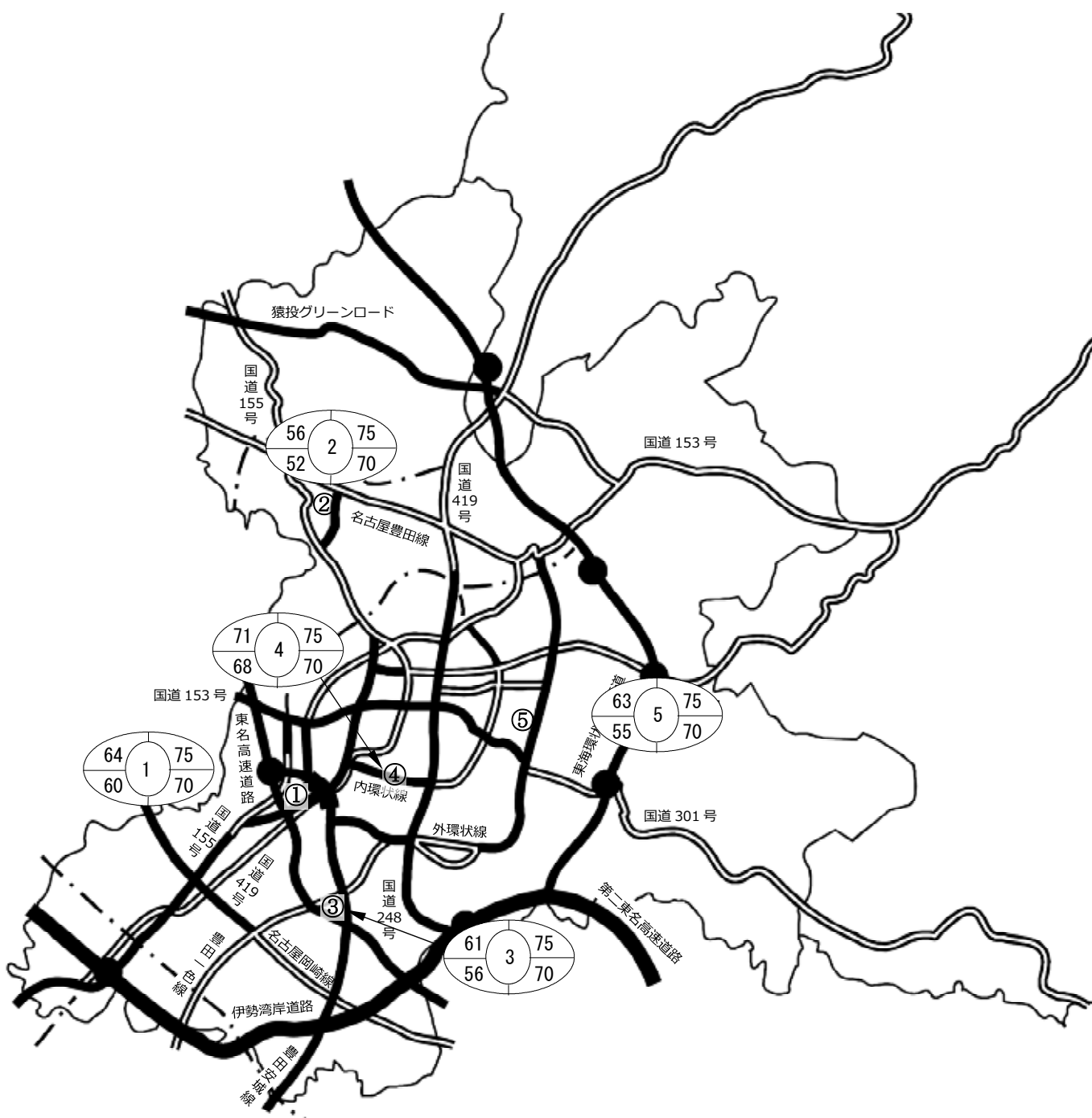
※住居の集合地域や病院・学校の周辺地域であって、騒音規制法/振動規制法に基づく指定地域に指定されている地域において、市町村長は、自動車騒音/道路交通振動が一定の限度（これを「要請限度」という。）を超過道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときには、都道府県公安委員会に対して道路交通法に基づく交通規制等の措置を講ずるよう要請できる。

自動車騒音の要請限度適合状況（平成 29 年度）

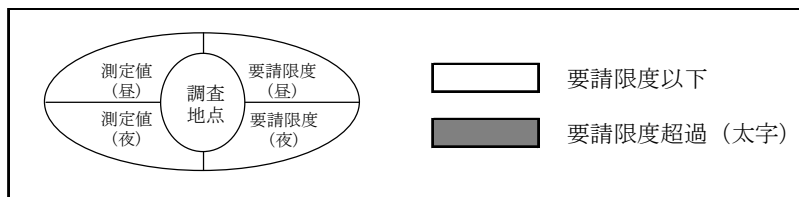
地点番号	地点名	住所	用途地域	区域区分	騒音レベル (LAeq) (dB)		要請限度 (dB)		適合※状況
					昼間	夜間	昼間	夜間	
1	東名高速道路	聖心町 4 丁目	準工業地域	c 区域 (幹線道路)	68	66	75	70	○
2	県道名古屋豊田線	保見町 四反田	市街化調整区域	b 区域 (幹線道路)	70	64			○
3	県道豊田安城線	永覚町 上長根	市街化調整区域	b 区域 (幹線道路)	69	65			○
4	市道高橋細谷線	丸山町 1 丁目	第一種住居地域	b 区域 (幹線道路)	69	64			○
5	市道平戸橋水源線	志賀町 香九礼	第一種住居地域	b 区域 (幹線道路)	67	58			○

※ ○：適合 △：いずれかの時間帯で不適合 ×：全ての時間帯で不適合

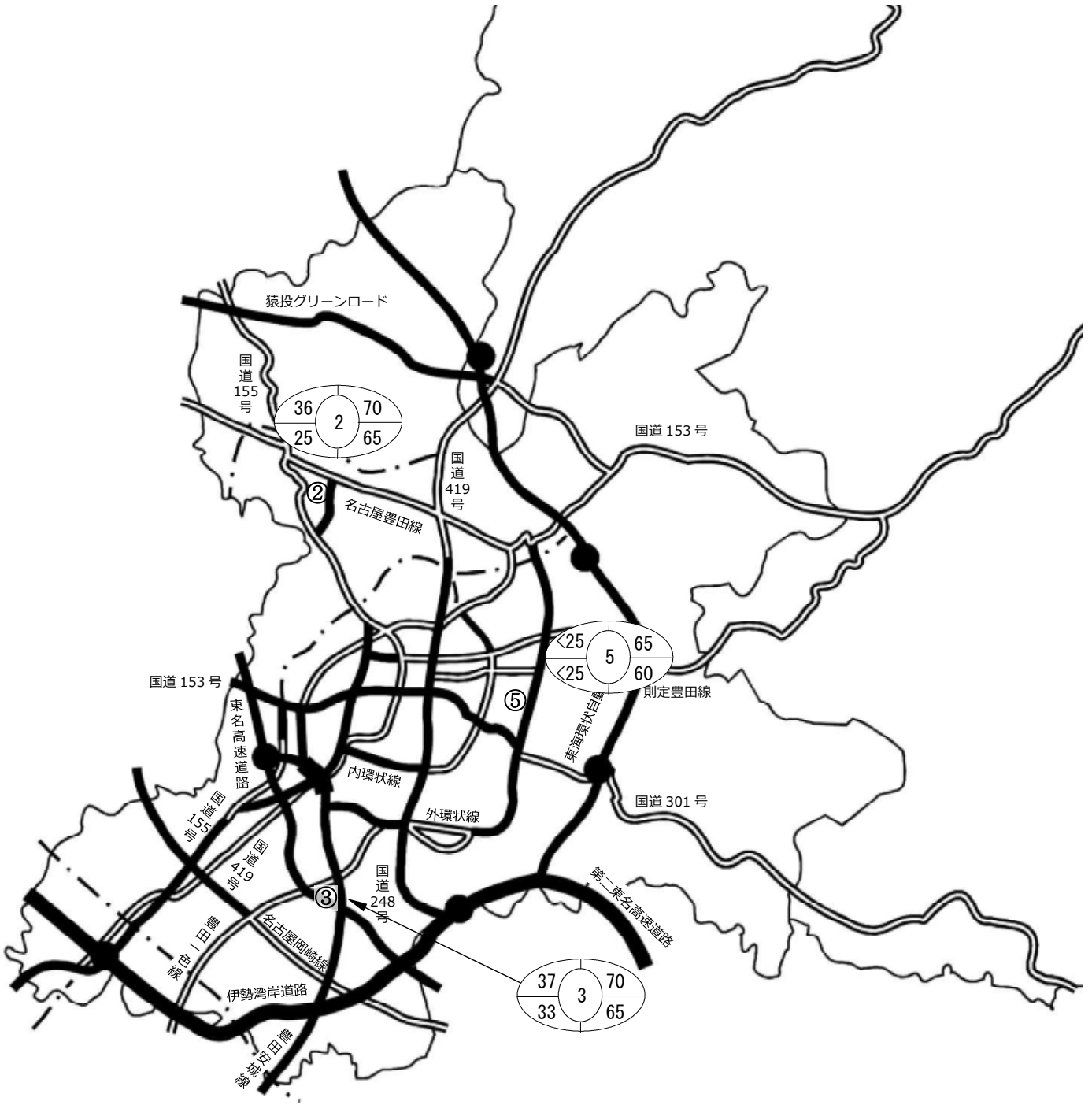
自動車騒音の要請限度適合状況（平成 29 年度）



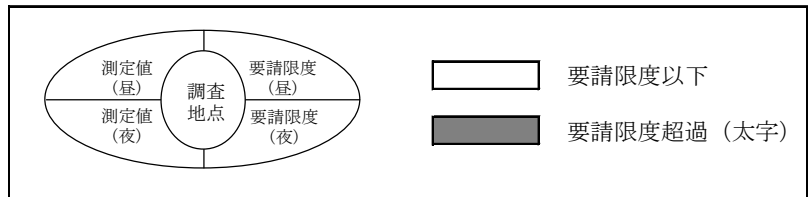
- ① 東名高速道路
- ② 名古屋豊田線
- ③ 豊田安城線
- ④ 高橋細谷線
- ⑤ 平戸橋水源線



道路交通振動の要請限度適合状況（平成 29 年度）



- ② 名古屋豊田線
- ③ 豊田安城線
- ⑤ 平戸橋水源線



道路交通振動の要請限度適合状況（平成 29 年度）

No.	地点名	住所	用途地域	区域区分	振動レベル (L ₁₀) (dB)		要請限度 (dB)		適合※ 状況
					昼間	夜間	昼間	夜間	
1	県道名古屋豊田線	保見町 四反田	市街化調 整区域	第2種 区域	36	25	70	65	○
2	県道豊田安城線	永覚町 上長根	市街化調 整区域	第2種 区域	37	33	70	65	○
3	市道平戸橋水源線	志賀町 香九礼	第一種住 居地域	第1種 区域	<25	<25	65	60	○

※ ○：適合 △：いずれかの時間帯で不適合 ×：全ての時間帯で不適合

② 環境騒音調査

環境基本法により、騒音については、一般地域と道路に面する地域に環境基準が定められています。

平成 29 年度は、一般地域に当たる 15 地点の調査をした結果、全ての地点で昼間・夜間とも環境基準に適合しました。

また、道路に面する地域に当たる市内幹線道路沿いの 5 区間で面的評価を行ったところ、評価区間内 3, 488 戸のうち、昼間・夜間ともに環境基準を達成したのは 3, 376 戸で、環境基準達成率は 96. 8%でした。 [環境保全課]

一般地域における環境基準適合概要（平成 29 年度）

類 型	A	B	C	合 計
	適合地点数／測定地点数 適合率	適合地点数／測定地点数 適合率	適合地点数／測定地点数 適合率	適合地点数／測定地点数 適合率
昼 間	5／5 100. 0%	8／8 100. 0%	2／2 100. 0%	15／15 100. 0%
	5／5 100. 0%	8／8 100. 0%	2／2 100. 0%	15／15 100. 0%
夜 間	5／5 100. 0%	8／8 100. 0%	2／2 100. 0%	15／15 100. 0%
	5／5 100. 0%	8／8 100. 0%	2／2 100. 0%	15／15 100. 0%
昼間・夜間	5／5 100. 0%	8／8 100. 0%	2／2 100. 0%	15／15 100. 0%
	5／5 100. 0%	8／8 100. 0%	2／2 100. 0%	15／15 100. 0%

道路に面する地域における環境基準達成概要（平成 29 年度）

	評価区間内全戸数	環境基準達成戸数	環境基準達成率
昼 間	3, 488 戸	3, 405	97. 6%
夜 間		3, 446	98. 8%
昼間・夜間		3, 376	96. 8%

一般地域における環境基準達成状況（平成 29 年度）

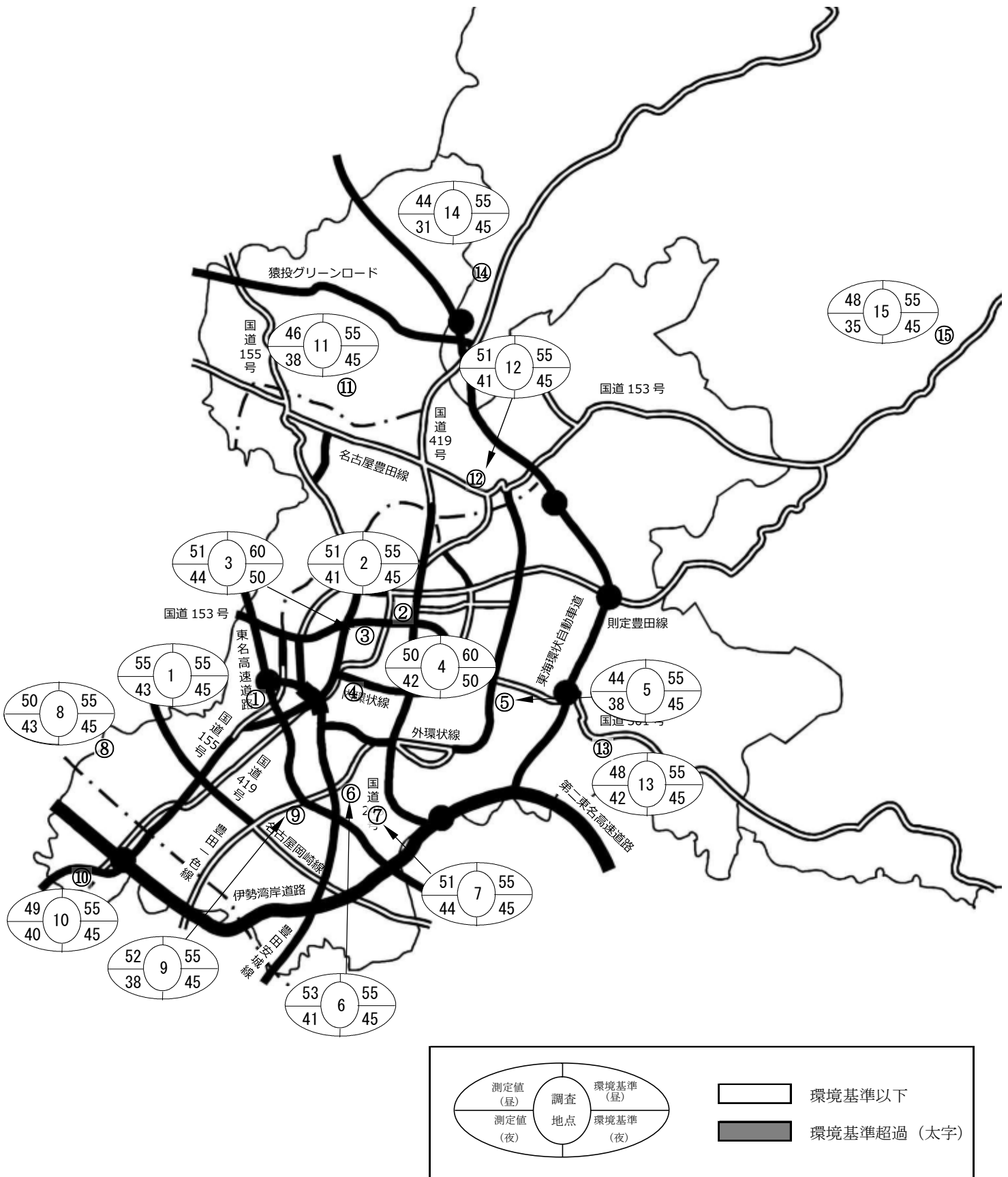
No	地区	地域 類型	住 所	測定期間	騒音レベル LAeq(dB)		環境基準 (dB)		達成 状況		
					昼間	夜間	昼間	夜間			
1	挙母	A	田中町 3 丁目	H30. 1. 18~19	55	43	55	45	○		
2		B	陣中町 1 丁目	H30. 1. 18~19	51	41			○		
3		C	月見町 1 丁目	H30. 1. 18~19	51	44	60	50	○		
4		C	緑ヶ丘 2 丁目	H30. 1. 30~31	50	42			○		
5	高橋	A	五ヶ丘 3 丁目	H30. 1. 18~19	44	38	55	45	○		
6	上郷	A	永覚新町 3 丁目	H30. 1. 18~19	53	41			○		
7		B	鴛鴨町畔畑	H30. 1. 30~31	51	44			○		
8	高岡	A	西岡町保ヶ山	H30. 1. 18~19	50	43			○		
9		B	竹町宮下	H30. 1. 18~19	52	38			○		
10		B	駒場町北	H30. 1. 18~19	49	40			○		
11	猿投	A	乙部ヶ丘 1 丁目	H30. 1. 30~31	46	38			○		
12		B	青木町 3 丁目	H30. 1. 30~31	51	41			○		
13	松平	B	大内町寺田	H30. 1. 18~19	48	42			○		
14	藤岡	B	深見町木戸	H30. 1. 30~31	44	31			○		
15	足助	B	足助町梶平	H30. 1. 30~31	48	35					○

※「達成状況」○：達成 △：いずれかの時間帯で非達成 ×：全ての時間帯で非達成

※ は、環境基準値を超過

※No.15 については、都市計画区域外であるが、市街化調整区域とみなして評価

一般地域における環境騒音調査結果概要（平成 29 年度）



＜参考＞騒音に係る環境基準（単位：dB）

類型	該当地域	基準値				
		一般地域		道路に面する地域		
		昼間	夜間	地域区分	昼間	夜間
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	55 以下	45 以下	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
	2車線以上の車線を有する道路に面する地域					
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域	60 以下	50 以下	車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域					

幹線交通を担う道路※に 近接する空間における特例 (全地域共通)	70 以下	65 以下	(備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれているときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下)にすることができる。
--	----------	----------	---

※幹線交通を担う道路：(1)道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る。）

(2)上記に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

(注) 時間区分：昼間…6：00～22：00 夜間…22：00～6：00

(3) 悪臭対策

① 悪臭関係工場

県民の生活環境の保全等に関する条例により、一定規模以上の畜産農業等の悪臭関係工場の事業者は、事業内容等の届出が義務付けられています。平成29年度は、64事業場から届出がありました。

平成29年度は、延べ33件立入調査を行い、悪臭対策の周知徹底や指導等を行いました。

[環境保全課]

悪臭関係工場等届出状況

業 種		悪臭関係工場数 (平成 30 年 3 月)
畜産業	養豚	5
	養鶏	16
	酪農	25
飼料、肥料製造業		1
ゴム製品製造業		3
鋳物製造業		3
し尿処理場		2
ごみ処理場		7
終末処理場		2
合 計		64

② 臭気指数の導入について

臭気指数とは、臭気の強さを表す数値であり、試料を人の嗅覚により臭気を感じられなくなるまで無臭空気で希釈したときの希釈倍率(臭気濃度)を求め、その常用対数に 10 を乗じた数値で表しています。[臭気指数=10×log(臭気濃度)]

感覚公害に当たる悪臭は、特に個人差により悪臭としての捉え方に差が生じやすく、かつ、悪臭の発生源は多種多様で防止対策も難しいことから、悪臭公害の解決は容易ではありません。また、近年、本市の悪臭苦情件数は増加傾向にあり、「特定悪臭物質の濃度基準」では規制できず、根本解決に至らない悪臭苦情が散見されるようになりました。そのため、悪臭防止法に臭気指数規制が追加された平成 7 年以降、本市で慎重に検討を進めてきた結果、特定悪臭物質の排出規制から臭気指数による規制方法へ平成 20 年 10 月 1 日から変更しました。

なお、この規制対象は、市内全ての工場・事業場となっています。〔環境保全課〕

第6節 有害化学物質による環境リスクの低減

施策の基本的方向

市民、事業者、市等が化学物質による環境リスクに関する正確な情報を共有するとともに、有害化学物質による環境汚染を防止します。

1 化学物質の適正管理の促進

〔PRTR 制度〕

PRTR 制度とは、毎年、どのような化学物質が、どこから、どれだけ排出されているかを知るための仕組みです。「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づき、平成 13 年度以降、事業者による排出量等の把握や届出がなされています。平成 22 年度把握分から対象化学物質、対象業種が変更になり、第一種指定化学物質（462 物質）、特定第一種指定化学物質（15 物質）、24 業種となっています。

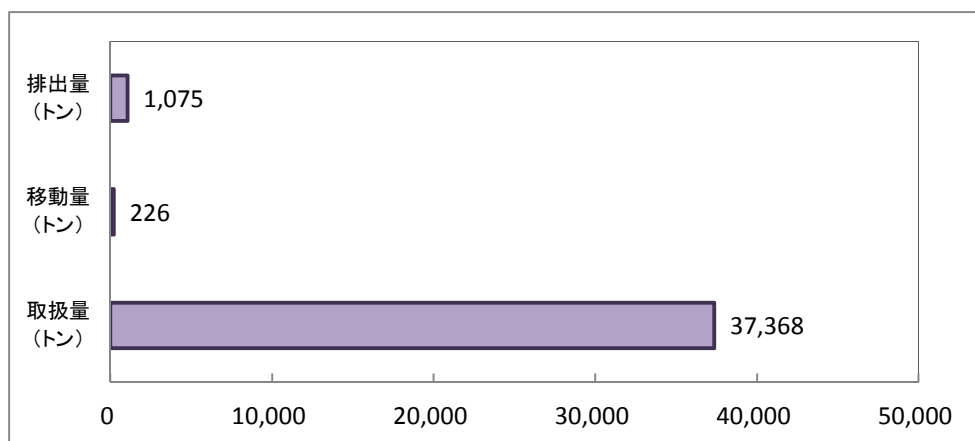
PRTR 制度によって、事業所の化学物質の自主的な管理の改善が促進でき、環境の保全上の支障が未然に防止できます。

平成 29 年度には、平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月までの 1 年間の排出量及び移動量について、148 事業所から届出がありました。〔環境保全課〕

（1）PRTR 制度における届出排出量及び移動量

PRTR 制度における平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月までの 1 年間の届出排出量・移動量の合計は、約 1,301t となっています。排出量は約 1,075t、移動量は約 226t でした。

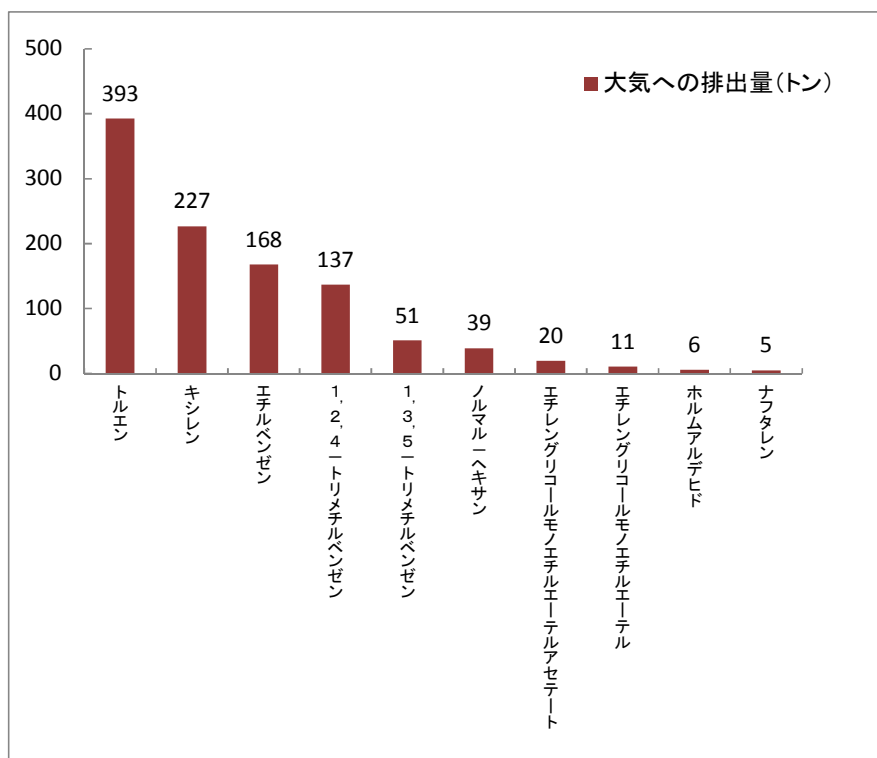
化学物質の排出量、移動量及び取扱量（平成 28 年度分：トン）



（2）大気への排出量が多い物質

大気への排出量が多い上位 10 物質とその排出量は、下図のとおりです。届出排出量の合計の多い順にトルエン 393t、キシレン 227t、エチルベンゼン 168t の順になっています。

大気への排出量の上位 10 物質とその排出量（平成 28 年度分）

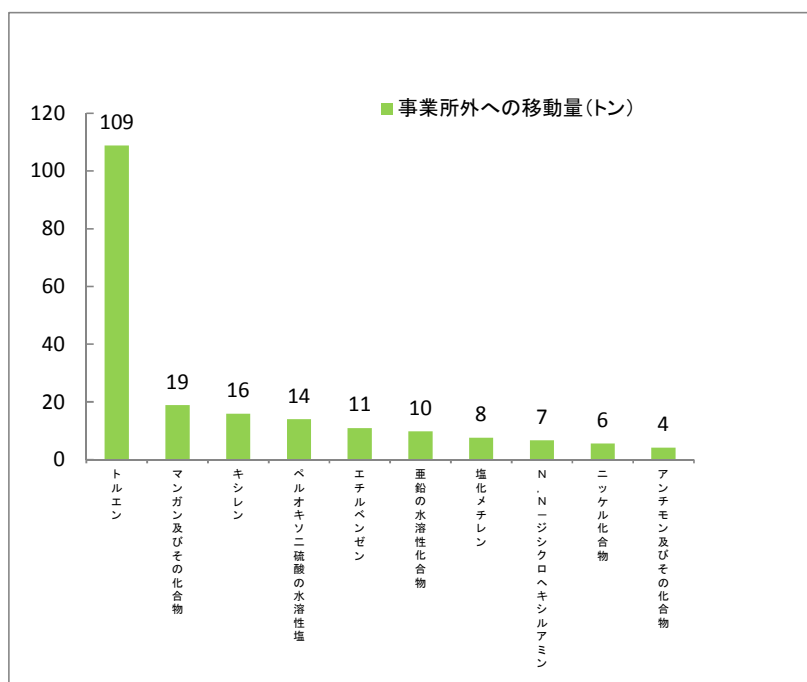


(3) 事業所外への移動量が多い物質

事業所外への移動量が多い上位 10 物質とその移動量は、下図のとおりです。

届出移動量の合計の多い順にトルエン 109t、マンガン及びその化合物 19t、キシレン 16t の順になっています。

移動量の上位 10 物質とその移動量（平成 28 年度分）



2 PCB 廃棄物処理の推進

(1) 豊田 PCB 廃棄物処理事業の安全監視

国は、平成13年6月にPCB 廃棄物処理特別措置法を制定し、昭和47年にPCB*の製造や新たな使用が禁止されて以来、約30年間保管の続いているPCB 廃棄物を、平成28年までに処理をする計画をつくりました。これにより、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（通称JESCO）がPCB 廃棄物処理施設を設置し、処理事業を行うことになりました。PCB 廃棄物処理施設は、全国に5施設が設置されており、そのうちの1施設「豊田 PCB 処理事業所」が豊田市にあります。東海4県（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）を処理対象とした処理施設で、平成17年9月に事業が開始されました。国は当初予定していた平成28年までの処理完了が困難であることから、平成26年6月に計画を変更し、処理期限を平成37年度まで延長するとともに、全国5つの処理施設の相互活用をすることで処理促進を図ることとしました。この計画変更により、豊田 PCB 処理事業所では新たに大阪事業エリアのPPコンデンサーを処理することになり、豊田事業エリアの車載トランスや特殊コンデンサー、安定器等を他の事業所で処理することとなりました。

※PCB：ポリ塩化ビフェニルの略称。絶縁性（電気を通しにくい）、不燃性（燃えにくい）などの特性を有することから、トランス、コンデンサーといった電気機器を始め幅広い用途に使用されたが、昭和43年にカネミ油症事件において、その毒性が問題となり、昭和47年にPCBの製造は禁止された。〔廃棄物対策課〕

豊田事業所概要

事業主体	中間貯蔵・環境安全事業(株) (国100%出資の特殊会社)
施設立地場所	細谷町3丁目1番地1
処理対象	東海4県のPCB廃棄物（高圧トランス、高圧コンデンサー等）、大阪エリアのPCB廃棄物（PPコンデンサー）
処理方式・能力	1.6t/日（PCB分解量）
事業の期間	平成17年9月から平成37年度末
処理の方法	脱塩素化分解法

① 豊田市 PCB 処理安全監視委員会

PCB 廃棄物処理事業における安全性、環境保全の確保のために「豊田市 PCB 処理安全監視委員会」を平成15年10月に設置し、市民参加の監視を推進しています。その委員会の委員として、周辺自治区代表者、周辺企業代表、市民代表、学識経験者15名が参加しています。

平成29年度は、3回会議を開催するとともに、学識経験者等による作業部会を1回、新任委員勉強会を1回開催しました。

② 中間貯蔵・環境安全事業(株)との協定

市とJESCOとの間で、平成16年4月に「豊田 PCB 廃棄物処理事業に係る安全性と環境保全の確保に関する協定」を締結しました。この協定には、豊田 PCB 廃棄物処理事業に係る市の受入条件で規定する事項について、安全を確保するための具体的な実務や手順が定められています

豊田 PCB 廃棄物処理事業に係る安全性と環境保全の確保に関する協定の概要

- ・ 処理工程からの排水及び油類について、逢妻男川に放流してはならず、かつ、地下に浸透させないこと。
- ・ 事業に伴う大気汚染や水質汚濁を防止するため、法規制よりも厳しい排出管理目標値を設定し、その達成に努めること。
- ・ 運転、排出、環境の各モニタリングを実施し、結果を市に報告すること。
- ・ 処理実績、モニタリング結果等の処理事業に関する情報を積極的に公開すること。
- ・ 環境保全上支障が認められる場合、市は施設の一時停止を含めた措置等を指示できること。
- ・ 事故等により有害物質が外部に排出された場合、JESCO は処理施設の停止を含めた措置等を講ずるとともに、市へ報告すること。

③ 収集運搬事業者との協定

PCB 廃棄物の安全かつ適正な収集運搬を確保し、環境への汚染をさせない、良好な生活環境を保持することを目的として、21 収集運搬事業者（平成 30 年 3 月現在）と協定を締結しています。また、JESCO は、収集運搬事業者の認定については、本市と協定を締結することを条件としています。

収集運搬事業者との協定の概要

- ・ 市内での積替え保管、液抜き及び処理施設周辺の路上での待機の禁止
- ・ 作業手順書、維持管理手順書、緊急時対応マニュアルを整備するなど安全管理体制を構築すること。
- ・ 豊田 PCB 廃棄物処理施設に搬入する場合は、指定されたルートを利用すること。
- ・ 事業所職員及び作業従事者に対して定期的に教育訓練を実施すること。
- ・ 安全監視委員会から、報告の求めなどの要請があった場合、これに積極的に協力すること。

(2) PCB 環境調査

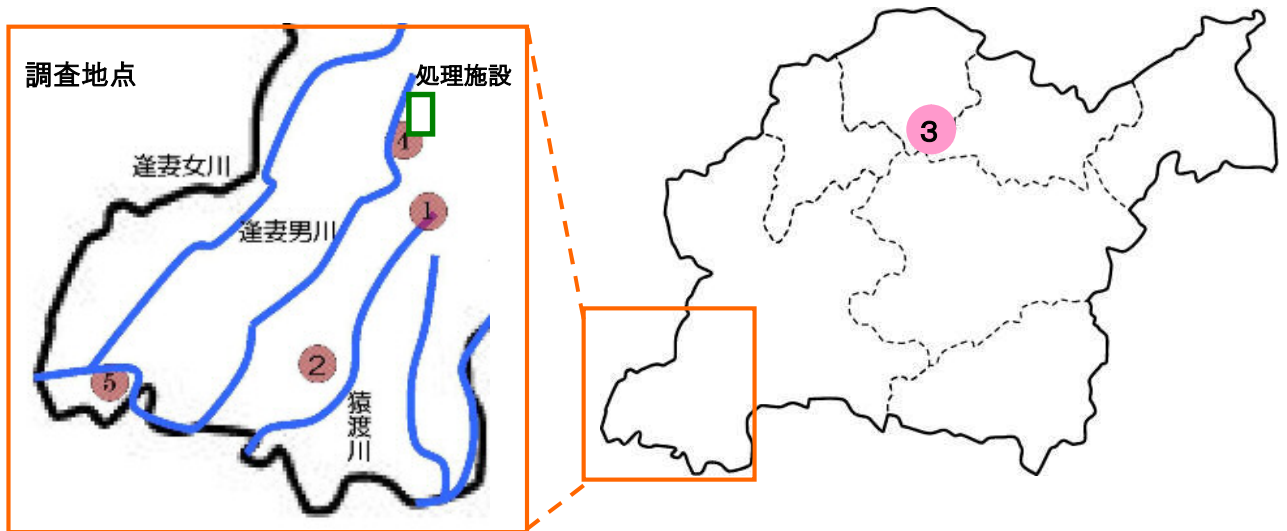
豊田 PCB 廃棄物処理施設に関して、処理施設稼働に伴う環境への影響を把握するため、平成 14 年度から大気、水質、底質を、平成 16 年度からは土壌も追加して PCB 環境調査を実施しています。平成 29 年度の調査では、全ての調査地点で、平成 14 年から実施している環境省全国調査の検出濃度範囲内でした。

〔廃棄物対策課〕

PCB 調査地点一覧

媒体	調査地点名	所在地
大気	①山之手小学校	山之手 6 丁目
	②南部局	竹元町南細畔
	③小原支所	小原町上平
水質	④逢妻男川（処理施設直近）	元町
	⑤逢妻男川（雲目橋）	駒場町雲目
底質	④逢妻男川（処理施設直近）	元町
	⑤逢妻男川（雲目橋）	駒場町雲目
土壌	①山之手小学校	山之手 6 丁目

PCB 環境調査地点



(3) PCB 廃棄物の処理状況について

豊田 PCB 廃棄物処理施設では、操業開始から平成 29 年度末までにコンデンサー63,914 台、トランス 2,109 台等が処理されました。

市内にある処理対象物のコンデンサー約 98%、トランス 100%が処理されています。

〔廃棄物対策課〕

3 ダイオキシン類対策の推進

(1) ダイオキシン類調査

ダイオキシン類は、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるため、ダイオキシン類対策特別措置法（以下「法」という。）が平成 12 年 1 月 15 日から施行され、国を挙げてダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等について対策が進められています。

また、法の中で大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（以下「環境基準」という。）が設定されたほか、法第 26 条第 1 項で、環境中のダイオキシン類の常時監視についても規定されています。

本市では、大気環境については平成 10 年度から、水環境と土壌環境については平成 12 年度から調査を実施しています。平成 29 年度の調査結果は、次のとおりです。〔環境保全課〕

① 大気環境について

2 地点で年 4 回調査したところ、全ての地点で環境基準を達成しました。

② 水環境について

河川水質を 3 地点で年 2 回、底質調査を 3 地点で年 1 回、地下水質を 3 地点で年 1 回調査を実施したところ、全ての地点で環境基準を達成しました。

③ 環境について

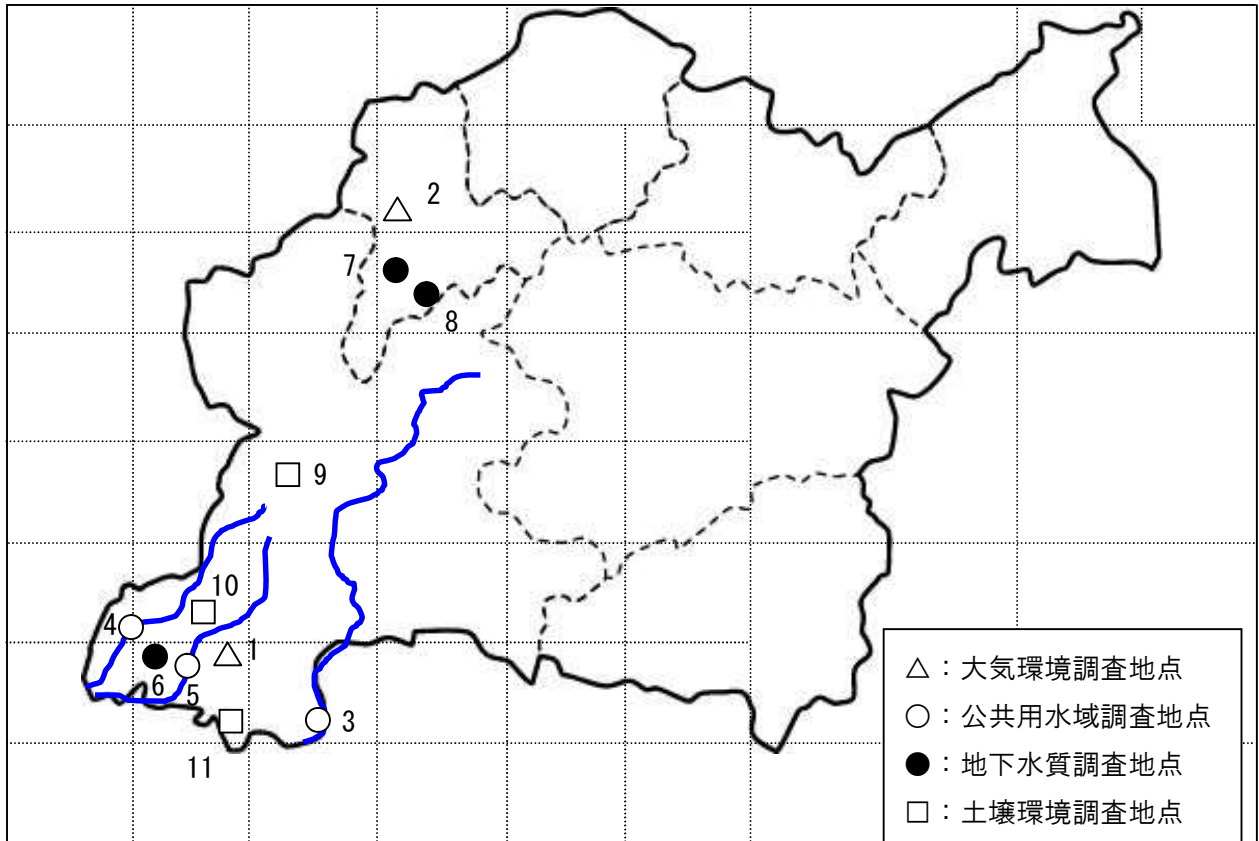
3 地点で年 1 回調査したところ、環境基準を達成しました。

ダイオキシン類調査結果の概要

調査区分	地点数	濃度範囲	年間平均	全国平均 (平成 27 年度)	環境基準	
大気環境 (pg-TEQ/m ³)	2	0.0069~0.030	0.015	0.019	0.6 以下	
水環境	河川水質 (pg-TEQ/l)	3	0.037~0.35	0.15	0.21	1 以下
	河川底質 (pg-TEQ/g)	3	0.054~0.090	0.070	6.6	150 以下
	地下水質 (pg-TEQ/l)	4	0.015~0.049	0.028	0.042	1 以下
土壌環境 (pg-TEQ/g)	4	0.0082~3.1	1.2	1.8	1,000 以下	
	3					

(注) TEQ : Toxicity Equivalency Quantity (毒性等量) の略。ダイオキシン類は、物質によって毒性の強さが異なるため、最も毒性が強い 2, 3, 7, 8-TCDD (2, 3, 7, 8-テトラクロロジベンゾ-パラ-ジオキシン) の毒性を 1 として換算し、足し合わせた値

ダイオキシン類調査地点図



調査区分		調査地点		調査回数・時期	
大気環境		1	地域文化広場	西田町	4回／年 春・夏・秋・冬
		2	藤岡交流館	藤岡飯野町	
水環境	公共用水域 (水質・底質)	3	矢作川(天神橋)	畝部東町	水質:2回/年 夏・冬 底質:1回/年 冬
		4	逢妻女川(御乗替橋)	本田町	
		5	逢妻男川(宮前橋)	若林西町	
	地下水質	6	個人宅井戸	高岡町	1回／年 夏
		7	個人宅井戸	深見町	
		8	個人宅井戸	田茂平町	
土壌環境		9	西山ふれあい広場	栄生町	1回／年 夏
		10	本町南部ちびっこ広場	本町	
		11	広美町児童広場	広美町	

(2) 工場・事業場に対するダイオキシン類の規制・指導

ダイオキシン類対策特別措置法の規定により、特定施設設置事業者は、毎年1回以上排出ガス、排水及びばいじん等に含まれるダイオキシン類の測定を実施し、測定結果を市に報告することとされています。

平成29年度に事業者が行った測定については、廃棄物焼却炉等35施設の排出ガスについて市に報告があり、全ての施設において排出基準に適合していました。

また、廃棄物焼却炉から発生する燃え殻や集じん機で集められたばいじんについては、12施設から報告があり、全ての施設において処理基準に適合していました。

市は、アルミニウム溶解炉1施設と、廃棄物焼却炉2施設の排出ガスについて行政検査を実施し、全ての施設において排出基準に適合していることを確認しました。

平成29年度末現在の届出施設数は、大気基準適用施設35施設、水質基準対象施設50施設が届出されています。

廃棄物焼却炉は、法が施行された平成11年度末当時では205施設が設置されていましたが、平成14年12月から適用された排出基準の強化等によりその数は減少し、平成29年度末時点では11施設が設置されています。〔環境保全課〕

特定施設設置数の推移

大気基準適用施設			
特定施設種類	施設数		
	H27 年度	H28 年度	H29 年度
アルミニウム合金製造施設	30	25	24
廃棄物焼却炉	15	12	11
計	45	37	35
水質基準対象施設			
特定施設種類	施設数		
	H27 年度	H28 年度	H29 年度
アルミニウム合金製造施設の廃ガス洗浄施設等	1	1	1
廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設等	9	9	9
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設	40	40	40
計	50	50	50

(3) 市ごみ処理施設におけるダイオキシン類削減対策

① 渡刈クリーンセンターにおけるダイオキシン類削減対策

平成19年4月に稼動した渡刈クリーンセンターは、ダイオキシン類の削減対策として、ろ過式集じん機など最新鋭の設備を導入し、法令基準の10分の1以下に除去しています。渡刈クリーンセンターの排出ガス調査を実施した結果は、規制基準に適合しています。〔清掃施設課〕

渡刈クリーンセンター排出ガス測定結果

炉	測定日	ばいじん [g/m ³ N]	硫黄酸化物 [K]	窒素酸化物 [ppm]	塩化水素 [mg/m ³ N]	ダイオキシン類 [ng-TEQ/m ³ N]
1号炉	H29.4.11	0.002 未満	0.004	7	23	
	H29.6.12	0.002 未満	0.004 未満	22	20	0.0023
	H29.9.6	0.002 未満	0.003	17	31	0.00051
	H29.12.26	0.002 未満	0.003 未満	28	25	0.0077
	H30.2.8	0.002 未満	0.003 未満	26	19	
2号炉	H29.4.11	0.002 未満	0.003 未満	3 未満	39	
	H29.7.24	0.002 未満	0.003 未満	23	28	0.0017
	H29.9.8	0.002 未満	0.003 未満	15	24	0.00014
	H29.11.21	0.002 未満	0.003	23	27	0.0012
	H30.1.15	0.002 未満	0.003 未満	7	19	
法令基準		0.04	9.0	250	700	0.1

炉	測定日	ばいじん [g/m ³ N]	硫黄酸化物 [K]	窒素酸化物 [ppm]	塩化水素 [mg/m ³ N]	ダイオキシン類 [ng-TEQ/m ³ N]
3号炉	H29. 6. 13	0.001 未満	0.005	26	22	0.000041※ ※7/24測定
	H29. 8. 2	0.002 未満	0.004	33	28	
	H29. 11. 22	0.002 未満	0.008	18	28	0.00014
	H30. 1. 31	0.002 未満	0.003 未満	14	21	
	H30. 2. 17	0.002 未満	0.003 未満	27	29	0.00010
法令基準		0.04	9.0	250	700	0.1

② 藤岡プラントにおけるダイオキシン類削減対策

平成6年11月に稼動した藤岡プラント3号炉は、ダイオキシン類の削減対策としてろ過式集じん機などの設備を導入し、法規制以下に除去しています。藤岡プラントの排出ガス調査を実施した結果は、規制基準に適合しています。 [清掃施設課]

藤岡プラント排出ガス測定結果

炉	測定日	ばいじん [g/m ³ N]	硫黄酸化物 [K]	窒素酸化物 [ppm]	塩化水素 [mg/m ³ N]	ダイオキシン類 [ng-TEQ/m ³ N]
3号炉	H29. 6. 26	0.001	0.1	170	150	0.00035
	H29. 7. 10	0.001 未満	0.2	130	150	
	H29. 8. 1	0.001 未満	0.1	120	83	
	H29. 11. 8	0.001 未満	0.1	150	100	
	H30. 1. 15	0.001 未満	0.3	130	70	
法令基準		0.15	17.5	250	700	5

第7節 快適な生活環境の確保

施策の基本的方向

地域の歴史・文化に対して誇りと愛着を持ち、魅力が感じられる良好な景観を形成するとともに、地域生活のマナーやルールを守ることにより、快適な生活環境を確保します。

1 良好な生活環境の形成

(1) ごみ散乱防止対策

空き缶等ごみの散乱及び犬糞等遺棄による公害発生を防止し快適な生活環境を確保するため、「豊田市の環境を守り育てる条例」に基づき、市民への啓発を行っています。

平成29年度は、ごみのポイ捨て禁止看板300枚、犬フン公害防止看板204枚を自治区等に配布し、イベント会場等で街頭啓発活動を行い、啓発グッズ約2400個を配布しました。

〔清掃業務課〕

(2) 空き地環境保全

空き地の管理を適正に行わないで放置しておく、雑草などが生い茂り、害虫の発生や火災、又はごみの不法投棄等の犯罪の原因となるなど、生活環境に重大な支障が生じるおそれがあります。

本市では、市民の快適で清潔な生活環境を保全するため、「豊田市の環境を守り育てる条例」において、空き地の所有者又は管理者が、空き地が放置状態にならないように維持管理する義務があることを定めています。条例に基づき、空き地の維持管理が不良状態にあるとき又はそのおそれがあるときは指導や助言を行い、空き地の環境保全に努めています。

平成29年度は、48件の指導・助言を行いました。

〔清掃業務課〕

2 魅力ある景観の保全・創出

(1) 花のあるまちづくり推進事業

① フラワーロード事業

花の演出による快適で印象に残る沿道空間の創出を目的とし、平成16年度に4路線、30.5kmをフラワーロードに選定しました。

平成29年度には、地元住民等の協力を得て、4路線26か所の花壇と411基のプランターによる花飾りを実施し、沿道に潤いと安らぎを与え、季節の花を楽しむことができました。

② 西山公園（都市緑化植物園：緑の相談所）

西山公園（西山町、6.4ha）は、市民の緑化意識を高め、植栽知識の普及を進めることを目的とした都市緑化植物園です。市民に対し緑化に関する正しい知識や様々な情報を提供するため、緑化相談や各種講習会を随時開催しています。

③ 豊田市緑の推進基金

豊田市緑の推進基金は、緑化事業の推進を図るため、資金積立基金として平成25年10月に創設しました。

平成29年度末の基金残高は、403,260,005円です。これらを活用し、緑化推進事業の普及・啓発に役立てています。

④ 緑の募金

毎年5月1日から6月30日までの2か月間を緑の募金期間とし、区長会の御協力により、各家庭から募金を頂いています。

平成29年度の募金総額は、22,764,100円で、公益社団法人愛知県緑化推進委員会より18,785,000円の交付を受けました。この交付金は、次のような緑化推進事業に役立てています。

〔公園緑地管理課 西山公園〕

緑の募金の交付金による事業

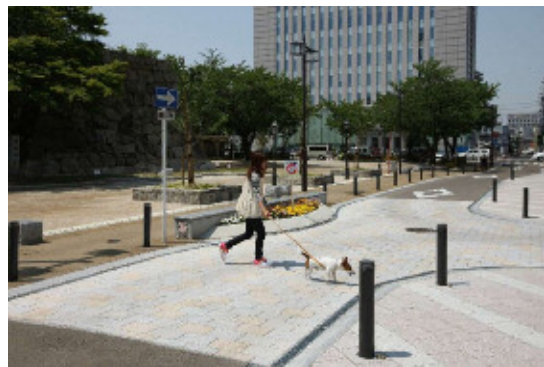
<p>とよたガーデニングフェスタ 市民に植木などを提供し、緑化の普及を行う。 場 所：豊田スタジアム 開催日：平成29年4月28日～30日 参加者：約6万1千人</p>	<p>貸出し花壇の設置 市民参加型の貸出花壇を提供し、講座で花壇づくりに必要な知識と技術の支援を行う。 内 容：11グループ、12区画（1区画3㎡） 植栽管理講座 年2回（9月、3月）</p>
<p>各種園芸講座の開催 市民を対象に、四季折々の花や緑に関する園芸講座を開催し、植栽知識の普及を図る。 開 催：27回 参加者：計1,066人</p>	<p>花いっぱい運動 市民参加による潤いのあるまちづくりを目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 花のあるまちづくりコンテスト <ul style="list-style-type: none"> ・市民花壇の部 28団体が参加し、16団体を表彰 ○ 草花の種子の配布 <ul style="list-style-type: none"> ・年2回、6品種36,000袋を配布
<p>緑化相談 花や木に関する相談や指導等を行う。 内 容：庭木の樹種選定、害虫予防、手入れの仕方 相談件数：1,403件</p>	
<p>樹木植栽への助成 地域における緑の拠点づくりを進めるため、緑化事業に助成する。 内 容：8自治区、計641本</p>	

(2) 高質環境道路整備事業

都市計画道路竹生線・昭和町線及び市道旧城線・久保川田線の無電柱化やバリアフリー化等を行い、安全・安心な生活環境の構築を図りました。平成25年度までに排水性舗装や保水性舗装、LED照明の採用により環境に配慮した整備を完了しました。〔都市整備課〕



都市計画道路 竹生線



市道 旧城線

(3) 足助地区まちづくり事業

全国屈指の紅葉の名所である香嵐渓に隣接し、江戸から昭和までの歴史的風土が残る足助の町並みにおいて、自然と歴史を受け継ぎ、暮らしの香り漂う生活空間を創造するため、①地域資源の保存・活用、②快適に暮らすための環境の整備、③観光や商業と連携した活力ある共働

まちづくりの推進など、歴史を活かした総合的なまちづくり事業を展開してきました。

平成 25 年度までに電線共同溝工事、道路・橋りょうの修景工事、サイン整備工事等を実施し、足助のまちづくり事業を完了しています。〔都市整備課〕



足助の歴史的な町並み



紅葉時の香嵐溪

(4) 市民・事業者・行政に対する景観配慮の誘導事業

本市では、景観形成の主役である市民・事業者の皆さんとともに、豊田市らしい魅力ある景観づくりに取り組んでいくため、平成 20 年 3 月に、良好な景観形成のための目標や方針、行為の制限などを示す豊田市景観計画（以下「景観計画」という。）を定めました。

また、平成 22 年 3 月には、景観計画の中で景観重点地区の候補になっていた足助地区を景観重点地区に指定し、その地区独自の景観形成基準を設けた足助景観計画を定めました。

さらに、景観計画の策定に伴い創設された「景観法に基づく景観届出制度」を活用し、まちの景観を構成する重要な要素となっている建築物や工作物のうち、一定規模以上のものについて景観に配慮していただくことで、豊田市らしい景観まちづくりを進めています。

建築物の新築等で届出の対象となる行為は、あらかじめ、市の景観形成基準に適合するように配慮した上で、届出をすることになります。

また、計画の初期の段階で、専門知識及び経験を有する学識経験者からなる景観アドバイザーとの面談により、適切なアドバイスを受け、設計等に活かすことで、より良好な景観形成の実現を目指すべく、景観アドバイザー相談の制度も設けています。

簡易除却が可能な違反広告物に対しては、市民ボランティア（違反広告物追放活動団体）、職員、市委託業者で除却を行い、一定の成果をあげています。〔建築相談課〕

平成 29 度実績

・ 景観届出数	174 件
・ アドバイザー相談件数	139 件
・ 違反広告物簡易除却総数	178 件

3 地域の歴史・文化の保存と活用

(1) 郷土芸能活動推進事業

市内に伝わる棒の手や祭囃子(まつりばやし)など伝統芸能を後世に守り伝えていくために、保存団体の活動や屋台等の修理、更新に対して補助し保存維持を図っています。

平成 29 年度は、保存団体の活動に対して 66 団体、屋台等の修理に対して 6 団体に補助しました。〔文化財課〕

(2) 民芸の森・民芸の溪(勤八峡)整備事業

勤八峡の豊かな自然と特徴ある民芸の資源などを活かし、民芸や自然に触れ生きがいや潤いを実感し、心豊かな生活を実現する場として勤八峡の再整備を図る事業です。

平成 28 年 4 月にオープンした民芸の森は、市民共働きの管理運営を目指しており、施設のボランティアガイドやイベント「初夏、森の手ざわり」、豊田らしい民芸の体験ワークショップなどを市民団体「民芸の森倶楽部」と実施しました。(平成 29 年度入館者数 17,093 人)

民芸の溪整備については、当初計画した大規模な投資を伴う整備が今後難しいため、事業計画を見直し、施設を巡る散策路の整備など必要最小限の整備を行うこととしました。

〔文化財課民芸館〕

(3) 新博物館整備事業

市民がふるさつを見つめ未来を考える場として、豊田市の歴史とそれに関わる文化財と自然を一体的に扱い、「WE LOVE とよた」発信の拠点となる総合博物館を文化ゾーンにおいて整備します。

平成 29 年度は、博物館の施設内容について基本計画を策定しました(平成 30 年度継続)。

〔文化財課〕

資料編

別表1 豊田市環境基本計画後期重点プロジェクト事業の進捗状況一覧

重点プロジェクト	分野	施策	事業	施策・事業の内容	活動指標	年次計画	活動実績		
						平成29年度	平成29年度末		
重点プロジェクト1 エネルギーの有効利用・CO2削減に向けた市民事業者の行動力の向上と支援の充実	人材育成 【エネルギーの有効利用・CO2削減のために、市民が行動を起こす後押しとなる取組や環境学習を推進する。】	環境配慮行動をする市民の育成	エコファミリーの拡大	エコファミリー・とよたエコポイント制度事業	市民の環境配慮行動の加速化による民生部門におけるCO2排出量の削減、及び地域活性化につながる仕組みづくり	①エコファミリー宣言世帯数(累計) ②とよたエコポイント発行数(単年度)	①6,000世帯(年間) ②5,000万ポイント	①2,016世帯 ②2,459万ポイント	
			環境学習の推進	環境学習推進事業	環境学習施設eco-Tにて展示学習プログラム、出前講座などの実施	①eco-T来館者数 ②講座受講者数 ③WEB閲覧数	①26,000人 ②5,000人 ③80,000人	①28,510人 ②7,607人 ③51,484人	
				低炭素社会モデル地区推進事業	とよたエコフルタウン(第2期区域)の施設整備及び運営	エコフルタウン来場者数	30,000人	28,707人	
	エネルギー 【エネルギーの有効利用・CO2削減のために、市民・事業者が日常生活・事業活動の中で行う環境配慮行動を推進する。】	家庭・事業者の電気・ガス使用量等の削減	スマートハウスの普及	(仮)スマートタウン促進事業	土地区画整理事業を実施する箇所へのモデル的な整備により、市民の環境意識の醸成や環境に配慮した住宅建設の実施を促進	—			
				スマートハウス普及促進事業	家庭用エネルギー管理システム、太陽光発電システム、家庭用燃料電池、家庭用蓄電池の設置、及び次世代自動車の購入に対する補助	補助件数 ①管理システム ②蓄電池	①300件 ②180件	①236件 ②276件	
				太陽光発電システムの普及	(再掲)スマートハウス普及促進事業	家庭用エネルギー管理システム、太陽光発電システム、家庭用燃料電池、家庭用蓄電池の設置、及び次世代自動車の購入に対する補助	太陽光発電補助件数	50件 ※HEMS及び蓄電池の設置が必須	71件
				燃料電池システムの普及			燃料電池補助件数	130件	157件
		家庭・事業者のガソリン・軽油使用量等の削減	次世代自動車(エコーカー)の普及	(再掲)スマートハウス普及促進事業	家庭用エネルギー管理システム、太陽光発電システム、家庭用燃料電池、家庭用蓄電池の設置、及び次世代自動車の購入に対する補助	次世代自動車補助件数	PHV・EV 160件 FCV 12件 超小型電気自動車 5件	PHV・EV 343件 FCV 2件 超小型電気自動車 0件	
				交通・移動支援情報提供事業	みちなびとよたWEBリニューアル、ITS車載器(プローブ)の高度化・分析	—	・みちなびとよたの運用と利便性向上に向けた検索仕様改善の実施とクラウド化の検討	・プローブ情報の活用を検討 ・みちなびとよたの運用とさらなる利用促進のための高度化の実施(検索仕様改善の実施) クラウド化の仕様決定	
				低炭素交通システム推進事業	次世代自動車の導入、充電インフラの整備、パーソナルモビリティの普及促進等	①運輸部門(自動車)のCO2排出量 ②次世代自動車(EV・PHV・FCV)の市内普及台数	①40.8万t-CO2 ②4,000台	①39.8万t-CO2 ②1,148台	
		公共交通の利用促進	基幹バス運行事業	基幹バスの運行	バス(基幹バス、地域バス及び民間バス)における1日当たりの平均乗車人数	14,295人/日	14,592人/日		
			地域バス運行事業	地域バスの運行	バス(基幹バス、地域バス及び民間バス)における1日当たりの平均乗車人数	14,295人/日	14,592人/日		
		エコドライブの普及	環境学習推進事業	環境学習施設eco-Tにて展示学習プログラム、出前講座などの実施	①eco-T来館者数 ②講座受講者数 ③WEB閲覧数	①26,000人 ②5,000人 ③80,000人	①28,510人 ②7,631人 ③51,484人		

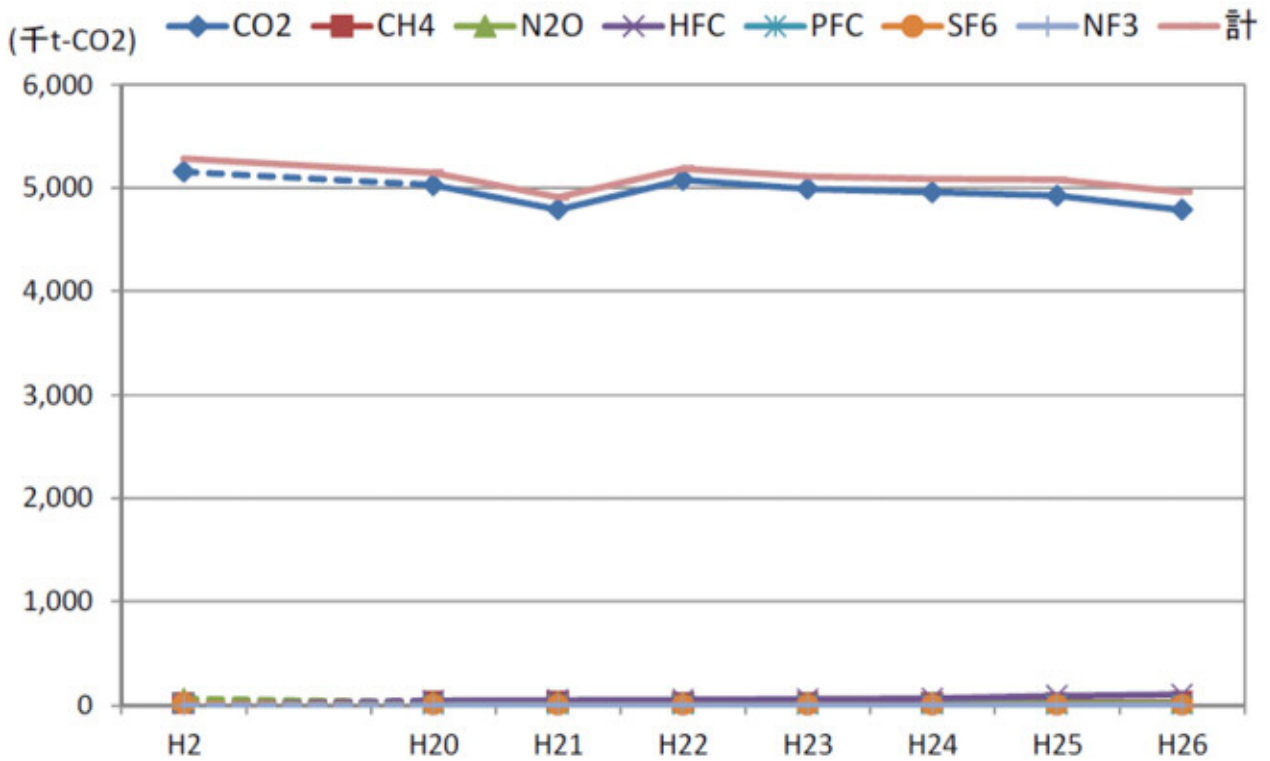
重点プロジェクト	分野	施策		事業	施策・事業の内容	活動指標	年次計画	活動実績
							平成29年度	平成29年度末
		事業者のCO2削減活動への支援	中小企業の環境対策を支援	とよたイノベーションセンター運営事業	中小企業の新たな事業展開に対して、総合的かつ一体的な支援を実施	とよたイノベーションセンターを利用した企業数(①新規、②リピーター)		
				新事業展開支援事業	研究会設置による新たな事業展開を見出す機会の提供、及び新サービス・新製品の開発に係る経費を補助	新たな事業展開数(①補助金、②研究会)		
				ビジネスチャンス拡大支援事業	製品や技術の新たな販路・連携につながる相手先の紹介、及びビジネスチャンス拡大に向けた見本市出展の補助	商談件数(①見本市集団出展、②見本市等出展事業費補助金)		
				サステナブル・プラント移行促進事業	省エネ診断による省エネ・省資源化の効果の見える化を支援するとともに、診断により提案された改善策の取組を支援	移行促進事業を活用する企業数(①EA21導入、②資源効率化)	0件 ①平成28年度終了	0件 ①平成28年度終了
		再生可能エネルギーの普及	太陽光発電・小水力発電等の普及	再生可能エネルギー普及促進事業	民間施設の屋根や土地情報とエネルギー事業者情報をデータバンク化し、両者のマッチングの支援など再生可能エネルギーの普及促進	市の支援制度を活用した再生可能エネルギーの新規発電容量	15,000kw	9,083kW
	森林 (吸収源拡大) 【CO2の吸収源を拡大するために、人工林の間伐を促進する。】	CO2吸収源の拡大	人工林の間伐促進	健全な人工林づくり促進事業	森林整備の促進(国・県補助事業の上乗せ、矢作川水源基金助成事業・あいち森と緑づくり事業の活用等)	人工林の間伐実施面積(小規模間伐を含む。)	1,700ha	1,100ha
				地産地建ハウス促進事業	地域材を積極的に活用する事業者の支援や地域材需要の喚起	「地産地建ハウス」を扱うとして登録した工務店の数	-	0者
				木材利用施設整備支援事業	民間事業者が整備する公共建築物(学校、病院等)整備に対する交付金等の支援や地域材の啓発	補助金申請件数	平成27年度終了	
				森づくり推進組織育成事業	施業地の集団化、地域森づくり会議の設立	地域森づくり団地計画認定面積	1,200ha	1,100ha
				森づくり教育推進・担い手育成事業	森林に関する理解と森づくりの意識の高揚及びセミプロ林業事業者の育成のためのとよた森林学校における講座の実施	とよた森林学校各講座及びセミプロ育成講座の受講者数(①森づくり教育、②森づくり担い手)	①300人 ②10人	①313人 ②7人
水源の森整備・維持管理事業				「水源の森」を人工林間伐により水道水源涵養林として保全するとともに、散策路等を整備し水道水源の重要性を市民にPR	事業計画	管理運営業務委託 修繕 PRイベント	管理運営業務委託 修繕 PRイベント	
	森林整備の理解促進	環境学習推進事業	環境学習施設eco-Tにて展示学習プログラム、出前講座などの実施	①eco-T来館者数 ②講座受講者数 ③WEB閲覧数	①26,000人 ②5,000人 ③80,000人	①28,510人 ②7,631人 ③51,484人		
		(再掲)森づくり教育推進・担い手育成事業	森林に関する理解と森づくりの意識の高揚及びセミプロ林業事業者の育成のためのとよた森林学校における講座の実施	とよた森林学校各講座及びセミプロ育成講座の受講者数(①森づくり教育、②森づくり担い手)	①300人 ②10人	①313人 ②7人		

重点プロジェクト	分野	施策		事業	施策・事業の内容	活動指標	年次計画	活動実績	
							平成29年度	平成29年度末	
重点プロジェクト2 生物多様性を高めるための人と自然の新たな関係の構築	仕組みづくり 【生物多様性の重要性を市民・事業者・市間で共有するために「生物多様性地域戦略」を策定し、周知を図る。】	生物多様性地域戦略の策定	生物多様性地域戦略の策定及び啓発	生物多様性地域戦略策定事業 生物多様性ガイドライン作成	生物多様性保全に係る基本方針を定める地域戦略を策定。また、市民・事業者に普及させるため、ガイドラインを作成	—	生物多様性ガイドブックを活用した学習会開催	生物多様性保全を目的とした、環境活動マッピング事業開始に向けた準備	
			環境学習の推進	環境学習推進事業	環境学習施設eco-Tにて展示学習プログラム、出前講座などの実施	①eco-T来館者数 ②講座受講者数 ③WEB閲覧数	①26,000人 ②5,000人 ③80,000人	①28,510人 ②7,631人 ③51,484人	
	人材育成 【市民が自然との共生を生活の中で実践するために、そのきっかけづくりとしての環境学習を推進する。】	自然共生を実践する市民の育成	生き物共生実践講習会(冬水田んぼ、竹林管理等)	自然保全活動講習事業	自然観察の森などで身近に取り組める自然保全の活動についての講習会を開催	講習の開催	実践講習会開催(～H30年度)	実践講習会開催(7回 延べ81人)	
			環境保全型の農業者育成	環境保全型農業推進事業	環境保全型の農業を進める農業者への補助(有機農業やカバークロップ等)	受益面積 ①直接支払 ②産地形成	50ha ①50ha ②—	53.68ha ①53.68ha ②—	
			自然を体験する人材育成の拠点整備	旭高原元気村再生事業	自然体験型観光交流拠点として施設整備	事業計画	・人工造雪装置再リース ・駐車場整備工事(未舗装のまま一部供用開始)	・人工造雪装置再リース ・駐車場整備工事(一部供用開始36台)	
	保全・活用 【自然を保全し活用するために、生物多様性保全に係る課題に気づく機会や活動の後押しとなる取組を支援する。】	湿地保全・活用	ラムサール条約湿地保全湿地保全団体活動促進	湿地保全促進事業	ラムサール条約湿地の保全(整備、利用促進)、市内自然保全団体の支援(活動資料提供)、環境学習等	湿地の保全活用	・保全団体活動支援 ・一般向け観察会開催 ・学校向け学習会開催	保全団体の活動支援 ラムサール湿地での一般向け観察会の開催 ラムサール湿地での小学校向け学習会開催	
			里山保全・活用	里山保全活動支援	定住化住宅等建築事業	中山間地域における住宅供給	事業計画	候補地検討	H25年度に、当初予定していた計画地が土砂災害特別警戒区域(土石流型)に指定されたため、建設計画自体を見合わせる決定がなされた。その後、他で候補地を検討したが、条件に合う場所がなかった。
				空き家情報バンク事業	農山村地域の空き家を登録し、入居を希望する人へ情報提供。空き家情報バンクで入居契約した空き家の内、改修を希望する空き家に補助金を交付	入居世帯数(累計)	88件	124件	
				農山村等住宅取得費補助金交付事業	農山村地域において、住宅取得により定住した場合に補助金を交付	交付件数	50件	87件	
				農ライフ創生センター事業	農業後継者としての若者の育成、高齢者の「生きがい」づくり、農山村地域における遊休農地や耕作放棄地の増加防止と有効活用	研修修了者へのあつ旋農地面積	2.0ha	0.6ha	
				集落営農推進事業	集落営農推進(地域営農協議会の支援、集落営農連絡協議会の設置、集落営農組織化の支援、集落営農相談員の設置等)	実施集落数	37集落	24集落	
				中山間地域等直接支払制度事業	中山間地域直接支払制度への加入促進(加入見込み農地の支援、制度未実施農地の掘り起こし・加入促進等)	協定面積	880ha	880ha	
				水源の森整備・維持管理事業	「水源の森」を人工林間伐により水道水源涵養林として保全するとともに、散策路等を整備し水道水源の重要性を市民にPR	事業計画	管理運営業務委託 修繕 PRイベント	管理運営業務委託 修繕 PRイベント	
				里山のくらし体験	グリーンツーリズム推進事業	観光業と連携したグリーンツーリズムを推進する	農村宿泊体験者数	1,200人	1,107人
			都市近郊林保全・活用	身近な自然発見	身近な自然発見事業	市民に身近な自然の大切さに気付いてもらうため、都市近郊林で自然観察会等を開催	自然観察会等の開催	開催団体支援	開催団体支援(4回 延べ48人)
		外来生物対策	外来生物問題共有	外来生物問題共有事業	市民が実践できる外来生物防除マニュアルの作成及び活用	普及啓発	外来生物防除活動実施団体への支援	オオキンケイギク市民防除活動防除活動団体支援	
			外来生物調査	外来生物調査事業	市民団体と連携し、市内に侵入してきた外来生物を調査し、生育・生息の状況や生態を把握し、防除方法を検討	調査・研究	外来生物の生育・生息状況の把握	外来生物の生育・生息状況の把握	

重点プロジェクト	分野	施策		事業	施策・事業の内容	活動指標	年次計画	活動実績	
							平成29年度	平成29年度末	
重点プロジェクト3 廃棄物の発生抑制、 資源の循環利用の推 進	人材育成 【循環型社会の形成の ために、市民が行動を 起こす後押しとなる取 組や環境学習を推進 する。】	環境配慮行動をす る市民の育成	エコファミリーの拡 大	エコファミリー・とよたエコポイント 制度事業	市民の環境配慮行動の加速化による民生部 門におけるCO2排出量の削減、及び地域活 性化につながる仕組みづくり	①エコファミリー宣言世帯数(累計) ②とよたエコポイント発行数(単年 度)	①6,000世帯(年間) ②5,000万ポイント	①2,016世帯 ②2,459万ポイント	
		排出事業者に対す る発生抑制	訪問啓発による事 業系廃棄物の適 正処理や発生抑 制の推進	環境学習の推進	環境学習推進事業	環境学習施設eco-Tにて展示学習プログラ ム、出前講座などの実施	①eco-T来館者数 ②講座受講者数 ③WEB閲覧数	①26,000人 ②5,000人 ③80,000人	①28,510人 ②7,631人 ③51,484人
		許可業者に対する 適正処理の推進	訪問啓発による事 業系廃棄物の適 正処理や発生抑 制の推進	廃棄物指導員による訪問啓発事 業	排出事業者への廃棄物の適正処理と分別 の徹底の訪問啓発	訪問した事業者の件数	700件	732件	
	発生抑制 【更なるごみの削減の ために、地域の課題を 整理し、課題解決に向 けて市民と共働してご みの発生抑制に取り 組む。】	地域特性を踏まえ た発生抑制	地域のごみの排 出の実情や課題 に合わせた啓発 活動の実施	地域特性を考慮したごみ処理の 課題の対応	地域ごとのごみの排出量や種類、資源化の体 制等の情報から市が抽出した課題や地域の 抱える課題を共有する機会を設け、共働して 解決を図る。	訪問地域数	市民と共働して新規事業 の企画・実施	232世帯	
		排出事業者に対す る発生抑制	訪問啓発による事 業系廃棄物の適 正処理や発生抑 制の推進	(再掲) 廃棄物指導員による訪問啓発事 業	排出事業者への廃棄物の適正処理と分別 の徹底の訪問啓発	訪問した事業者の件数	700件	732件	
	資源化 【ごみの中に含まれる 資源を適切に分別す るために、市民や事業 者に対し啓発すると ともに、分別しやすい環 境の整備を推進す る。】	古紙の資源化の 推進	雑紙の回収の推 進	雑紙・雑誌の資源化推進事業	環境委員情報交換会や環境学習、各種イベ ント時に雑紙の資源化を啓発	雑紙・雑誌の回収量	6.316t	3,977t (事業系24t含む)	
			事業系古紙のリサ イクルステーション での回収	リサイクルステーション整備事業	リサイクルステーションの新設、移転、拡充等	施設への搬入量	12,200t 新設 移転調整及び設計委託	10,403t (事業系55t含む)	
		リサイクルステ ーションの整備	利便性を考慮した リサイクルステ ーションの整備	(再掲)リサイクルステーション整備 事業	リサイクルステーションの新設、移転、拡充等	施設への搬入量	12,200t 新設 移転調整及び設計委託	10,403t (事業系55t含む)	
		ごみ出しマナー向 上による分別の徹 底	ステーション管理 者等への啓発活 動の推進	ステーション管理者等への啓発 事業	ごみ出しマナーの悪いごみステーションの管 理者等に対して個別に啓発	ごみ出しマナーの悪いステーション 数	220か所	235か所	
	ごみ処理施設の安定 的な運転 【ごみ処理施設の適正 な運転に加え、エネル ギーの効率的な回収 のために、ごみの搬入 調整やバイオマスの活 用により、発電設備を 有するごみ処理施設 の安定的な運転を推 進する。】	渡刈クリーンセン ターの効率的な焼 却と発電	収集運搬業者等 へのごみの搬入 調整	渡刈クリーンセンターへのごみ の搬入調整事業	効率よく発電を行うために、藤岡プラントとの 搬入調整を行い、安定的な2炉運転を行う。	年間発電量	45,000MWh	44,605MWh	
		補助燃料としての バイオマスの活用	バイオマス活用事業	ごみの持つ熱量を安定化させるために、都市 ガスの代替としてCO2排出量の削減等に寄与 する間伐材等をバイオマス燃料として活用す る。	活用するバイオマスの量	300t	64.1t		

別表2 温室効果ガス排出量

温室効果ガス	単位	H2	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	
		1990年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	対2013年比
CO ₂	千tCO ₂	4,962	5,025	4,791	5,075	4,990	4,957	4,922	4,789	-2.7%
CH ₄		42	33	33	27	28	27	30	31	3.9%
N ₂ O		64	29	29	21	25	25	24	23	-0.5%
HFC		10	46	51	55	61	67	93	105	12.6%
PFC		17	6	4	4	4	4	6	6	-4.3%
SF ₆		16	4	2	2	2	2	2	2	-1.6%
NF ₃		0	1	0	1	1	1	0	0	-7.2%
計		5,110	5,143	4,909	5,185	5,110	5,083	5,078	4,957	-2.4%
対前年比	—	—	95%	106%	99%	99%	100%	98%		
対90年比	—	101%	96%	101%	100%	99%	99%	97%		



温室効果ガス排出量の推移

別表3 グリーン調達率（平成29年度）

（単位：円）

連番	品目	グリーン	非グリーン	総計	目標率	グリーン率
001	コピー用紙	46,918,723	24,360	46,943,083	100%	99.95%
002	フォーム用紙	487,960		487,960	100%	100.00%
003	インクジェットカラープリンター用塗工紙	27,972		27,972	100%	100.00%
004	印刷用紙（カラー用紙を除く）	75,393,332	3,760	75,397,092	100%	100.00%
005	印刷用紙（カラー用紙）	5,663,529	21,060	5,684,589	100%	99.63%
006	トイレトペーパー	24,252,811	2,100	24,254,911	100%	99.99%
007	ティッシュペーパー	205,711	4,286	209,997	100%	97.96%
008	シャープペンシル	28,590		28,590	100%	100.00%
009	シャープペンシル替芯	14,560		14,560	100%	100.00%
010	ボールペン	972,026	2,124	974,150	100%	99.78%
011	マーキングペン	1,430,533	780	1,431,313	100%	99.95%
012	鉛筆	14,107	3,000	17,107	100%	82.46%
013	スタンプ台	14,940		14,940	100%	100.00%
014	朱肉	35,310		35,310	100%	100.00%
015	印章セット	302		302	100%	100.00%
016	印箱	2,260	2,000	4,260	100%	53.05%
018	ゴム印	283,203	9,808	293,011	100%	96.65%
019	回転ゴム印	52,512	61,764	114,276	100%	45.95%
020	定規	6,324	2,320	8,644	100%	73.16%
021	トレー	20,658	28,080	48,738	100%	42.39%
022	消しゴム	67,769		67,769	100%	100.00%
023	ステープラー（ホッチキス）（汎用型）	59,832		59,832	100%	100.00%
024	ステープラー（汎用型以外）	2,207		2,207	100%	100.00%
025	ステープラー針リムーバー（ホッチキスの針抜き）	4,791		4,791	100%	100.00%
026	連射式クリップ（本体）	2,280		2,280	100%	100.00%
027	事務用修正具（テープ）	255,418	462	255,880	100%	99.82%
028	事務用修正具（液状）	112,520		112,520	100%	100.00%
029	クラフトテープ	360,866	4,460	365,326	100%	98.78%
030	粘着テープ（布粘着）	1,293,344	2,150	1,295,494	100%	99.83%
031	両面粘着紙テープ	566,329		566,329	100%	100.00%
032	製本テープ	77,611	4,144	81,755	100%	94.93%
033	ブックスタンド	626		626	100%	100.00%
035	クリップケース	5,435		5,435	100%	100.00%
036	はさみ	22,771		22,771	100%	100.00%
037	マグネット（玉）	5,029		5,029	100%	100.00%

連番	品目	グリーン	非グリーン	総計	目標率	グリーン率
038	マグネット (バー)	20,634	1,346	21,980	100%	93.88%
039	テープカッター	53,166		53,166	100%	100.00%
040	パンチ (手動)	49,272		49,272	100%	100.00%
041	モルトケース (紙めくり用スポンジケース)	163		163	100%	100.00%
042	紙めくりクリーム	1,160		1,160	100%	100.00%
044	0A クリーナー (ウェットタイプ)	19,057	6,930	25,987	100%	73.33%
045	0A クリーナー (液タイプ)	1,690		1,690	100%	100.00%
046	ダストブロワー	14,156		14,156	100%	100.00%
048	メディアケース	8,210		8,210	100%	100.00%
049	マウスパッド	7,238		7,238	100%	100.00%
052	カッターナイフ	9,962	1,155	11,117	100%	89.61%
053	カッティングマット	2,280		2,280	100%	100.00%
054	デスクマット	26,080		26,080	100%	100.00%
056	絵筆	4,405		4,405	100%	100.00%
059	のり (液状) (補充用を含む。)	193,934	152	194,086	100%	99.92%
061	のり (固形)	679,920	913	680,833	100%	99.87%
062	のり (テープ)	750,446	1,000	751,446	100%	99.87%
063	ファイル	1,358,531	22,633	1,381,164	100%	98.36%
064	バインダー	191,680		191,680	100%	100.00%
065	ファイリング用品	334,460	1,785	336,245	100%	99.47%
067	つづりひも	199,791		199,791	100%	100.00%
068	カードケース	476,920		476,920	100%	100.00%
069	事務用封筒 (紙製)	143,526		143,526	100%	100.00%
070	窓付き封筒 (紙製)	1,553,820		1,553,820	100%	100.00%
073	ノート	278,793	6,514	285,307	100%	97.72%
074	パンチラベル	11,883		11,883	100%	100.00%
075	タックラベル	213,823	1,570	215,393	100%	99.27%
076	インデックス	102,158		102,158	100%	100.00%
077	付箋紙	2,075,398	7,680	2,083,078	100%	99.63%
078	付箋フィルム	133,237		133,237	100%	100.00%
079	黒板拭き	53,848		53,848	100%	100.00%
080	ホワイトボード用レーザー	92,200	5,402	97,602	100%	94.47%
081	額縁	6,120		6,120	100%	100.00%
085	名札 (机上用)	8,160		8,160	100%	100.00%
086	名札 (衣服取付型・首下げ型)	116,313	2,600	118,913	100%	97.81%
088	チョーク	994,535		994,535	100%	100.00%
089	グラウンド用白線	504,480	18,090	522,570	100%	96.54%

連番	品目	グリーン	非グリーン	総計	目標率	グリーン率
090	梱包用バンド	58,070		58,070	100%	100.00%
091	いす	5,961,733	610,000	6,571,733	100%	90.72%
092	机	3,202,404		3,202,404	100%	100.00%
093	棚	260,200		260,200	100%	100.00%
094	収納用什器（棚以外）	4,572,809		4,572,809	100%	100.00%
095	ローパーティション	217,980		217,980	100%	100.00%
096	コートハンガー	23,040		23,040	100%	100.00%
097	傘立て	94,000		94,000	100%	100.00%
098	掲示板	98,000		98,000	100%	100.00%
100	ホワイトボード	40,520	650	41,170	100%	98.42%
102	複合機（リース、レンタルを含む。）	328,000		328,000	100%	100.00%
104	プリンタ（リース、レンタルを含む。）	212,514	9,800	222,314	100%	95.59%
106	ファクシミリ（リース、レンタルを含む。）	289,087		289,087	100%	100.00%
108	プロジェクタ	154,200		154,200	100%	100.00%
109	トナーカートリッジ（リース、レンタルを含む。）	5,295,685	681,739	5,977,424	100%	88.59%
110	インクカートリッジ（リース、レンタルを含む。）	2,740,483	82,304	2,822,787	100%	97.08%
111	電子計算機（リース、レンタルを含む。）	2,200		2,200	100%	100.00%
112	磁気ディスク装置（リース、レンタルを含む。）	22,160		22,160	100%	100.00%
114	記録用メディア	94,584	6,700	101,284	100%	93.38%
115	シュレッダー（リース、レンタルを含む。）	57,800		57,800	100%	100.00%
117	掛時計	314,116	147,429	461,545	100%	68.06%
118	電子式卓上計算機	49,343		49,343	100%	100.00%
119	一次電池又は小形充電式電池	163,869	46,080	209,949	100%	78.05%
124	電気冷凍庫	489,024		489,024	100%	100.00%
125	電気冷凍冷蔵庫	1,357,674		1,357,674	100%	100.00%
126	テレビジョン受信機	104,700		104,700	100%	100.00%
128	電子レンジ	26,578		26,578	100%	100.00%
129	エアコンディショナー	265,000	200,000	465,000	100%	56.99%
137	LED照明器具	375,391	169,568	544,959	100%	68.88%
139	蛍光灯（直管型：大きさの区分 40 形蛍光灯ランプ）	660,279	157,240	817,519	100%	80.77%
140	電球形状のランプ	4,782		4,782	100%	100.00%
141	自動車	16,802,696	1,610,412	18,413,108	100%	91.25%
143	カーナビゲーションシステム	233,520		233,520	100%	100.00%
144	乗用車用タイヤ	1,618,984		1,618,984	100%	100.00%
145	2サイクルエンジン油	5,940		5,940	100%	100.00%
146	消火器	587,520		587,520	100%	100.00%

連番	品目	グリーン	非グリーン	総計	目標率	グリーン率
147	制服	75,200	156,300	231,500	100%	32.48%
148	作業服	2,551,864		2,551,864	100%	100.00%
158	ふとん		11,300	11,300	100%	0.00%
161	作業手袋	14,363		14,363	100%	100.00%
165	旗	169,584	326,129	495,713	100%	34.21%
166	のぼり	9,500		9,500	100%	100.00%
167	幕		75,816	75,816	100%	0.00%
168	モップ	122,251	82,742	204,993	100%	59.64%
174	日射調整フィルム	7,689	7,689	15,378	100%	50.00%
175	ペットボトル飲料水	4,683,093		4,683,093	100%	100.00%
186	ブルーシート	87,500		87,500	100%	100.00%
187	一次電池	60,608		60,608	100%	100.00%
	総計	224,033,248	4,636,326	228,669,574	100%	97.97%

※ 189 の特定調達品目のうち、調達実績が無かった品目については掲載を省略している。

参考資料

1 環境行政年表（直近5年）

年	市	国・県
25年度	7月 とよたクールシェア実施 国連欧州本部（スイス ジュネーブ）にて豊田市のスマートコミュニティの取組をPR	7月 「愛知県次世代自動車充電インフラ整備・配置計画（愛知県ビジョン）」策定 9月 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書公表
	10月 都市交通システムHa:mo（ハーモ）の実証運用開始 「愛知県社協会会長感謝賞」受賞（とよたエコライフ倶楽部）	11月 COP19 及び京都議定書第9回締約国会議（COP/MOP9）を開催（ワルシャワ） 12月 愛知県分別収集促進計画（第7期）策定
26年度	1月 生物多様性とよた戦略策定 3月 第1回環境審議会開催 第2次豊田市環境モデル都市アクションプラン策定 豊田市再生可能エネルギーの導入の推進に関する条例制定	
	4月 豊田市版環境減税創設 低炭素社会モデル地区「とよたエコフルタウン」全面オープン 6月 再生可能エネルギーセンターオープン 7月 第1回環境審議会開催 10月 「循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰」受賞（とよたエコライフ倶楽部） 12月 燃料電池自動車（FCV）購入補助開始	5月 第4次愛知県環境基本計画策定 11月 「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議」開催 12月 COP20 及び京都議定書第10回締約国会合（COP/MOP10）を開催（リマ）
27年度	1月 国連・豊田市共催による環境先進都市国際会議開催 第2回環境審議会開催	1月 第3次レッドリスト「レッドリストあいち2015」作成
	5月 ふるさと寄附金FCV 1日貸出開始 8月 とよたSAKURAプロジェクト始動 10月 第1回環境審議会開催 12月 西三河5都市連携による首長誓約	4月 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行 11月 気候変動の影響への適応計画策定 12月 COP21 及び京都議定書第11回締約国会合（COP/MOP11）を開催（パリ）→パリ協定採択
28年度	1月 第2回環境審議会開催 3月 豊田市不良な生活環境を解消するための条例制定	
	4月 次世代自動車外部給電設備・機能の設置に対する補助開始 第1回環境審議会開催 7月 第2回環境審議会開催 11月 SAKURA エコカーフェスタ実施 第3回環境審議会開催 3月 西三河5都市連携による持続可能なエネルギーアクションプラン策定 新型PHV 公用車納車式 第4回環境審議会開催 第8次豊田市総合計画策定	5月 地球温暖化対策計画策定 12月 パリ協定批准 3月 長期低炭素ビジョン策定

	6月 8月	第1回環境審議会開催 第2回環境審議会開催		
29年度	3月	豊田市環境基本計画策定 豊田市地球温暖化防止行動計画策定 豊田市一般廃棄物処理基本計画策定	3月	あいち地球温暖化防止戦略2030策定 愛知県環境学習等行動計画2030策定

2 環境部の業務内容(平成 29 年度)

所 属 名	業 務 内 容
環境政策課	(1) 環境に係る政策立案に関すること。 (2) 環境に係る調査及び調整に関すること。 (3) 環境基本計画に関すること。 (4) 職員の環境率先行動の管理に関すること。 (5) 自然保護に関すること。 (6) 省エネルギー及び省資源の啓発並びに新エネルギーの普及促進に関すること。 (7) グリーン購入の普及促進に関すること。 (8) 環境学習及び環境啓発に関すること。 (9) 再生可能エネルギー等の相談及び啓発に関すること。
環境保全課	(1) 公害諸法に基づく工場等の届出、規制指導、監視調査及び公害苦情処理に関すること。 (2) 環境の常時監視及びその他環境調査に関すること。 (3) 大気測定局の管理に関すること。 (4) 公害防止計画及び公害の未然防止に係る取組に関すること。 (5) 環境影響評価に関すること。 (6) 化学物質等の環境リスクに係る取組に関すること。 (7) 環境保全に係る取組及び調査研究に関すること。 (8) 環境の状況等の周知に関すること。 (9) 工場等に対する環境保全整備等の融資及び助成に関すること。 (10) 不良な生活環境の解消に関すること。
廃棄物対策課	(1) 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の許可及び指導に関すること。 (2) 産業廃棄物処理業の許可及び指導に関すること。 (3) 産業廃棄物の不法投棄の防止に関すること。 (4) 産業廃棄物の適正処理指導に関すること。 (5) 産業廃棄物の発生抑制に関する調査及び啓発に関すること。 (6) 産業廃棄物処理に係る苦情処理に関すること。 (7) 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成 14 年法律第 87 号)に係る許可及び指導に関すること。
ごみ減量推進課	(1) 清掃事業の総合調整に関すること。 (2) 一般廃棄物の処理計画及び適正処理に関すること。 (3) 一般廃棄物の処理施設の整備計画に関すること。 (4) 一般廃棄物処理業の許可及び指導に関すること。 (5) ごみの発生抑制、再使用及び再利用の促進に関すること。 (6) ごみの統計資料等の作成に関すること。 (7) リサイクルステーション及びリユース工場の運営管理に関すること。

所 属 名	業 務 内 容
清掃業務課	(1) 分別ごみの収集に関すること。 (2) 指定ごみ袋に関すること。 (3) 粗大ごみに関すること。 (4) ごみの不法投棄に関すること。 (5) し尿の収集に関すること。 (6) 一般廃棄物処理手数料の徴収に関すること。 (7) 空き地の環境保全及び空き缶等のごみ散乱防止に関すること。
清掃施設課	(1) 一般廃棄物処理施設の運営管理に係る総合調整に関すること。 (2) 一般廃棄物処理施設の維持管理に関すること。 (3) 一般廃棄物処理手数料(清掃施設課所管施設に限る。)の徴収に関すること。 (4) 清掃事業所の維持管理に関すること。 (5) 環境マネジメントシステムに関すること。 (6) プラスチック製容器包装資源化施設の運営管理に関すること。
渡刈クリーンセンター	(1) 施設の運営管理に関すること。 (2) 一般廃棄物の焼却及び資源化並びに焼却残さの処分及び有効利用に関すること。 (3) 焼却業務に係る調査、分析及び統計に関すること。
藤岡プラント	(1) 施設の運営管理に関すること。 (2) 一般廃棄物の焼却及び焼却残さの処分に関すること。 (3) 焼却業務に係る調査、分析及び統計に関すること。
緑のリサイクルセンター	(1) 施設の運営管理に関すること。 (2) 一般廃棄物(刈草、せん定枝及び食品残さに限る。)の資源化及び有効利用に関すること。
グリーン・クリーンふじの丘	(1) 施設の運営管理に関すること。 (2) 一般廃棄物の埋立処理及び廃棄物の再生処理に関すること。 (3) 勘八不燃物処分場の維持管理に関すること。
逢妻衛生プラント、砂川衛生プラント	(1) 施設の運営管理に関すること。 (2) し尿及び浄化槽汚泥の処理に関すること。 (3) 汚水処理に係る調査、分析及び統計に関すること。

3 開発に関する法規制等(平成30年3月31日現在)

(1) 土地に関する規制

規制に関わる項目		所管(市ではない場合)	市の担当課	規制などの内容
農地	農用地区域		農政課	農振除外(農用地等以外の目的に利用)
	一般農地		農業委員会事務局	農地転用許可、届出(農地以外に転用)
山林	保安林	豊田加茂農林水産事務所	森林課	指定の解除、行為許可等
	地域森林計画対象民有林	豊田加茂農林水産事務所	森林課	伐採の届出(立木の伐採)
林地	林業目的以外で通行する場合等		森林課	林地開発許可(1ha超の開発)
道路	工事の承認		土木管理課	道路管理者以外の者が道路に関する工事を行う場合
	道路の占用の許可		土木管理課	道路を占用する場合
河川	工事の承認		土木管理課	河川管理者以外の者が河川の工事を行う場合
	土地の占用の許可		土木管理課	河川区域内の土地を占用する場合
	土地の掘削等の許可		土木管理課	土地の形状を変更する場合
開発区域内の市有地			土木管理課	都市計画法第32条協議(従前の道水路を含む場合)
国定公園	特別地域	西三河県民事務所	開発審査課	特別地域内行為許可(禁止行為あり)
	普通地域	西三河県民事務所	開発審査課	普通地域内行為届出
要措置区域等(土壌汚染対策法)			環境保全課	土地の形質の変更の禁止、届出等
指定区域(廃棄物処理法)			廃棄物対策課	土地の形質の変更の届出
風致地区			都市計画課	風致地区内行為許可
生産緑地地区			都市計画課	生産緑地地区内における行為の制限
緑化地域			公園緑地管理課	都心中心部での緑化率の義務化
砂防指定地		豊田加茂建設事務所	土木管理課	砂防指定地内行為許可
急傾斜地		豊田加茂建設事務所	土木管理課	急傾斜地崩壊危険区域内行為
地すべり防止区域		豊田加茂建設事務所	土木管理課	地すべり防止区域内行為許可
土砂災害の指定区域		豊田加茂建設事務所	土木管理課	特定の開発行為許可
宅地造成工事規制区域			開発審査課	宅地造成規制に関する許可
保護動植物の生息地			環境政策課	区画形状の変更、生息環境の変換
埋蔵文化財包蔵地			文化財課	埋蔵文化財包蔵地における工事の届出等
伝統的建造物群保存地区			文化財課	伝統的建造物群保存地区における現状変更行為の許可
排水		各土地改良区	農地整備課	排水承諾区域内の行為
指定緑地			公園緑地管理課	指定緑地内についての行為

(2) 行為に関する規制

規制項目	規制及び許可などの内容	所管(市ではない場合)	市の担当課
開発行為等	建築物等の建築等を目的とする造成行為	開発許可	開発審査課
	1haを超える開発	大規模行為届出	西三河県民事務所(豊田庁舎)
土地改変	3,000㎡以上の土地の改変	届出(法、県条例)	環境保全課
	指定区域の形質の変更	届出(廃棄物処理法)	廃棄物対策課
建築物等	建築物・工作物の構造	確認申請	建築相談課
	建設リサイクル法に基づく建設工事	届出	建築相談課
工場立地	敷地面積9,000㎡以上又は建築面積の合計が3,000㎡以上の工場における環境施設面積率等	届出(工場立地法)	ものづくり産業振興課
廃棄物	一般廃棄物の処理	施設設置の許可・届出	廃棄物対策課
	産業廃棄物の処理	施設設置の許可・届出	廃棄物対策課
土石採取	採石法に基づく土石の採取	計画認可	豊田加茂建設事務所
砂利採取	砂利採取法に基づく砂利採取	計画認可	豊田加茂建設事務所
雨水浸透阻害行為	境川・猿渡川流域内での500㎡以上の雨水浸透阻害行為	行為許可	河川課

(3) 行政的指導

指導に関する項目及び指導事項の内容				市の担当課
水質保全等	矢作川水系	3000 m ² 以上の開発	矢作川沿岸水質保全対策協議会との協議	環境政策課
		公共事業	矢作川沿岸水質保全対策協議会との協議	河川課
		汚水に関すること		環境保全課
	矢作川・境川水系	開発行為等	雨水流出抑制機能の充実	河川課
		20ha以上の開発	豊田市環境保全調整会議の設置	環境政策課
温暖化防止	駐車場、自動車ターミナルその他自動車等が出入りする場所を管理する者		使用者に対しアイドリング・ストップ実行の周知	環境政策課

4 環境関連例規

(1) 条例(平成30年3月31日現在)

【環境保全】

○**豊田市再生可能エネルギーの導入の推進に関する条例**(H26.3.25制定/未来都市推進課)

再生可能エネルギーの導入の推進に関し、基本原則を定め、並びに市、事業者及び市民の共通の責務を明らかにするとともに、市が実施する再生可能エネルギーの導入の推進に関する施策の基本方針を定めることにより、低炭素社会の実現を図り、もって環境への負荷の少ない持続的発展が可能な地域社会の構築及び市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

○**豊田市環境基本条例**(H8.9.30全部改正/環境政策課)

「環境の保全及び創造」に向けた基本理念を定め、市・事業者・市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項を定めている。

○**豊田市の環境を守り育てる条例**(H18.3.30制定/H24.12.27改正/H28.3.30一部改正/環境政策課)

市、事業者及び市民がそれぞれの生活及び活動において環境に配慮した行動を積極的に行うことで、市の持続的発展を図るとともに、市民の健康的な生活の確保を目的とし、必要な事項を定めている。

○**豊田市不良な生活環境を解消するための条例**(H28.3.30制定/環境保全課)

不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する事項を定めることにより、その状態の解消を図り、市民の安全で快適な生活環境の確保を目指す。

【環境衛生】

○**豊田市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する条例**(H5.3.31全部改正/H26.12.25一部改正/ごみ減量推進課)

資源の有効な利用の確保、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、一般廃棄物の発生抑制及び再利用を促進することにより一般廃棄物を減量し、並びに一般廃棄物を適正に処理するための基本的な事項を定めている。

○**豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例**(H18.3.30制定/H28.12.26一部改正/廃棄物対策課)

産業廃棄物の適正な処理等に関する市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、産業廃棄物の処理及び廃棄物処理施設の設置に関し必要な規制等を行うことにより、産業廃棄物の適正な処理並びに廃棄物処理施設の適正な設置及び維持管理を促進し、もって市民の良好な生活環境の保全に資することを目的として必要な事項を定めている。

○**豊田市一般廃棄物処理施設条例**(S37.3.27制定/清掃施設課)

豊田市廃棄物処理施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めている。

○**豊田市産業廃棄物処理に係る行政処分の基準等に関する条例**(H17.9.30制定/廃棄物対策課)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定めるものを除くほか、行政処分の基準等に関し必要な事項を定めることにより、法違反行為に対する市の適切かつ迅速な監督権限の行使の確保を図り、もって生活環境保全上の支障の発生を防止し、産業廃棄物の適正処理を確保することを目的とする。

○**豊田市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定める条例**(H24.3.30制定/廃棄物対策課)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、豊田市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定めている。

○**豊田市一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧の手続等に関する条例**(H11.3.29制定/H28.12.26一部改正/ごみ減量推進課)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、一般廃棄物処理施設の設置及び変

更に係る届出に際し、生活環境影響調査の結果の縦覧の手続と、利害関係を有する者の意見書の提出方法に関し、必要な事項を定めている。

○**豊田市浄化槽保守点検業者登録条例** (H9. 12. 24 制定／下水道施設課)

浄化槽による、し尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するため、浄化槽の保守点検を業とする者についての登録に関し必要な事項を定めている。

【都市計画】

○**豊田市屋外広告物条例** (H9. 12. 24 制定／建築相談課)

屋外広告物法に基づき、屋外広告物について必要な事項を定め、地域の特性を考慮した美観風致を維持し、公衆に対する危害を防止することを目的としている。

○**豊田市景観条例** (H20. 3. 28 制定／建築相談課)

景観を保全し、育成し、創造し、ゆとりと潤いのある美しいまちとすることを目的とし、良好な景観の形成に関して必要な事項を定めている。

○**豊田市緑化推進条例** (H24. 3. 30 制定／公園緑地管理課)

豊田市の緑化地域における建築物の緑化率等の最低限度の設定その他必要な措置を講ずることにより、緑あふれる良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする。

○**豊田市市街地における緑の保全条例** (H元. 3. 27 制定／公園緑地管理課)

市街地における緑の保全を図り、市民の健全な生活環境の保全と良好な都市景観を維持することを目的とする。

○**豊田市地区計画等の区域内における建築物制限条例** (H5. 3. 31 制定／建築相談課)

建築基準法に基づき地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の用途、構造及び敷地に関する制限を定めている。

○**豊田市開発事業に係る手続等に関する条例** (H29. 3. 22 制定／開発審査課)

周辺環境に影響を及ぼすおそれのある開発事業に関し、市、開発事業者等及び市民の責務を明らかにするとともに、開発事業者が行うべき住民への周知手続、講ずべき措置その他必要な事項を定めている。

【下水道】

○**豊田市公共下水道条例** (S61. 9. 20 制定／料金課・下水道施設課)

下水道法に基づき、公共下水道の設置及び管理に関し、必要な事項を定めている。

【市民施設】

○**豊田市自然観察の森条例** (H2. 3. 28 制定／環境政策課)

豊田市自然観察の森の設置及び管理に関し、必要な事項を定めている。

(2) 告示 (平成 28 年 3 月 31 日現在)

●区域指定等

○**環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型の指定**

(H24. 3. 23 告示／H30. 6. 26 改正／環境保全課)

○**騒音規制法に基づく騒音の規制地域等の指定及び規制基準の設定**

(H10. 3. 13 告示／H27. 4. 22 改正／H30. 6. 26 改正／環境保全課)

○**振動規制法に基づく振動の規制地域等の指定及び規制基準の設定**

(H10. 3. 13 告示／H27. 4. 22 改正／H30. 6. 26 改正／環境保全課)

○**悪臭防止法に基づく悪臭原因物質の排出規制地域の指定及び規制基準の設定**

(H17. 3. 29 告示／H25. 3. 25 改正／H30. 6. 26 改正／環境保全課)

○**屋外広告物の表示若しくは屋外広告物を掲出する物件の設置を禁止し、又は制限する区間及び区域の指定** (H10. 3. 31 告示／H29. 3. 21 改正／建築相談課)

○**良好な景観を形成するため広告物及び広告物を掲出する物件の整備を図る地域の指定**

(H13. 9. 18 告示/H17. 2. 17 改正/建築相談課)

○廃棄物が地下にある土地に係る指定区域の指定

(H18. 2. 22 告示/H19. 4. 19 告示/H21. 2. 6 告示/H27. 1. 14 告示/H27. 9. 3 告示/廃棄物対策課)

○一般廃棄物処理実施計画の策定 (H30. 3. 29 告示/ごみ減量推進課)

5 環境関連資料

●発行物

名 称	担当課	発行年月	内 容
豊田市環境基本計画	環境政策課	H30. 3	本市の環境の保全及び創造に関する目標や施策の基本的方向を示すもの (計画期間:平成 30~37 年度)
豊田市地球温暖化防止行動計画	環境政策課	H30. 3	本市の地球温暖化対策に関する目標や施策の基本的方向を示すもの (計画期間:平成 30~37 年度)
平成 29 年版 環境調査報告書	環境保全課	H29. 10	平成 28 年度の市の調査、規制の状況、調査測定、データ、実績報告
豊田市一般廃棄物処理基本計画	ごみ減量推進課	H30. 3	本市の一般廃棄物処理に関する目標や具体的な施策等を示すもの (計画期間:平成 30 年度から 8 年間)
平成 29 年版 豊田市の清掃事業	ごみ減量推進課	H29. 11	平成 28 年度の清掃事業の概要
平成 28 年度 豊田市下水道事業年報	経営管理課	H29. 8	平成 28 年度の下水道事業の概要
資源・ごみの分け方、出し方 (2018 年度版ごみカレンダー)	ごみ減量推進課	H30. 3	資源・ごみの収集日と正しい分け方、出し方を示したもの
資源・ごみの分け方出し方 ガイドブック	ごみ減量推進課	H30. 3	ごみの分別の方法や資源リサイクル等を分かりやすく解説

●自然シリーズ

題 名	発行年月	題 名	発行年月
豊田の昆虫Ⅲ (猿投山の昆虫 1)	H 1. 3	豊田の名木	H 5. 3
豊田の昆虫Ⅳ (猿投山の昆虫 2)	H 2. 3	豊田市の活断層と地震	H11. 3
豊田の昆虫Ⅴ (チョウとガ)	H12. 3	豊田市自然環境基礎調査報告書	H17. 4
豊田の植物ⅩⅠ (樹木の花)	H10. 3	豊田の生きものたち~生物多様性を知る~	H21. 5
豊田の魚Ⅱ (池沼編)	H 8. 12	自然観察の森ガイドブック 森の仲間へ会いに行こう!	H25. 4
豊田のクモ	S62. 3		

※平成 30 年 4 月 1 日現在販売中のもの

6 とよたエコアクションプラン（要旨）

（1）概要

とよたエコアクションプランは、市自らが、事業者・消費者として行う環境保全のための率先行動計画として、平成11年に策定されました（平成26年4月改定）。

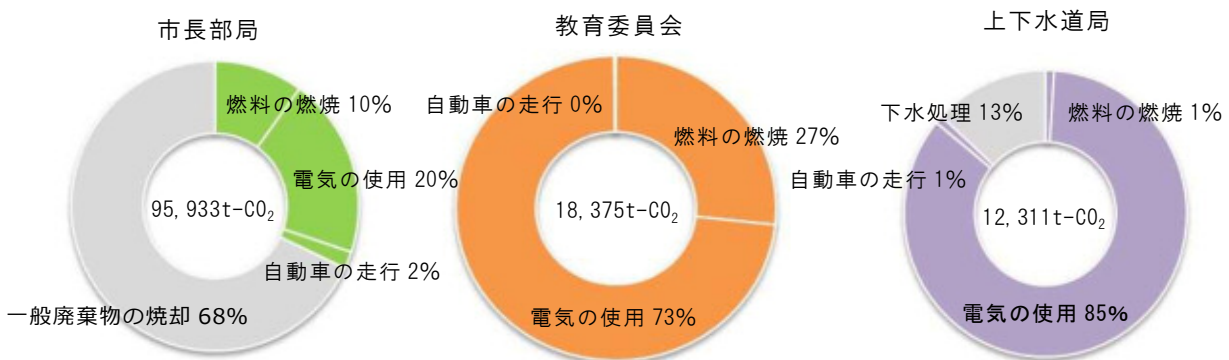
市で行う事務事業は、市民生活や事業活動を支えるため、広範囲にわたっています。また、数多くの施設を保有し、本庁舎のような事務所、学校や交流館、清掃工場など、その利用形態も様々です。

事務事業を行う際には、これらの施設を使用し、多くの資源やエネルギーが消費されています。

とよたエコアクションプランは、事務事業を行う中で日常的に取り組むことができる環境配慮行動を示すことで、環境への負荷を低減し、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を抑えることを目的としています。

また、市役所が率先して環境保全に取り組み、地球温暖化防止に向けて資源エネルギーの削減に努めることで、市民・事業者の自主的な取組を促します。

（2）基準年度（平成22年度）の温室効果ガス排出量



（3）計画の基本的事項

温室効果ガスの排出抑制を始めとした環境負荷の低減のために、次の5つの項目を基本に取り組みます。

①省資源、省エネルギーの推進

- ・夏季及び冬季の節電率先行動の推進
- ・夏季の軽装（クールビズ）の実施
- ・ライトダウンキャンペーン（七夕、夏至）への参加
- ・仕事の効率化推進運動（仕事メタボ解消プロジェクト）の推進

②廃棄物の減量とリサイクルの推進

③環境に配慮した製品の使用

- ・豊田市グリーン調達方針

④車両の適正使用・エコドライブ及びエコカーの導入促進

- ・公用車のエコカー導入方針

⑤公共工事、施設の維持・管理における環境配慮

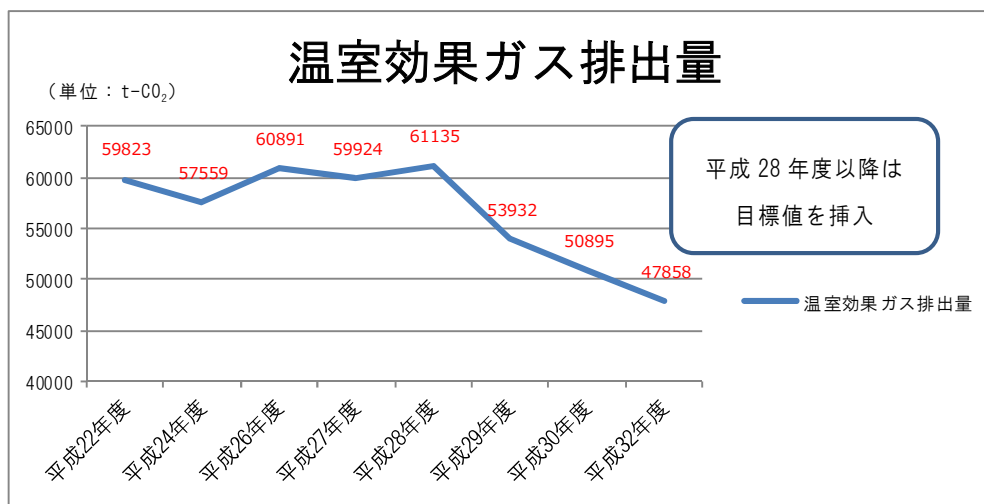
- ・公共工事に関する環境配慮指針

（4）温室効果ガス排出量の削減目標

本市の公共施設から排出された温室効果ガスのうち、一般廃棄物の焼却及び下水処理については、市民・事業者を含めた市内全ての主体から排出されるため、目標管理の対象からは除外します。したがって、目標管理の対象とする平成22年度（基準年）の温室効果ガス排出量は、59,823t-CO₂です。

これは、豊田市全域から排出された温室効果ガス（6,386,000t-CO₂）の約1%を占め、市としても排出抑制に積極的に努めていく必要があります。

平成32年度には温室効果ガス排出量を平成22年度比20%削減し、47,858t-CO₂を目指します。



(5) 目標達成のための活動量の指標

電気使用量は、温室効果ガス排出量への影響度が最も高く、また、節電に取り組むことで、電力需給状況に対して貢献することができ、率先的に削減に取り組んでいくべきエネルギーです。

印刷用紙購入量については、全ての職場で共通して使用する資源であり、事務や会議の見直し等業務効率化の視点からも削減に取り組むべき資源です。

上記 2 つの資源エネルギーについて、毎年度 2%以上削減することで、平成 32 年度に基準年度比 20%削減します。

その他の資源エネルギーについては、削減目標値は設定しませんが、省エネ法において、エネルギー使用量の報告とエネルギー使用量全体で毎年度 1%以上の省エネが求められているため、少なくとも年度内に 1 回、その使用量を報告するとともに、削減に努めます。

(6) 具体的な取組内容例

目標値達成のためには、職員一人ひとりの意識的な行動が必要です。特に効果的な行動として、以下の 3 つを重点的に取り組みます。

- ・ こまめな照明の消灯を徹底する。
- ・ 空調機器の控えめな温度設定（夏：室温 28℃、冬：室温 20℃）と適正な利用
- ・ 両面・裏面印刷を励行し、事務の見直し等の実施により印刷部数を抑制する。

改正履歴

年月日	内 容
平成 10 年 6 月 1 日	環境にやさしい庁内率先行動ステップ 1「環境都市できることから一歩ずつ」運動
平成 11 年 4 月 19 日	環境対策監会議に「庁内率先行動計画策定分科会（会長：総務部環境対策監）」を置く。
平成 11 年 11 月 1 日	事業者・消費者としての環境保全に向けた率先行動計画「とよたエコアクションプラン」策定（市長決定）
平成 12 年 11 月 24 日	本庁で ISO14001 を認証取得
平成 13 年 3 月 16 日	「とよたエコアクションプラン」改定 地球温暖化防止実行計画を併せ持つ計画とする。
平成 15 年 3 月 25 日	「とよたエコアクションプラン」改定
平成 17 年 3 月 30 日	「とよたエコアクションプラン」改定
平成 19 年 9 月 19 日	「とよたエコアクションプラン」改定
平成 19 年 11 月 19 日	「とよたエコアクションプラン」改定
平成 20 年 8 月 19 日	「とよたエコアクションプラン」改定
平成 24 年 3 月 30 日	「とよたエコアクションプラン」改定
平成 25 年 8 月 9 日	ISO14001 の適用範囲から本庁舎を除外
平成 26 年 4 月 17 日	「とよたエコアクションプラン」改定（適用は 4 月 1 日）

環 境 方 針

基本理念

私たちのまち豊田市は、先人たちの努力により守られてきた豊かな自然と多くの歴史的・文化的遺産の恵みを受け、良好な環境の下に発展を続けてきました。

しかしながら、近年の急速な社会情勢の変化により、生活様式が大きく様変わりするとともに、ごみの種類や処理方法も多様化し、ごみ量の増加等に伴う環境への影響など様々な課題を抱え、一層の効率的な資源・エネルギーの利用と、ごみの発生抑制や適正な処理が求められています。

このような状況の中、本市では、快適で住みよい生活環境を確保し、良好な環境を将来の世代に引き継いでいくため、継続的に環境の保全と改善に取り組んでまいります。

以上の基本理念のもと、次の事項を約束するとともに、システムの継続的な改善を図るため、この方針を定めます。

基本方針

- 1 基本理念を踏まえ、本市がめざす社会像の一つである「循環型社会」を実現するため、適正な事業の管理を行ってまいります。そして、この環境方針を達成するため、環境目的、環境目標を定め、定期的な見直しを行うことにより、継続的な改善を進めます。
- 2 廃棄物処理を適正に行うことで、有限で貴重な資源が大切にされ、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成に貢献します。
- 3 環境に関する法令等を順守するとともに、環境汚染の予防に努めます。
- 4 ごみの適正処理を啓発するため、広く市民を受け入れることによって、環境問題を考え、環境教育の源泉になる役割を果たします。
- 5 環境方針及び環境マネジメントシステムに基づく活動結果を内外に公表し、だれもがその情報を入手できるようにします。

平成 25 年 8 月 9 日

平成 30 年版
環 境 報 告 書

平成 30 年 8 月

発 行 豊 田 市
編 集 環 境 部 環 境 政 策 課

〒471-8501 豊田市西町3-60

TEL 0565-34-6650

FAX 0565-34-6759

<http://www.city.toyota.aichi.jp/>

E-mail:kansei@city.toyota.aichi.jp



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

2030年に向けて
世界が合意した
「持続可能な開発目標」です